

第5回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (9月4日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者挨拶	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の説明	8
○認定第2号及び報告第12号の上程、説明、質疑、委員会付託	18
○議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
○議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
○議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
○議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決	41

○請願・陳情について	4 4
○散会の宣告	4 4

第 2 号 (9月5日)

○議事日程	4 5
○本日の会議に付した事件	4 5
○出席議員	4 5
○欠席議員	4 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 5
○事務局職員出席者	4 5
○開議の宣告	4 6
○一般質問	4 6
根 本 廣 嗣	4 6
円 谷 寛	6 0
小 林 政 次	7 7
込 山 靖 子	1 0 0
○休会について	1 1 3
○散会の宣告	1 1 3

第 3 号 (9月6日)

○議事日程	1 1 5
○本日の会議に付した事件	1 1 5
○出席議員	1 1 5
○欠席議員	1 1 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 5
○事務局職員出席者	1 1 5
○開議の宣告	1 1 6
○一般質問	1 1 6
中 島 伸 子	1 1 6
町 島 洋 一	1 2 7
吉 田 孝 司	1 3 0
○休会について	1 5 6
○散会の宣告	1 5 6

第 4 号 (9月18日)

○議事日程	159
○本日の会議に付した事件	159
○出席議員	159
○欠席議員	160
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	160
○事務局職員出席者	160
○開議の宣告	161
○議事日程の報告	161
○決算審査特別委員長報告(認定第2号)及び報告に対する質疑、討論、採決	161
○議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決	163
○議案第95号及び議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決	188
○議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決	190
○議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決	191
○議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決	193
○議案第100号及び議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決	194
○産業厚生常任委員長報告(請願・陳情について)及び報告に対する質疑、討論、採決	196
○総務文教常任委員会閉会中の継続調査の申出について	212
○産業厚生常任委員会閉会中の継続調査の申出について	212
○広報広聴常任委員会閉会中の継続調査の申出について	212
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	213
○閉議の宣告	213
○町長挨拶	213
○閉会の宣告	214
○署名議員	215

鏡石町告示第44号

第5回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月30日

鏡石町長 木 賊 正 男

1 期 日 令和6年9月4日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	畑	幸一	2番	中	畠	伸子		
3番	熊	倉	正	磨	4番	東	悟	
5番	根	本	廣	嗣	6番	町	島	洋一
7番	稲	田	和	朝	8番	込	山	靖子
9番	吉	田	孝	司	10番	小	林	政次
11番	円	谷	寛	12番	角	田	真美	

不応招議員（なし）

第 1 号

令和6年第5回鏡石町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和6年9月4日（水）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 認定第 2号 令和5年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 報告第12号 令和5年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 7 議案第84号 教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 8 議案第85号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第86号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第87号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第12 議案第88号 福島県と鏡石町との阿武隈川上流流域下水道（県中処理区）内の流域関連公共下水道幹線管渠の設置に関する協議について
- 日程第13 議案第89号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第14 議案第90号 鏡石町保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第91号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第92号 鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第93号 鏡石町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	畑 幸一	2番	中 畠 伸 子
3番	熊 倉 正 磨	4番	東 悟
5番	根 本 廣 嗣	6番	町 島 洋 一
7番	稲 田 和 朝	8番	込 山 靖 子
9番	吉 田 孝 司	10番	小 林 政 次
11番	円 谷 寛	12番	角 田 真 美

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 正 男	副 町 長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	吉 田 竹 雄
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税務町民課長	根 本 大 志
福祉こども課長	菊 地 勝 弘	健康環境課長	大 木 寿 実
産 業 課 長	吉 田 光 則	都市建設課長	根 本 博
上下水道課長	圓 谷 康 誠	教 育 課 長	大河原 正 義
会計管理者兼出納室長	佐 藤 喜 伸	監 査 委 員	根 本 次 男
選挙管理委員会委員長	草 野 孝 重	農 業 委 員 会 長	菊 地 栄 助

事務局職員出席者

議会事務局長	緑 川 憲 一	主 査	藤 島 礼 子
--------	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまから第5回鏡石町議会定例会を開会いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（角田真美） 初めに、本定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。
6番、町島洋一議員。

〔議会運営委員長 町島洋一 登壇〕

○6番（議会運営委員長 町島洋一） 皆さん、おはようございます。

ただいまより報告させていただきます。

第5回鏡石町議会定例会会期予定表。

令和6年9月4日水曜日招集、日時、日、曜日、会議内容の順番でお知らせします。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

◎招集者挨拶

○議長（角田真美） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。
町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） おはようございます。

鏡石町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、第5回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましては、令和5年度各会計決算認定のほか、教育長並びに教育委員会委員の任命同意、監査委員の選任同意、人権擁護委員の推薦等の人事案件、流域関連公共下水道に関する協議、福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更、条例の一部改正、各会計補正予算など、合わせて21件を提案するものであります。

何とぞご審議いただき、承認、同意、議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（角田真美） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（角田真美） 本日の議事は、お手元に配付したとおり、議事日程第1号より運営いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（角田真美） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、8番、込山靖子議員、9番、吉田孝司議員、10番、小林政次議員の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（角田真美） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの15日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、会期は15日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（角田真美） 日程第3、諸般の報告に入ります。

閉会中の議会庶務報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員。

〔監査委員 根本次男 登壇〕

○監査委員（根本次男） おはようございます。

例月出納検査の結果を報告申し上げます。

3か月分をまとめて報告いたします。

例月出納検査報告。

1、検査の対象、令和6年5月分、令和6年6月分、令和6年7月分、以上について、それぞれ一般会計、上水道及び下水道事業会計、7特別会計、各基金、歳入歳出外現金につい

て、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、令和6年5月分につきましては、令和6年6月25日火曜日、午前9時54分から午前11時50分まで、令和6年6月分につきましては、令和6年7月25日木曜日、午前10時から午前11時40分まで、令和6年7月分につきましては、令和6年8月26日月曜日、午前9時54分から午前11時57分まで、以上のとおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、各月とも報告書記載の方々の出席をいただきました。

5、検査の手続、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、令和6年5月分、令和6年6月分、令和6年7月分とも各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末現在における現金、預金、基金の残高は資料のとおりでございます。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田真美） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合の報告を求めます。

5番、根本廣嗣議員。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 根本廣嗣 登壇〕

○5番（須賀川地方広域消防組合議会議員 根本廣嗣） それでは、ご報告いたします。

令和6年第1回須賀川地方広域消防組合議会臨時会を開催いたしました。

令和6年7月11日、3時45分開議です。

第1、議会の指定、これは新しく議員になった人の席を決めました。

第2、会期の決定、1日でございます。

第3、会議録署名議員は野崎、根本です。

第4、議案第5号 須賀川地方広域消防組合監査委員の選任について同意をすることについて、第5号は根本廣嗣ということで承認されました。

あと、第5から第8は関連ですので、一括で承認を求めました。

第6号 専決処分の承認を求めることについて、第6、議案第7号 災害対応特殊救急自動車購入契約締結について、第7、議案第8号 高規格救急自動車購入契約締結について、第8、議案第9号 消防ポンプ自動車（CD-I型）購入契約締結について、以上を承認されました。

あと、資料は附属の資料をお読みください。

以上です。

○議長（角田真美） 次に、公立岩瀬病院企業団の報告を求めます。

10番、小林政次議員。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 小林政次 登壇〕

○10番（公立岩瀬病院企業団議会議員 小林政次） それでは、公立岩瀬病院企業団議会の報告をいたします。

裏のページでございますが、議事日程、令和6年7月2日、午後2時開会。

議事日程第1号でございますが、第1、会期の決定、これは1日限りでございます。

第2、会議録署名議員の指名、これは3番、4番、5番の議員でございます。

第3、議案第6号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、これにつきましては、元須賀川市職員の村上清喜氏が選任されました。

第4、議案第7号 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例、これにつきましては、マタニティヨガ教室1回1,100円の参加費用の追加でございます。原案どおり可決されました。

以上でございます。

○議長（角田真美） 以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（角田真美） 日程第4、所信及び行政報告として、町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 本日ここに第5回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

パリオリンピックは、7月26日から8月11日までの17日間、フランスのパリで開催されました。32競技、329種目に200ほどの国と地域から参加しました。日本は金メダル20個、銀12個、銅13個で、合計45個のメダルを獲得。金メダル数・メダル総数とも、海外開催の五輪では過去最多となるすばらしい成績を収めました。

また、パラリンピックは、8月28日から9月8日の期間で開催されています。日本選手団の活躍を期待するとともに、障がいのある方に対しての社会全体の意識が高まることを願っております。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻、また、イスラム組織ハマスとイスラエルとの紛争

は、双方とも戦闘休止の動きはなく、国際情勢の緊迫はオリンピック開催中のテロへの警戒を高めました。終わりの見えない悲惨な状況が続いている中、多くの市民が犠牲になっていることに心が痛むとともに、1日も早い戦争終結を強く望むものです。

このような世界情勢の混迷は、エネルギーや原材料価格の高騰につながり、日本にも記録的な物価高をもたらし、生活への影響が続いています。ここで政府の物価高対策により、町で対策を講じている事業についてご説明いたします。

長期化する電気・ガス・食料品等の価格高騰による家計への負担増を踏まえ、令和6年度新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となる世帯に対する支援として、1世帯あたり10万円を給付する事業につきましては、8月20日現在、非課税世帯84世帯、均等割のみ課税世帯60世帯の併せて144世帯に支給を行ったところであります。また、対象世帯のうち18歳以下の児童がいる世帯に対しては、児童1人当たり5万円を加算して23世帯、36名に支給しております。申請期限は10月末までとしており、申請のあった世帯への給付を継続してまいります。

国の経済対策として実施している定額減税につきましては、令和6年分の所得税及び令和6年度分個人住民税所得割において、給与所得者の特別徴収分及び事業所得者の普通徴収分は6月分から順次控除し、年金所得者は10月分から順次控除してまいります。さらに、定額減税を十分に受けられないと見込まれる方に対しての補足給付については、8月1日に通知を発送し現在、申請受付及び振込事務を行っているところであります。

7月臨時議会で議決いただきました発行総額1億5,000万円のプレミアム付商品券につきましては、8月6日に発売を開始し、10日間で販売総数の7割相当の販売額を達成しております。疲弊した町内経済圏で消費されることが確実な当該商品券事業により、活性化が図られるものと期待しているところであります。

新型コロナウイルス感染症は、予防接種法のB類疾病に位置づけられ、定期接種となりました。定期接種は、65歳以上の希望者及び60歳から64歳で心臓や腎臓、呼吸器の機能障害等で日常生活がほとんど不可能など、一定の基礎疾患を持つ方が対象となり、秋から冬にかけて1回接種することになります。今定例会において、接種費用の一部を助成する補正予算を計上しております。

昨年10月10日に開館しました健康福祉センターほがらかんは、間もなく開館して1年を迎えます。現在までの利用状況については、これまで1か月平均57件、1,365名の町民や公共の会議等に活用しております。火曜日から日曜日まで週6日実施しております「つどいの広場」は、大人と子供の合計で、1日平均で約33人の親子に利用していただいております。今後も広く町民の皆様へご利用いただけるよう、事業の拡大やPRに努めてまいります。

先月8日、本年産の米の作況指数が全国で101の平年並みになるとの予測が発表されまし

た。全国で概ね天候に恵まれたとの評価の一方、一部地域の日照不足や秋田・山形での大雨被害の影響も把握できる範囲で反映させた予測で、本県を含めた32都府県が平年並みとなりました。

当町においては、5月から8月までの積算降水量は、過去5年平均値に比較し少ない状況ではありますが、水がめである羽鳥ダムの取水開始時点の貯水率が、対前年比約14%高の約99%から送水が開始されたこと、また、降雨の状況も程良く効果的な降り方であったことから順調な生育状況にあると見込まれます。

全国各地で台風や大雨による災害が発生しています。7月には東北地方では秋田県や山形県で記録的な大雨が降り、線状降水帯の影響で複数の河川が氾濫しました。また、8月には台風が立て続けに発生し大雨と暴風が、各地に大きな被害をもたらしました。被害を受けられた皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

さらに、8月8日には、宮崎県で震度6弱、マグニチュード7.1の地震が発生、この地震を受けて気象庁は南海トラフ地震臨時情報を発表しました。これにより、南海トラフでの巨大地震は目前まで差し迫っていると警鐘が鳴らされました。災害は必ずまたやってきますので、鏡石町地域防災計画に基づき備えてまいります。また、対策の一つとして、8月22日には、大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的に、佐川急便株式会社南東北支店と災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書を取り交わしたところです。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの成田地区への遊水地の整備につきましては、先の「水害から居住地を守る成田地区推進協議会」総会において、会員から出された意見要望を受け、矢吹町、玉川村と連名により、「損失補償等について」、「遊水地の維持管理及び利活用について」、「負担の共有に向けた支援等について」の3つの事項を、福島河川国道事務所、望月所長へ要望を行ったところです。要望については、真摯にご対応いただけるよう、今後も粘り強く交渉してまいります。

住宅移転に向けて駅東区画整理事業地内を希望されている方へ、移転区画の調整を進め、集団移転先の成田原町地内及び新町地内の2か所においては、希望区画もほぼ確定してきているところであり、国における契約手続や、造成に向けた準備が進められています。

また、集団移転の希望者だけでなく、個別で移転を考えている方へも、地元協議会等とも連携しながら、対象者の皆さんがスムーズに住宅移転ができるように、国とともに、引き続き寄り添った支援に努めてまいります。

整備後の遊水地の地内利活用に向けて、アンケート調査が行われ、その結果を踏まえて、利活用検討会作業部会が8月27日に開催され、様々な意見交換が行われました。引き続き意

見交換を行い、基本コンセプト案の取りまとめを進める予定となります。その際は、持続可能な利活用となるように、国へ要望してまいります。

上水道事業第5次拡張事業における旭町浄水場の解体工事については、7月に着手し、設備・施設等の解体工事が開始されたところです。

また、8月8日には、上下水道運営審議会の委員10名を委嘱し、第1回の審議会を開催いたしました。今後も上下水道事業の経営健全化のため、情報提供、意見交換を行い、幅広い方々からの声を反映した事業運営をしてまいります。

鳥見山陸上競技場管理事務所の改修工事については、6月議会定例会で議決いただき、利用者の安全管理を図り、改修工事を進めております。

田んぼアート事業は、6月の観覧開始以降多くの方々に観覧いただき、8月18日には来場者数1万人を突破いたしました。記録的猛暑の影響もあり、昨年より10日程遅れての達成となりましたが今後、一人でも多くの方に観覧いただけるようPRに努めてまいります。

鏡石駅東第1土地区画整理事業では、第3工区内の一部においても、昨年10月に使用収益が開始され、駅東第1土地区画整理事業地内の定住人口も増加しており、本年7月末では、昨年同期より、世帯数で25世帯、人口では64名が増加し、世帯187世帯、人口では、566名となっており、区画整理事業の効果が見られてきています。

道路の築造工事では、健康福祉センター北側から老人福祉センター東側を通る、「東町鳥見山公園線」の工事を進めております。今後も、第3工区の早期完了に向けて事業を進めてまいります。

第2・第4・第5工区については、産業用地の確保に向けて、事業計画等を変更するために検証業務を進めております。

次に、鏡石町第6次総合計画に基づく6つの基本目標の事業について申し上げます。

1つ目の子育て・健康・福祉分野では、「すべての町民が健やかに暮らせるまちづくり」として、生活習慣病などの早期発見や予防、町民の健康保持増進を進める健康づくりの支援における集団健診を9月8日から14日までの7日間、健康福祉センターを会場に実施いたします。医療機関での個別健診については、7月1日から来年1月31日まで7か月間実施しており、より多くの町民の皆さんに、自分の健康チェックのために受診していただけるよう努めているところです。

郡山女子大学との連携事業として、第二小学校の小学4年生から6年生の各学年において、子供が不足しやすい栄養素の鉄分について学ぶ食育授業を実施しました。今後も第一小学校、中学校においても実施する予定となっております。

また、生活習慣病や肥満をはじめ、食生活・栄養に関する食生活実態調査を実施したことから、健康課題を整理するとともに、今後の改善に向けて、引き続き、正しい食習慣の形成

など、食事の大切さ「食と健康」への取組みを積極的に進めてまいります。

健幸まちづくり事業については、福島県立医科大学連携事業の一環として、65歳以上の高齢者の方を対象とした体力測定会を、8月31日から9月1日の2日間にわたり実施いたしました。測定会では、健康診査の項目に含まれない、血管年齢、歩行機能、体組成検査などが行われ、それぞれの測定結果と判定の目安を参加者へ提供し、健康寿命延伸のための健康づくりに努めました。

人生100年時代、高齢者が抱える様々な健康課題に対応するため、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施する取組みを関係機関等と連携しながら進めております。生涯にわたって、可能な限り自立した生活と社会参加ができるよう、健康維持やフレイル予防などを行い、健康寿命の延伸を目指してまいります。

食の健康づくりにおける高齢者食生活改善事業である健幸食生活応援事業においては、健診結果を受けて、管理栄養士や保健師による、高齢者訪問や栄養教室を行ってまいります。今年度は、これまで24件の高齢者宅の訪問を行ったところです。

子育て世代包括支援センター機能拡充事業としては、産前から切れ目のない子育て支援を実施するため、助産師による産前訪問や相談支援を実施してまいります。今年度は、これまで20件の妊婦さん宅の訪問を行ったところです。

また、出産後の母子の心身に対し、安心して子育てができるように、産科医療機関等で、助産師等による宿泊ケアや日帰りケアを行う産後ケア事業では、母子保健としての総合的な支援に努めております。

のびのび子育て応援券支給事業につきましては、次世代を担う子どもの健やかな成長などを目的に、出生された新生児の保護者に商品券を給付しているもので、7月末までに24件の給付を行ったところであり、また、婚姻を祝福するとともに、鏡石町の魅力発信を目的とした「オリジナル結婚記念証」につきましても、7月末までに11組のカップルに記念証及びフォルダーを発行したところであり、

今年度の敬老祝品贈呈事業につきましては、高齢者の皆様の安全を最優先に考え、1,893人の対象者に9月14日土曜日に各集会所で贈呈する予定であり、敬老会に替えて行うことにしています。

2つ目の教育・文化・スポーツ分野では、「未来を拓き、次世代を担う人づくり」として、元気キッズサポーター派遣事業については、児童の体力格差が課題となっていることから、運動に関する関心や意欲を高めつつ体力向上を図るため、体育の授業を支援する元気キッズサポーターを各小学校に派遣しております。

児童生徒の学力向上支援事業として、「標準学力調査」を実施し、個々の達成率から弱点等を分析し、その結果を学習指導に活用するとともに、教職員の研修会等も実施し、教職員

の資質向上にも努めています。また、中学生の学習意欲と学力向上につなげる鏡石中学校が行う各種検定（英語、数学、漢字）の受検者を対象に、受験料の補助を行っています。さらに、中学3年生を対象にした英語学力向上講座を、夏休み期間を活用して実施したところです。

なお、6月議会で補正予算の議決をいただきました小中学校の授業力向上が図られる黒板用プロジェクター購入については、8月下旬に全8台が納品されましたので、2学期から小学6年生と中学3年生の各授業での活用が始まったところです。

花いっぱい運動については、6月の定植から、町民の皆さんや関係団体のご協力をいただきながら実施し、町内各所が花であふれ、心豊かな潤いのあるまちづくりと連帯感あふれる地域社会の形成が図られているところであります。9月25日には、花いっぱい運動に積極的に参加された個人や団体の表彰を行う予定であります。

少年の主張鏡石町大会は、発表者として各小学校の5年生と6年生の各学級1名、中学校では各学年1名で、8月2日に健康福祉センターで開催しました。発表者の皆さんは、親への感謝の思いや差別のない社会の実現など、日頃感じたことや、広く社会に訴えたいことについて、保護者をはじめ、多くの聴衆者の方の前で丁寧にしっかりと発表されました。

第18回鏡石駅伝・ロードレース大会は、11月2日の土曜日に開催することを計画しており、現在、参加者の募集など大会開催への準備を進めているところです。

3つ目の協働・コミュニティ分野では、「助け合いの心でつなぐ地域づくり」として、今年度の町消防団による模擬火災訓練は、9月8日に高久田区の高久田多目的集会所周辺で実施されます。また、9月21日には健康福祉センターを会場に防災訓練を実施します。中継放水訓練や初期消火・けが人搬送訓練、炊き出し訓練等を行い、地域防災体制の確立と住民の防災意識の高揚を図ります。地元行政区の高久田区、笠石区、旭町区の皆様にはご協力をお願いいたします。

8月9日に国道4号久来石交差点で軽自動車とバイクが衝突し、バイクの男性が死亡する痛ましい事故がありました。お亡くなりになった方のご冥福をお祈りいたします。町といたしましては、このような悲劇を1件でも少なくするため、交通事故の未然防止として、高齢者運転免許証自主返納支援事業は8月末現在16件、新規事業の高齢交通弱者対策事業は70件を交付決定したところです。また、急発進抑制装置の設置費用の一部を助成する、高齢者安全運転支援装置設置事業は12件を交付決定しました。

4つ目の産業・観光分野では、「にぎわいと魅力にあふれるまちづくり」として、8月5日には、令和8年度に須賀川岩瀬地域で開催予定の「第28回米・食味分析鑑定コンクール国際大会」の実行委員会設立総会が開催され、同日、福島県への協力要請活動を展開してまいりました。令和8年度の本大会開催の成功に向け、来年度はプレ大会の開催や米飯鑑定士の

育成などに取り組む予定となっており、須賀川市・天栄村、福島県などの関係機関との連携を密に対応してまいります。

水田を畑地化して畑作物の栽培に取り組む農業者に対して、土地改良区決済金を支援する畑地化促進事業について、福島県より配分決定が通知されたことを受け、決済金の補助金として、本定例会に補正予算を計上させていただいております。

また、7月3日以降、数件の目撃情報が寄せられておりますツキノワグマ対策として、鳥獣被害対策実施隊のパトロール経費等についても計上させていただいております。

農地再生プロジェクト事業については、年々増加している耕作放棄地の有効活用として、なたねとエゴマ栽培による「田んぼで油を採ろう・かがみいし油田計画」に基づき、関係機関と連携し事業に取り組んでおり、栽培技術の確立や機械化による労力軽減を図りながら事業の推進・拡大に努めております。

今年は約5.5ヘクタールの播種に対し、天候不順や連作障害などの影響で刈取りは4.4ヘクタール・約2トン程度の収量がありました。昨年に引き続き、学校給食への活用やまちの駅「かんかんてらす」での販売などを予定しております。

日本の7月の月平均気温が、統計を開始した1898年以降の7月として、最も高くなる記録的な猛暑の中、6月23日のあやめ祭り、7月14日の田んぼアート「七夕まつり」、8月4日には鏡石ふるさと祭りを関係団体と連携のうえ開催しております。各イベントとも、趣向を凝らした様々なコンテンツを企画・運営し、子供から大人まで幅広い年代の方々に楽しんでいただき、賑わいの創出を図っております。

今後は、9月7日に鏡石フルーツ祭り、10月5日には鏡石「牧場の朝」オランダ・秋祭りの開催を予定しております。この鏡石フルーツ祭りは、町の公式キャラクター「牧場のあーさー」生誕10周年を記念し実施した「高校生アイデアコンテスト」において、最優秀賞を受賞した企画イベントであり、企画を考案した高校生と魅力あるまちづくり実行委員会が一体となり取り組むことで、次世代の人材育成につながることを期待しております。

今年度からの3ヶ年度計画で事業着手しております、鏡石町移住・就農モニターを通じた複合的な情報発信事業につきましては、町内農家での農業体験や関係団体との交流、実際に町内に居住することで感じた町の魅力について、SNS等を活用した情報発信を行っております。

また、6月定例会で議決いただきました、福島再生加速化交付金を財源とした鏡石町風評払拭のためのデジタルコンテンツ発信事業につきましては、公募型プロポーザルを実施し各々の強みを生かした特色ある提案をいただいた中で受託者を選定しております。

今後、PR動画の作成・公開等の情報発信、モニターツアーの実施等で風評払拭に努めてまいります。

5つ目の都市環境・地域防災・生活居住分野では、「安全安心で快適な環境が整うまちづくり」として、緊急浚渫推進事業では、6月議会定例会において、締約締結の議決をいただいた、笠石原町地内の「サカサ池浚渫工事」は、池の落水を行い、浚渫に向け現地での工事着手に向け準備を進めております。

公共施設等適正管理推進事業では、昨年に引き続き「鏡沼・深内線舗装修繕工事」を発注し、社会資本総合交付金事業では、6月議会定例会で議決いただいた「高速道路跨道町道橋修繕工事（館越橋）」については、工事着手に向けての高速道路交通規制をNEXCO東日本と協議を進めており、準備が整い次第、現地で作業を進める予定となっております。

さらに、駅前の痛ましい交通事故への対策として、6月議会定例会で議決いただいた対策工事を発注したところであり、今後、同様な事故の未然防止対策を図ってまいります。

空き家対策としては、7月には、今年度最初の空家等対策協議会を開催し、町内で問題となっている空き家等を現地調査し、3件の空き家を特定空家と認定し、今後は特別措置法及び町条例に基づき、対策を講じていくこととなります。

駅東第1土地区画整理事業関連の上水道の配水管布設工事及び下水道管渠築造工事についても、順調に工事が進捗しております。

墓地整備事業については、既存墓地の現状や課題を考慮しながら、町民の墓地需要に対応するため、「町墓地整備計画」を策定し、公共墓地（町営墓地）の整備に取り組みます。公平で安定した墓所の供給、公平性の原則と周辺的生活環境との調和、地域の実情に応じた墓地整備に努めてまいります。

今定例会において、測量設計等の事業費の補助予算を計上しております。

移住定住事業としての、来てかがみいし住宅取得促進事業におきましては、2世帯7名の方が新たに町民として町内に移住しております。また、申請中の方も7件あり、今後もより一層のPRに努めて、人口維持に向けて努力していきたいと考えております。

6つ目の行政・広域連携分野では、「まちづくりを支える持続可能な行政運営」として、社会保障・税番号制度につきましては、7月末現在、1万1,248人の申請があり、9,995人の方へ交付をいたしました。率にしまして、申請率90.45%、交付率80.37%であります。

本年12月2日には、健康保険証は廃止となり、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証になることから、高齢者や身体が不自由な方を対象に訪問申請支援も行い普及促進に努めているところであります。

第6次総合計画における健全な行財政運営として取り組んでいる収納率向上対策事業につきましては、税負担の公平性確保のための徴収の強化や、社会情勢の変化に対応するため納税環境整備の方策が効果を上げております。なかでも納税環境の整備として導入した、電子納税は、全ての税目で24時間いつでもどこでも納付可能となり利用率が大幅に増加している

ところであります。

初めてとなる沖縄県北谷町への小学生の県外交流事業は、8月19日から3泊4日の日程で行われ、小学生4年生から5年生15人が参加しました。異なる自然環境の中でいろいろな体験を行い、研修出発前とは、見違えるように成長した小学生たちを感じることができました。この経験を通して、将来の鏡石を担う人材が育っていくことを願っております。

昨年創立40周年を迎えました東京かがみいし会につきましては、11月24日に総会を予定しております。首都圏におられる町出身者の交流の場として、新規の会員の加入を進めていきたいと考えております。

次に、令和5年度の各会計決算の概要につきまして申し上げます。

まず初めに、一般会計決算額は、歳入75億9,564万8,000円、歳出74億200万円で、形式収支では1億9,364万8,000円、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支では、1億7,053万9,000円の黒字決算となりました。

主たる変動要因としては、健康福祉センター建設事業や鳥見山陸上競技場トラック改修事業のほか、国の総合経済対策として行われた、物価高騰生活支援対策の各種給付金事業によるものです。

また、普通会計の起債償還額は、4億5,946万6,000円で、健康福祉センター建設事業や鳥見山陸上競技場トラック改修事業、農業用ため池の緊急浚渫推進事業等に係る借入が残高増の主な要因であります。

令和5年度の公営企業会計を除く8会計の総決算は、歳入105億7,392万4,000円に対して、歳出103億5,344万9,000円となり、実質収支で1億9,636万6,000円の剰余金が生じ、次年度繰越を行うこととなりました。

また、地方公共団体の財政健全化判断比率については、実質公債費比率で9.6%、対前年度比0.6ポイント上昇し、将来負担比率については、100.6%、対前年度比31.7ポイントの上昇となりました。

上水道事業会計につきましては、消費税を除いた収益的収支における収支決算においては収入決算額で2億6,956万7,000円、支出決算額が4億4,187万円で、収支差額は1億7,230万3,000円の当年度純損失となりました。

また、令和5年度が初の公営企業法適用となった下水道事業会計につきましては、消費税を除いた収益的収支における収支決算においては、収入決算額で4億1,839万7,000円、支出決算額が3億8,372万9,000円で、収支差額は3,466万8,000円の当年度純利益となりました。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

認定第2号 令和5年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定につきましては、地方自治法及び

地方公営企業法の規定に基づき、一般会計ほか10会計について、監査委員の意見を付して決算の認定をお願いするものです。

報告第12号 令和5年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして、法律に基づいて、財政の健全化を判断する4指標並びに資本不足比率について監査委員の意見を付して報告し承認をいただくものであります。

議案第84号 教育長の任命につき同意を求めることにつきましては、現職教育長の任期満了により再任を求めるものであり、議案第85号並びに議案第86号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、現職委員の任期満了により再任を求めるものであります。

議案第87号 監査委員の選任につき同意を求めることにつきましては、識見を有する委員として選任されております、根本監査委員が任期満了となることから、新たに監査委員を選任するものであります。

根本次男監査委員におかれましては、平成20年10月から4期16年の長きにわたり監査委員として、町の財務管理、事業の経営管理等を検証していただきました。特に東日本大震災後は、町の復旧・復興に多額の財政支出が必要となる、最も苦難の時期でありました。そのようなときでも冷静に財政診断をしていただきましたことに、改めてお礼を申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現職委員の任期満了により、新たな人権擁護委員を国に推薦するものであります。

議案第88号 福島県と鏡石町との阿武隈川上流流域下水道（県中処理区）内の流域関連公共下水道幹線管渠の設置に関する協議につきましては、流域関連公共下水道の幹線管渠の一部の設置を県が行うことについての協議であります。

議案第89号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化により被保険者証を廃止することに伴う改正であり、議案第90号 鏡石町保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、鏡石町公共施設等総合管理計画に基づき、鏡石町保健センターを解体するための改正です。

議案第91号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、いわゆるマイナンバー法の一部改正により、被保険者証の廃止が令和6年12月2日から施行されることから所要の改正を行うものです。

議案第92号 鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法施行規則の改正による関係箇所を改正するものです。

議案第93号 鏡石町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域包括支援センターの柔軟な職員配置を可能と

するための改正です。

議案第94号 令和6年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）につきましては、主な歳入として、令和5年度決算による繰越金1億4,053万8,000円、歳出につきましては、財政調整基金積立てに7,100万円、町道舗装修繕工事及び街路灯更新工事4,850万円の増額などで、総額3億1,528万4,000円の増額補正予算であります。

議案第95号 令和6年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、令和5年度決算による繰越金の整理及び国保基金積立金等の増額補正予算であり、議案第96号 令和6年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、令和5年度決算による繰越金の整理であります。

議案第97号 令和6年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、決算による繰越金の整理及び給付確定に伴う国・県等負担金返還等の増額補正予算であり、議案第98号 令和6年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）は、令和5年度決算による繰越金の整理であります。

議案第99号 令和5年度鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）については、令和5年度決算による繰越金の整理及び保留地処分金の増額補正予算であります。

議案第100号 令和6年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、消費税額確定に伴う補正予算であり、議案第101号 令和6年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、管路等の修繕工事費の増額補正予算であります。

以上、今定例会にあたりまして、町政運営と、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。何卒よろしくご審議いただき承認、同意、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） ここで、換気のため11時10分まで休議いたします。

休議 午前11時01分

開議 午前11時09分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎認定第2号及び報告第12号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（角田真美） 日程第5、認定第2号 令和5年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について及び日程第6、報告第12号 令和5年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） おはようございます。

ただいま一括上程されました認定第2号 令和5年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について並びに報告第12号 令和5年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

私からは認定第2号につきましてご説明をいたしまして、報告第12号につきましては企画財政課長よりご説明をいたします。

それでは、認定第2号 令和5年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

こちらにつきましては、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づきまして、令和5年度一般会計並びに国民健康保険特別会計などの7特別会計及び上水道事業並びに下水道事業会計を合わせました10会計の決算が整いましたことから、監査委員の審査意見書と主要な施策の成果及び予算執行実績報告書を添えて提出いたしますので、審査をお願いするものでございます。

各会計の決算概要につきましては、別冊の決算書の1、2ページの総括表によりましてご説明を申し上げます。

決算書をよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

なお、詳細につきましては、会期中に設置が予定されております決算審査特別委員会においてご説明をさせていただきますので、あらかじめご了解をお願いいたします。

それでは、別冊決算書の2ページをお開きください。

こちらは8会計の総括表でございます。

まず、1番が一般会計で、歳入が75億9,564万8,000円、歳出が74億200万円、歳入から歳出を差し引いた形式収支が1億9,364万8,000円、次に、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支が1億7,053万9,000円、次に、令和5年度実質収支から令和4年度の実質収支を差し引いた単年度収支が3,010万5,000円となったところでございます。

次に、2、国民健康保険特別会計でございますが、歳入が12億9,403万9,000円、歳出が12億8,521万3,000円、形式収支並びに実質収支が882万6,000円、単年度収支が485万5,000円のマイナスとなっております。

次に、3、後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入が1億3,431万5,000円、歳出が1億3,388万9,000円、形式収支並びに実質収支が42万6,000円、単年度収支が32万3,000円のマイナスとなっております。

次に、4、介護保険特別会計でございますが、歳入が12億5,278万4,000円、歳出が12億3,870万2,000円、形式収支並びに実質収支が1,408万2,000円、単年度収支が1,565万2,000円のマイナスとなっております。

次に、5、土地取得事業特別会計でございますが、歳入が10万2,000円、歳出はございません。形式収支並びに実質収支が10万2,000円、単年度収支が2,000円となっております。

次に、6、工業団地事業特別会計でございますが、歳入が4,574万5,000円、歳出が4,435万6,000円、形式収支並びに実質収支が138万9,000円、単年度収支が17万7,000円となっております。

次に、7、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計でございますが、歳入が2億4,800万6,000円、歳出が2億4,603万7,000円、形式収支が196万9,000円、実質収支が96万9,000円、単年度収支が16万6,000円となっております。

次に、8、育英資金貸付費特別会計でございますが、歳入が328万5,000円、歳出が325万2,000円、形式収支並びに実質収支が3万3,000円、単年度収支がゼロとなっております。

8会計の合計といたしまして、歳入が105億7,392万4,000円、歳出が103億5,344万9,000円、形式収支が2億2,047万5,000円、実質収支が1億9,636万6,000円、単年度収支が962万円となっております。

次に、上水道事業についてご説明を申し上げます。

別冊の上水道事業決算書をご覧いただきたいと思っております。

令和5年度鏡石町上水道事業決算書、こちらの1ページから6ページにつきましては、上水道事業報告書でございまして、令和5年度末の給水人口、年間給水量、そして事業実績の概要についてまとめたものでございます。

それでは、決算の概要につきまして7ページからご説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

7ページ、8ページにつきましては、令和5年度上水道事業決算報告書で、(1)収益的収入及び支出でございます。

8ページをご覧いただければと思っております。

収入につきましては、営業収益並びに営業外収益及び特別収益を合わせまして、水道事業収益につきまして決算額が2億9,522万519円となっております。

次に、支出につきまして、営業費用並びに営業外費用及び特別損失を合わせまして、水道事業費用につきましては、決算額が4億6,082万7,848円となりました。

次に、9ページをお願いいたします。

9ページ、10ページにつきましては、(2)資本的収入及び支出についてでございます。
10ページをご覧ください。

収入につきまして、企業債並びに出資金及び負担金を合わせました資本的収入の決算額が8,299万9,200円となりました。

次に、支出につきましては、建設改良費と企業債償還金を合わせました資本的支出の決算額が1億8,842万6,279円となりました。

次に、9ページの表の下をご覧くださいいただければと思います。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億542万7,079円は、過年度分損益勘定留保資金7,869万4,201円、建設改良積立金2,000万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額673万2,878円で補填したところでございます。

11ページから28ページまでにつきましては、財務諸表、決算事項別明細書、企業債明細書、固定資産明細書及びキャッシュフロー決算書についてまとめたものでございます。

以上でございます。

次に、下水道事業会計についてご説明を申し上げます。

別冊の下水道事業決算書をご覧くださいいただければと思います。

令和5年度鏡石町下水道事業決算書、こちらは1ページから7ページにつきましては、下水道事業報告書でございます。令和5年度末の接続件数、接続率、年間総処理場流入量、そして事業実績の概要についてまとめたものでございます。

それでは、決算の概要につきまして、8ページからご説明させていただきます。それで、お開きください。8ページでございます。

8ページ、9ページにつきましては、令和5年度下水道事業決算報告書で、(1)収益的収入及び支出でございます。

収入につきましては、第1款公共下水道事業収益が、営業収益並びに営業外収益及び特別利益を合わせまして、決算額が3億5,229万235円、第2款農業集落排水事業収益は、営業利益並びに営業外収益及び特別利益を合わせまして、決算額が8,056万2,960円となりました。

次に、支出につきましては、第1款公共下水道事業費用が、営業費用並びに営業外費用及び特別損失を合わせまして、決算額が3億2,850万5,417円、第2款農業集落排水事業費用は、営業費用並びに営業外費用及び特別損失を合わせまして、決算額が6,544万2,732円となりました。

次に、10ページをお願いいたします。

10ページ、11ページにつきましては、(2)資本的収入及び支出についてでございます。

収入につきまして、第1款公共下水道事業、資本的収入が、企業債、負担金並びに他会計負担金及び国庫補助金を合わせまして、決算額が2億7,127万3,500円となりました。

第2款農業集落排水事業、資本的収入が、企業債並びに負担金及び他会計負担金を合わせまして、決算額が1,990万円となりました。

次に、支出につきましては、第1款公共下水道事業、資本的支出が、建設改良費と企業債償還金を合わせまして、決算額が3億5,616万5,296円となりました。

第2款農業集落排水事業、資本的支出が、建設改良費と企業債償還金を合わせまして、決算額が4,335万8,371円となりました。

次に、10ページの表の下をご覧くださいと思います。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億835万167円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額423万6,479円、当該年度分損益勘定留保資金1億411万3,688円で補填したところでございます。

12ページから34ページにつきましては、財務諸表、決算事項別明細書、企業債明細書、固定資産明細書及びキャッシュフロー決算書についてまとめたものでございます。

以上、認定第2号 令和5年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議をいただきまして、認定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田真美） 企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） おはようございます。

続きまして、議案書2ページ、報告第12号 令和5年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましてご説明を申し上げます。

本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4指標並びに資本不足比率を、同法の第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

別冊に、お手元にあります令和5年度鏡石町財政健全化審査意見書のほうをお開き願いたいと思います。こちらの薄いほうの資料になります。鏡石町財政健全化審査意見書になります。そちらの1ページをお開きください。

こちらのほうに意見書としまして、審査の概要及び審査の結果というものがございます。

審査の結果の(1)につきましては、記載のとおりでございまして、令和5年度の4指標のうち、こちら、記ということで表がございまして、そのうちの①実質赤字比率、②の連結実質赤字比率につきましては、赤字額が発生しておりませんので該当していないと。③の実質公債費比率につきましては、令和5年度がここに記載のとおり9.6%と、前年度で0.6ポイ

ント上昇しております。また、④の将来負担比率につきましても、令和5年度が100.6%と、前年度比で31.7%上昇しております。

③の実質公債費比率につきましては、3年間の平均の数字で表されますが、令和5年度の単体としましては9.81469ということで、前年度に対しては0.11214ポイント減少しているというのが現状でございます。こちらにつきましては、過去におきます起債の償還金等自体は上昇しております。増加しておりますが、そのうち災害復興事業債におきます事業費補正等及び計算上、分母であります標準財政規模が増加したことによりまして、単年度の数値としては前年より下がっていると。ただ、平均として、3か年で平均しますので、前年度より0.6ポイント上昇しているということでございます。

また、将来負担比率につきましては、既発債におきます地方債の残高、債務負担行為、公営企業債等の繰入れ見込額などを将来負担額としまして、将来負担の軽減効果のある基金や財政需要額の歳入見込額を控除した後に、こちら標準財政規模で除して算定されるということでございます。

今回の上昇の要因としましては、健康福祉センター建設などの起債の発行によりまして地方債の残高が増加したこと、また、こちら同じくセンターを建設する際に、財源として基金の繰入れを行ったことによりまして、充当可能基金の残高が減少したことによるものというふうになっております。

次のページ、2ページをお願いします。

こちらが令和5年度水道事業会計健全化意見書につきましてでございますが、公営企業の部分につきましては、資金の不足がなかったということで該当しておりません。

以上、監査委員の意見を付して提案理由のご説明を申し上げ、報告いたします。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員から決算審査の意見を求めるとともに、報告第12号 令和5年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の報告を求めます。

代表監査委員。

〔監査委員 根本次男 登壇〕

○監査委員（根本次男） 各審査の結果を報告申し上げます。

初めに、決算関連の審査結果を報告いたします。

令和5年度鏡石町各会計決算及び各基金の運用状況審査意見書。

第1 審査の概要

1 審査の対象

(1) 令和5年度鏡石町一般会計歳入歳出決算

- (2) 令和5年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和5年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和5年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和5年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和5年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和5年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 令和5年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算
- (9) 令和5年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算
- (10) 令和5年度鏡石町下水道事業会計歳入歳出決算
- (11) 令和5年度鏡石町決算附属書類
- (12) 令和5年度各基金の運用状況

2 審査の期間

令和6年8月5日から令和6年8月8日まで。

ただし、上下水道事業会計は令和6年5月29日に実施した。

3 審査の手続

この審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況等及び主要施策の成果と予算執行実績報告書について、関係法令に準拠して作成されているか、財産運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、関係書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された一般会計、特別会計、上下水道事業会計の歳入歳出決算書・歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められた。

なお、一般会計、特別会計、上下水道事業ほかの決算概要及び意見は次のとおりである。

以下につきましては、細目にわたりますため省略いたします。

決算関連については以上のとおりでございます。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化審査の結果を報告申し上げます。

令和5年度財政健全化審査意見。

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率は記載のとおりです。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

令和5年度は実質赤字額がないため、早期健全化基準に該当しない。

②連結実質赤字比率について

令和5年度は連結実質赤字比率がないため、早期健全化基準に該当しない。

③実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率は9.6%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は100.6%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する次項

特に指摘すべき事項はない。

最後に、公営企業会計経営健全化審査の結果を報告申し上げます。

令和5年度公営企業会計経営健全化審査。

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率は算出されません。

(2) 個別意見

①資金不足比率について

令和5年度は資金不足額がないため、経営健全化基準に該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

各審査の結果は以上とおりでございます。

○議長（角田真美） これより認定第2号に関する質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） これをもって質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

認定第2号につきましては、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 令和5年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件は、
決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

なお、報告第12号につきましては、報告までといたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第
5条第2項の規定により、議長において指名いたします。

令和5年度鏡石町各会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員に、1番、畑幸一議員、2番、
中嶋伸子議員、3番、熊倉正麿議員、4番、東悟議員、5番、根本廣嗣議員、6番、町島洋
一議員、7番、稲田和朝議員、9番、吉田孝司議員、10番、小林政次議員、11番、円谷寛
議員の10名を指名いたします。

ここで、決算特別委員会の正副委員長選任のため、暫時休議いたします。

休議 午前11時39分

開議 午前11時46分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので、報告いたします。

令和5年度鏡石町各会計決算審査特別委員会の委員長に5番、根本議員、同副委員長に4
番、東議員が選任されました。

ここで、議事の都合により、昼食を挟み、午後1時まで休議いたします。

休議 午前11時46分

開議 午後 1時00分

○議長（角田真美） ただいまから午後の会議を再開いたします。

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第7、議案第84号 教育長の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

ここで、関係者であります渡部教育長の退席を求めます。

〔教育長 渡部修一 退席〕

○議長（角田真美） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 議案書3ページをご覧いただきたいというふうに思います。

ただいま上程されました議案第84号 教育長の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたび現教育長であります渡部修一氏が、本年9月30日をもちまして3年の任期が満了となりますので、再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をいただきたく提案するものであります。

渡部氏につきましては、人格が高潔で、教育行政に識見を有しており、教育長として平成30年10月から6年間にわたりこれまでの経験を生かして指導力を発揮されております。また、令和6年4月からは、福島県町村教育長協議会会長として、県内教育行政の指導的立場にもあります。教育長として最適任と思っておりますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第84号 教育長の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがいまして、本案は同意することに決しました。

ここで、退席した渡部教育長の入室を求めます。

〔教育長 渡部修一 入席〕

◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第8、議案第85号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 議案書4ページになります。

ただいま上程されました議案第85号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

教育委員会委員につきましては、教育長のほか、委員4名で構成され、委員の任期は4年となっております。このたび、現委員であります関根さなえ氏が本年9月30日をもって任期満了となりますので、再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をいただきたく提案するものであります。

関根氏は、平成27年10月から9年間、教育委員会委員としてお務めいただいております。人格が高潔であり、人材育成の根幹である学校教育や社会教育の識見を有し、教育委員会委員として最適任と思っておりますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第85号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがいまして、本案は同意することに決しました。

◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第9、議案第86号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 別紙議案書5ページとなります。

ただいま上程されました議案第86号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたび、現委員であります鈴木健生氏が本年9月30日をもちまして任期満了となりますので、再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をいただきたく提案するものであります。

鈴木氏は、令和4年10月から2年間、教育委員会委員としてお務めいただいております、人格が高潔であり、人材育成の根幹である学校教育や社会教育の識見を有し、教育委員会委員として最適任と思いますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第86号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決しました。

◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第10、議案第87号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 議案書6ページになります。

ただいま上程されました議案第87号 監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現在の識見選任である根本次男氏の任期が本年9月30日で満了することから、新たに監査委員を選任するものでございます。

このため、鏡石町蒲之沢町420番地2在住の滝田賢治氏を、識見を有する者として監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

滝田氏は、昭和49年に国税庁職員として奉職され、昭和50年より郡山税務署勤務をはじめとして、東北管内の税務署に勤務されました。平成28年7月に退職された後、税理士として登録されました。現在は税理士法人に勤務されるとともに、須賀川信用金庫非常勤幹事を

務めておられます。

滝田氏は、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、行政運営に関し優れた識見を有しており、監査委員として最適任者と思いますので、選任いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（角田真美） なければ、次に、原案に賛成の発言を許します。

11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 11番議員の円谷です。

ただいま上程されました議案第87号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の意見を申し上げます。

ただいま町長の説明にもありましたように、滝田賢治氏におかれましては、長年培われてきた広範な識見は監査委員として適任であると思いますので、議員の皆様方の賛同をよろしくお願いして、賛成意見といたします。

○議長（角田真美） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第87号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがいまして、本案は同意することに決しました。

ここで、ただいま選任同意されました監査委員の挨拶のため、暫時休議いたします。

休議 午後 1時14分

開議 午後 1時16分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第11、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 議案書7ページになります。

ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたび、現委員であります星玲子氏が、本年12月31日をもちまして任期満了となりますことから、星氏の後任として、鏡石町岡ノ内360番地在住の榊田和子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

榊田氏は、昭和54年4月から鏡石町役場に勤務され、平成21年4月に鏡石保育所副所長、平成26年4月に同所長を歴任され、現在は鏡石町児童家庭相談員として勤務されており、行政経験が豊かな方です。人格、識見が高く、地域住民の信頼も厚く、広く社会の実情に通じていることから、人権擁護委員として最適任と思いますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について適任者として推薦することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員でございます。

したがいまして、本件は推薦することに決しました。

◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第12、議案第88号 福島県と鏡石町との阿武隈川上流流域下水道（県中処理区）内の流域関連公共下水道幹線管渠の設置に関する協議についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 圓谷康誠 登壇〕

○上下水道課長（圓谷康誠） 議案第88号 福島県と鏡石町との阿武隈川上流流域下水道（県中処理区）内の流域関連公共下水道幹線管渠の設置に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

このたび阿武隈川上流遊水地群の整備に伴い、区域内にある成田浄化センター等の汚水処理施設等が支障となりまして、汚水の処理方法の再編が必要となっております。

この阿武隈川上流流域下水道（県中処理地区）内の流域関連公共下水道の幹線管渠の一部の設置の整備につきまして、下水道法第3条第2項の規定に基づき、整備を鏡石町、矢吹町の2町が福島県に委託して行うことについて、福島県との協議に応じるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に対する反対の意見を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（角田真美） なければ、原案に賛成の発言を許します。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま上程されました議案第88号 福島県と鏡石町との阿武隈川上流流域下水道（県中処理区）内の流域関連公共下水道幹線管渠の設置に関する協議について、賛成の立場から討論を申し上げたいというふうに思います。

先ほど担当課であります圓谷上下水道課長から説明がありましたとおり、この成田地区、令和10年度までには大きな遊水地が整備されることになっております。それに伴って、以前より懸案事項となっておりましたことの一つであるこの下水と申しますか、農業集落排水のいわゆる浄水処理の方法について、今回、町として矢吹町とともに県と協議をされるということで、この下水道法第3条第2項の規定に基づいてそのような形を取るということは、私としてはこれは画期的であり、そしてまた、これまで我が町の当局、町長、副町長、そして担当課が矢吹町、そして県とのそういうふうな協議の準備をしまいられたことに、深く苦勞をねぎらうとともに、心から感謝申し上げる次第であります。

私自身も、もともと成田の出身でございますし、そしてまた前期まではこの遊水地の特別委員会の特別委員長をしておりました関係上、他の議員とも協議しましたし、そしてまた、今回、いわゆる協議会の会員としても、こういったこともまた懸案事項となっておったわけですが、今回、このような形で県との協議をしていただき、そして矢吹町といわゆるその補償額、案分と申しますか、費用の面での案分という形で工夫した形でできるということは、本当に素晴らしいことだと思いますので、ぜひこれからも協議を成功に収めていただき、そして成田地区の課題の一つであるこの排水処理については解決いただきたいという意味で、引き続き応援しておりますので、賛成の立場として討論申し上げさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第88号 福島県と鏡石町との阿武隈川上流流域下水道（県中処理区）内の流域関連公共下水道幹線管渠の設置に関する協議についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第13、議案第89号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） 議案書の9ページをお願いいたします。

ただいま上程されました議案第89号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの規約の変更につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、本年12月2日以降、現行の被保険者証は廃止となることから、所要の改正をするものであります。

このたびの改正条文につきましては、別表第2中、「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものであります。

附則としまして、この規約は令和6年12月2日から施行するものであります。

以上、議案第89号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきまして、提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第89号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第14、議案第90号 鏡石町保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康環境課長。

〔健康環境課長 大木寿実 登壇〕

○健康環境課長（大木寿実） 議案書10ページ目をお願いいたします。

ただいま上程されました議案第90号 鏡石町保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、鏡石町公共施設等総合管理計画に基づき、鏡石町健康福祉センターが開始されたことから、鏡石町保健センターを除却、解体撤去するための改正でございます。

鏡石町保健センター設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中、「鏡石町保健センター」の項を削る。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第90号につきまして、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第90号 鏡石町保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第15、議案第91号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） 議案書の11ページをお願いいたします。

ただいま上程されました議案第91号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、本年12月2日以降、現行の被保険者証は廃止となることから、所要の改正をするものであります。

このたびの改正条文につきまして、第20条中、「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改めるものであります。

附則としまして、第1項で施行期日を令和6年12月2日とし、第2項で経過措置として、この条例の施行日以前にした行為は、なお従前の例によるものとしてあります。

以上、議案第91号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま上程されております議案第91号について質疑を申し上げます。

今回、条例の一部改正ということで、条文の改正、そしてまたその背景についてご説明をいただいたところでございます。

1点といたしますか、2点ほどお尋ねを申し上げたいことがございます。

令和6年12月2日からは、いわゆるマイナ保険証ということで、マイナンバーカードでその中に保険証機能も含まれるということで、現行の保険証が実質廃止になるということだというふうに認識をいたしました。それで、その際に既にいわゆる保険証、現行の保険証というものが手元にあるという状況でのマイナ保険証への移行という形になると思うんですが、その現行保険証の取扱いを、例えば町としてはどのようにお考えなのか。返還を求めて、結局、あなたはマイナンバーカードにもう紐付けされているから、現行保険証は要らないでしょうという方については回収する方向なのか、そしてまたそういったことも面倒なので、どうせ、有効期限というのは来ると思いますから、現行保険証も、そこまでは要するに両方持っていることも可能にするのか、その辺についてどうするのか。

あるいはまた、先ほど後期高齢のほうでは資格確認書のようなものを発行するわけですが、結局一旦は保険証を回収して資格確認書のようなものを発行することによって、その資格があることを証明するのか。どのような形で12月以降、お取りになるのかということをお尋ねしたいと思います。現時点でまだ決まっていないということであれば、それはそれで結構ですし、教えていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目でございますが、現在の被保険者証についてでございますが、後期高齢者医療につきましては、開始時期が8月1日から翌年の7月末ということになっております。国民健康保険につきましては、10月1日から翌年の9月末までということの有効期限になっております。したがって、後期高齢につきましては既に発行しましたが、国民健康保険のほうにつきましてはこれから発行するということでございますが、どちらの保険証につきましても、来年のそれぞれの有効期間まで使えるということで、マイナ保険証とそちらの現行の被保険者証、どちらを使っても結構でございます。

あと、その後の返還につきましては、町のほうに返還していただくか、もしくはあと個人

情報がありますので、適切に個人で処理していただければというふうに思います。

それから、2つ目でございますが、資格確認書でございますが、こちらにつきましては、12月2日以降に発行するものでございまして、いわゆるマイナンバーカードをお持ちでない方、それからマイナンバーカードの保険証を紐付けしていない方に発行するものでございまして、こちらにつきましては、この資格確認書をお持ちになって医療機関のほうに行っていたら、今までのように受診が可能になるということでございますので、このようなものを12月2日以降に発行してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありますか。

8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 国民健康保険証のその資格確認書というものが12月20日から発行されるということが、先日の福島民報の新聞に載っていたんですね。それで、これは毎年随時発行されて、有効期限が5年というふうに新聞記事にはありました。だから、5年間は正直な話、資格確認書で用は足せるということなんですが、政府としては、その5年間のうちで、もう完全にマイナ保険証にやるということを前提にして考えてはいると思うんです。

それで、その5年間という保証が切れた後というか、それはまだこれから政府とかも考えることなのでしょうが、その5年間という計画の中で、町としては、その5年間は使えますよというような周知、そういったものとかはやることになるのでしょうか。条例の制定ですから、そこまではいかないかもしれないんですけども、その取扱いは今、質問できるかどうか分からないんですが、ちょっと町の方向性というのを教えていただきたいと思います。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） 8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ただいまご質問にありました資格確認書の有効期限でございますが、こちらにつきましては、保険者が5年以内で任意に定めるということになっております。ですので、こちらにつきましては、まだ何年にするかということは決めておりませんが、県内の市町村や近隣市町村の状況を見ながら、有効期限を決めていきたいというふうに思っております。

また、その後、5年以内でこの資格確認書が終わるのではないかなというようなご意見だったと思うんですが、こちらにつきましては、そこで終わるのではなくて、その期限が切れましたらまた新たなもの、資格確認書を発行しますので、5年でそれが終わるのではなくて、次にまた新たな資格確認書を発行するような形になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第91号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第16、議案第92号 鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました議案第92号 鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の12ページ、お願いします。

このたびの改正につきましては、介護保険法施行規則に規定されている地域包括支援センターの定義規則を引用する箇所を改正に伴う改正であります。

鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予

防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第14条第1号で、「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改正するものです。

今回の改正条文、介護保険法施行規則第140条の66第1号は、地域包括支援センター運営協議会の構成を指していきまして、サービスの利用者や被保険者の代表者や学識経験者などがこの協議会のメンバーとなっております。

なお、先ほど申し上げたとおり、改正前と改正後では内容に変更はなく、定義規則を引用する箇所の改正となっております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、議案第92号につきまして、提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(角田真美) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(角田真美) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(角田真美) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第92号 鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(角田真美) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(角田真美) 日程第17、議案第93号 鏡石町地域包括支援センターの職員及び運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました議案第93号 鏡石町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の13ページをお願いします。

このたびの改正につきましては、介護保険法施行規則に規定されている地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準の改正に伴う改正であります。

次のページをお願いします。14ページです。

鏡石町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項では、介護保険法施行規則「第140条の66第1号ロ（2）」を介護保険法施行規則「第140条の66第1号イ」に改正するものです。

第3条第1項では、地域包括支援センターの職員数について、第1号被保険者の数に応じてまたは地域包括支援センターの運営の状況で、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする規定を加えるものです。

この条文を加えることによって、条ずれも合わせて改正するものです。

第2項では、第1項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数の地域包括支援センターが担当する区域ごとに、第1号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに地域包括支援センターに配置すべき3職種の常勤の職員数を、当該複数の地域包括支援センターに配置しても基準を満たすものとし、この場合、3職種のうちいずれか2人以上の常勤の職員を配置しなければならないとする規定を加える改正であります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、議案第93号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 議案第93号について質疑をさせていただきます。

今回は、先ほど、前の議案と同じく介護保険法の施行規則ですか、の条文の変更に伴って我が町の条例も変えるということが1つあったというふうに思います。もう一つは、職員の換算方法で、常勤換算方法云々なんてご説明をいただいたところでありました。

実は数日前に、鏡石町地域包括支援センターの所長の名前で、私どものほう、私どもといっても医療機関なのか介護施設の法人のほうなのか、ちょっとそれは分からないが、私ども宛てに所長名で職員の看護師さんが退職なさるといふような通知を実はいただいたところで、私としてみれば、今日この説明を聞いていたときに、例えば辞めるのはいいんだけど、今後、補充はどうなっているんだろう、要するに後任者が決まっているのかあるいは要するに常勤換算方法、話ありましたけれども、常勤の方でなくても、誰か非常勤で常勤換算でそれを満たすようにするのかとか、いろいろ考えてはいたんですけども、委託をしているのは岩瀬福祉会のほうでしようから、岩瀬福祉会のほうでそれは細かいことは考えて、町に報告というか、しっかり説明はしてくれるとは思いますが、町の当局としてはその辺はどのように把握しておられるか。要するに退職とある意味、辞めた分の補充、その辺についてどういうふうに報告を受けているかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員のご質疑に対しまして答弁申し上げます。

鏡石町地域包括支援センター、こちらの職員なんですが、現在は5名の職員で、鏡石町が岩瀬福祉会のほうへ委託をしているものです。そのうち、5名のうち保健師に準ずる者ということで、この方、看護師なんですが、この方が退職をなされるというふうに聞いております。

ただ、岩瀬福祉会のほうから報告があるのは、既に8月30日に採用の面接の実施をしております、面接の採用の結果までは聞いていないんですが、面接をやるというふうに聞いております。その結果がどうなっているかまでは聞いておりません。その方が辞めて、若干の空白期間は出てくるというふうには聞いております。ただ、この採用試験をやったということ、やる計画であるということ踏まえまして、岩瀬福祉会のほうから報告を受けておりますので、その辺は町としましても問題は発生しないのかなというふうに感じております。

以上で答弁いたします。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第93号 鏡石町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情について

○議長（角田真美） 日程第18、請願・陳情についての件を議題といたします。

請願第1号から請願第3号までの件につきましては、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時56分

第 2 号

令和6年第5回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和6年9月5日(木)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	畑 幸一	2番	中 畠 伸子
3番	熊 倉 正 磨	4番	東 梧
5番	根 本 廣 嗣	6番	町 島 洋 一
7番	稲 田 和 朝	8番	込 山 靖 子
9番	吉 田 孝 司	10番	小 林 政 次
11番	円 谷 寛	12番	角 田 真 美

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 正 男	副 町 長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	吉 田 竹 雄
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税務町民課長	根 本 大 志
福祉こども課長	菊 地 勝 弘	健康環境課長	大 木 寿 実
産 業 課 長	吉 田 光 則	都市建設課長	根 本 博
上下水道課長	圓 谷 康 誠	教 育 課 長	大 河 原 正 義
会計管理者兼出納室長	佐 藤 喜 伸	選挙管理委員会委員長	草 野 孝 重

事務局職員出席者

議会事務局長 緑 川 憲 一 主 査 藤 島 礼 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、農業委員会の会長におかれましては、本日欠席となりますので、ご報告申し上げます。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（角田真美） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 根本廣嗣

○議長（角田真美） 初めに、5番、根本廣嗣議員の一般質問の発言を許します。

5番、根本廣嗣議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） 一発目なのでちょっと緊張していますが、どうぞよろしくお願いします。

第1に、町長の町政姿勢についてお聞きします。

町長が就任して2年になりましたが、行政に携わって三十何年たって、あと町長になって2年がたちますが、この2年間の感想とかそういうものをお聞きしたいと思います。

あと、今後において、町政推進についてどう思うかですけれども、成田の遊水地とか六次化計画とか、そういうものがありますが、町長が未来に向けてどのような町政を考えているのか、そういうところをまず最初にお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（角田真美） 根本議員、ただいま1番の町政姿勢についてと質問しましたけれども、（1）、①まで質問していただきたいと思います。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） ①まで、分かりました。

道路行政の高久田一貫線の須賀川118号線の乗り入れについて、事業進捗状況をお聞きします。

4号線と旧道の境目と、あと六軒のあれが随分混んでいまして、その中を通れば渋滞緩和されると思いますので、そういうことでなるべく早くやってもらいたいと思いますので、

どうぞよろしく申し上げます。質問いたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） おはようございます。

5番議員のご質問にご答弁を申し上げたいというふうに思います。

まず、前段の就任以来2年が経過しているというような状況の質問がございました。まさに令和4年6月から町長に就任させていただき、はや2年が経過し、3年目に入りました。まさに時間のたつのは早いなというふうなことでございまして、今さらながらそれを実感しているような状況でございます。残すところ、あと1年と数か月しかありませんので、その中で精いっぱい、私の信条であります最善を尽くしてまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願いをしたいというふうに思います。

その中で、(1)として、道路行政で高久田一貫線から須賀川118号線の乗り入れについての事業の進捗状況についてのお尋ねでございました。

こちらにつきましては、118号線への接続道路につきましては、当初ルートの計画を残しつつ、新たなルートとして東部環状線に接続するルートについて、須賀川市と連携しながら現在進めているところでございます。

先ほど質問にありましたように、須賀川との通じる道路については、農面道路等も大分朝夕混雑しているような状況から、いわゆるこちらの道路については平成12年度に着手をし、19年度に鏡石分一応完了している状況でございまして、残すところ須賀川への接続というふうなことで、こちらについては約290メートル残っているところでありますが、須賀川の地権者の了解がなかなか得られてきていないということで現在に至っているような状況でございます。

先ほどの東部環状線へのルートにつきましては、今年度須賀川市、鏡石町とも道路測量設計業務を発注し、現在、現地測量が終わりまして詳細設計の作成中でございます。詳細設計では、沿道土地所有者の意見を反映しながら進めていきたいというふうに考えております。

また、当初の計画しているルート、須賀川ガス前の交差点から接続するルートにつきましては、鏡石区間の砂利道を簡易舗装工事を今年行いまして、道路利用者の利便性を図ったところでございます。

須賀川市につきましては、継続的に地権者と交渉を進められておりますが、まだ合意には至っておられない状況というふうに聞いてございます。私も就任をし、翌年に退任されました市長に要望と、それから進捗状況を尋ねてきたところでありますが、新市長につきましても、今後鋭意接続について要望をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） ありがとうございます。

続きまして、②蒲ノ沢交差点の渋滞解消に何か策はあるのでしょうか。見ていると、やっぱり右折するのにみんな困っているような状態で、信号無視で大体ほとんどが赤になっても、もう右折とかあるので直線道は危ないんですよね。そして、旧道から鏡石に来る道の止まれという一時停止のやつもみんな守らなくて、ぶつかりそうになって、私も何回かあるんですけども、もう止まらないで真っすぐ来るんですよね。あそこら辺、そういう対策とかそういうのを何とか。

そして、旧道から右側の4号線の垣根があるんですよね。そうすると車が左側に左折するのに、その車見えないんですよね。だからあの垣根を取り除けば、少し見えてよくなるんじゃないかなとは思っていますけれども、どうでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ただいまは、2点目の蒲ノ沢交差点の渋滞解消についてというふうなお尋ねかと思えます。

蒲ノ沢交差点の箇所につきましては、私の自宅のすぐ前にありますので、そちらについては、これまでの経過等については周知しているものでございまして、ただいま5番議員からありましたように、あのような状況は何とか解消できないかというのは全く5番議員と同じ考え方でありますが、国においても、いわゆる交通量の調査も過去に行ってきたという状況もつぶさに私も拝見させていただいております。

ご質問にありましたとおり、右折車両があると渋滞してしまうというような状況も見えておりますが、朝夕の時間帯の混雑以外は、日中はそれほど混雑していないというような状況も私のほうで見ておりますので、国道4号の4車線化によりまして、大分渋滞が緩和されたとはいえ、交通の中で信号待ちの回数もだんだんと減ってきているような状況ではございますが、渋滞緩和に向けてそれぞれの機関で工夫を凝らしているというような状況でございます。

これまでは、町道側道の信号機の青信号の時間の調整、そして右折レーン設置による交差点改良が有効ではあるというふうなことは承知をしておりますけれども、なかなか道路構造上の問題の中で、そちらが実現してきていないというふうな状況もあることもご理解いただければと思います。私も、そのようにすれば直進車両が行くことができますので、それほど渋滞はしないのではないかというふうには思っておりますが、さらに要望を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

今後につきましても、側道側については一時停止がありますので、そちらで一時停止をし

ていただきながら、安全確保の上、進むというふうなことが大原則ではないかなというふうに思います。かつては、あそこの一時停止が守られないというようなことで、警察において一時停止車両の検挙をしているような状況も目にしております。そういったことも含めまして、さらに警察、関係機関と協議を進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） ありがとうございます。

③幼児教育の支援対策等はどういうものがあるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） おはようございます。

5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

幼児教育の支援対策につきましては、公立幼稚園であります鏡石幼稚園での支援対策となりますけれども、主なものとしましては、幼稚園教育支援事業として、専門的知識を持つ外部講師による音楽教室や水泳教室などを開催し、園児の興味や学習意欲を高める授業を実施しております。

また、特別支援教育支援事業として、特別な支援を必要とする園児がかなりおりますので、きめ細かな支援を行うために支援員を配置するなどして園児一人一人の成長を見守り、発達に応じた支援を行っております。

さらには、保護者への支援としまして、子育ての不安解消や養育能力を高められるように、保護者と幼稚園との定期的な交流会を開催しまして、保護者に寄り添った子育て支援の充実にも努めております。

また、現在行っております子育て支援事業としての共稼ぎ家庭への保育ニーズに対応する預かり保育、また食育推進奨励金支給事業の保護者の経済的負担を軽減をする一月1人4,700円の支給等の事業を継続してございまして、今後も園児がよりよい環境で学び成長ができるよう、各種支援を行っていききたいというふうに考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） ありがとうございました。

続きまして、④物価高騰の支援対策として、今、物価高騰して米がないとか、そういうの

が騒がれていますが、こういう物価高騰に町としてどのような対策をしているのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） おはようございます。

5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

昨今の急激な物価高騰につきましては、町民の皆様の生活に直接影響を及ぼしておりまして、特に低所得者や高齢世帯への影響が強く懸念されるところでございます。

具体的な対策としましては、まず国の制度であります定額減税の着実な実施を行っているということでございます。こちらにつきましては、1人当たり4万円の減税措置を実施するものでありまして、町県民税につきましては、既に減税措置を実施しているところであります。

また、税のほうを減額しきれない、減税しきれない方につきましては、随時差額の給付につきまして実施しているところでございます。

また、町独自の措置といたしましては、7月の臨時議会で議決賜りました生活応援プレミアム商品券の販売を実施しておりまして、プレミアム分の部分につきましては、お得な商品券であるということをごさいますして、町民の皆様の生活応援のみならず、地域経済の活性化につながるものというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） ありがとうございます。

続きまして、5番、人口減少の対策をお聞きしたいんですけれども、人口減るのはもう間違いないと思いますけれども、これから10年、20年となるべく減らさないように、どういう対策が取られるのかということ町として考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

人口減少の対策でございますけれども、5番議員ご承知のとおり、人口減少につきましては全国的な大きな問題となっております。こちらにつきましては、少子高齢化の進展が大きな要因ではないかなというふうに考えているところでありますが、比較的高齢化が低い本町におきましても、避けることのできない重要な課題であると捉えております。

鏡石町におきましても、昨今の少子高齢化に加えまして、コロナ禍により減少した出生数が回復していない状況に今現在ございます。その対策として、本町では子育て少子化対策事

業を重点事業として行っており、具体的には出産・子育て応援交付金給付事業や、第2子以降への学校給食補助事業、妊婦へのタクシー利用料等の助成などに取り組んでいるところでございます。それと併せまして、実際に人口が減少した際の各種課題への対応が大変重要であるというふうに考えておるところでございます。

人口減少社会におきましても、町民が安心して生き生きと生活できる地域を維持するためにも、より効率的、かつ住民の皆様のニーズに寄り添った行政サービスを提供していくことが人口減少に対する基本的な考え方としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） ありがとうございます。

引き続き、6番、少子化対策の子育てとして2人、3人目の育児費用の補助等は、結構そういうのがあるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

少子化対策としましては、国が直面する最大の課題となっており、令和5年4月にはことも家庭庁が発足し、国において、こども政策に関する業務を行っております。

少子化対策の施策として、本年10月より児童手当制度が拡充され、高校生までの支給拡大及び所得制限の撤廃、子供3人以上の世帯はより経済的に支援の必要性が高いと考えられることから、手当の多子加算として第3子以降が3万円へ支給拡大となります。

そのほか、県の補助を活用し、町では多子世帯保育料軽減事業を行い、第3子以降のゼロ歳から2歳児がいる世帯を対象に、多子世帯における保護者の経済的負担の軽減を図るため、保育料の一部助成を行っております。

また、町単独事業により、小中学校へ在籍する児童が2人以上いる世帯を対象に、学校給食費の2分の1の額を補助をしております。

少子化対策につきましては、財政負担も伴うことから、国や県、他市町村の動向を見ながら、引き続きその都度検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） ありがとうございます。

⑦の人口増加についての対策ですけれども、⑤とかぶるんですけれども、こども庁ができ

て予算が6兆円ぐらいあるというんですね。そのあれで何か予算を取れるようなことを、そういう対策とかそういうのはあるんでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 5番議員のご質問にご答弁を申し上げます。大変失礼しました。

ただいまの質問は、人口増につながる対策というふうなことでの質問でよろしいでしょうか。申し訳ありません。

人口増加の対策につきましては、ただいま質問にありましたように出生数の増加、子供が少なくなっているというふうなことでの出生数の増加を図ることが一番大きなことになるのかなというふうには思っておりますが、なかなかこれは一朝一夕に済む問題ではなくて、若年層の世代の増加も図らなければならないというふうなことになりますし、本町におきましては、そういう若い世代の移住というふうなことも考えていかなければならないだろうというふうに思っています。

そういう中では、いわゆる転出の抑制と転入の促進によります社会増を目指していくのが、まず移住施策の大きな事業なのかなというふうに考えているところでございます。

具体的には、移住希望者に対する、今現在行っている、来て「かがみいし」移住定住促進事業など、各種助成金制度や地域おこし協力隊の活動推進、そして町内の空き家を活用した移住対策などを推進していきたいというふうに考えているところであります。

また、第6次総合計画の中の6つの基本目標に基づきまして、鏡石町をより魅力のある住みよい町づくりとしていくことが大きな移住対策、そして人口減少の対策につながっていくのかなというふうに考えております。移住される方ばかりでなく、今現在住んでおられる住民の皆さんにも、いつまでも安心して暮らせる環境をつくっていくことが人口増加の対策ではないかなというふうにも考えておりますし、鏡石町のよさ、そして住みやすさを町内外にPRしていきながら、町民が元気に毎日の生活を送るというふうなことが、一番生活の中の人口増加施策のポイントというふうに考えておりますので、今後とも議員の皆様にはご理解を賜りたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） ありがとうございます。

これからもそういう対策を、末永く鏡石をアピールできるようによろしく願いいたします。

今度、2に入ります。

ほ場整備事業の推進について。

高久田県営ほ場整備事業において、大体1人当たり5ヘクタール以上の作付可能になる予定ですが、農業機械を大型化するような支援対策があるでしょうか。

あと、これから食料不足がもう言われているんですけれども、10年経つともう農家人口が年配の人ばかりなので少なくなると思いますけれども、農業機械はやっぱり大きくしないとどうしようもないと思うんですけれども、そういう施策があるのかお聞きします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 改めまして、おはようございます。

5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

県営高久田ほ場整備事業につきましては、農地中間管理事業を活用した農地を所有者から担い手に貸し付ける賃貸借契約の調印式を今年1月に行ったところでありまして、農地の集積、集約化が図られているような状況でございます。

そうした状況下におきましても、農業機械を大型化されるのに対しての支援制度というふうなことでございますが、現在、町では認定農業者が農地を拡大する取組に対する補助事業としまして、水田農業経営規模拡大支援事業と銘打ちまして、トラクターやコンバインなどを導入する費用への補助を行っています。

また、補助要件が認定農業者であることから、担い手の方々が認定農業者となるために必要となる農業経営改善計画、こちらの作成に対しましても、須賀川農業普及所さんと連携し、支援を行っているような状況になります。

後段の今後のというふうなところでございますが、担い手不足、後継者不足といった状況から、スマート農業というふうなところが導入されつつあります。こちら、当然その機械が高額というふうな状況もございますので、こちらは県の動向等々も踏まえながら、今後注視し、適宜対応してまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） ありがとうございます。

国の補助とかそういうのがあれば、見つけて補助をしてもらいたいと思います。

(2) ほ場整備事業が令和10年に完成する予定ですが、計画が当初より少し違うと思うんですけれども、国のあれなんですけれども、町としてちょっと早くやってもらおうように働きかけか何かしているんでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

県営高久田地区ほ場整備事業は、国の農業競争力強化農地整備事業としまして、令和4年4月に事業計画が採択され、現在に至っております。

当初の事業計画では、事業費17億4,700万円、事業期間におきましては、令和9年度までの計画となっております。こちらの事業負担につきましては、国が50%、県が27.5%、町は10%、残る12.5%を地元の地権者の方々が負担するとなっております。こちらでは、国の予算配分が事業の進捗を左右する状況となっているような状況でございます。

国における予算の措置状況を見ますと、事業主体である県から国への要望に対しまして、当初予算時点での満額措置ということはなかなかいかないというふうな状況でございますが、補正予算により追加で予算措置されている、こういった状況も見受けられます。現時点におきまして、当初計画からの遅れ、若干見られるというふうなところではございますが、現段階では、県から事業期間の延長などの計画変更の提示、協議といったこともございません。町としては当然、県としても当初計画のとおり、令和9年度での事業完了を目指しているというふうなところでの認識でございます。

令和9年度竣工に向けまして、引き続き県と連携しまして国へ要望してまいりたいと、このように思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） ありがとうございます。

続きまして、（3）の事業推進が円滑に図られる町としての対策ですけれども、2ともかぶるあれですけれども、何かそういう対策はあるでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ほ場整備事業は、農地の区画を整理するとともに、用排水路、農道等の整備を行い、生産性の高い農地を造り、農業経営基盤の強化を図ること、これらを目的として事業となりますが、事業完了後の農地面積は少なからず減少する事業と、こういう形になります。

県営高久田地区ほ場整備事業の円滑な推進には、地権者の方々や取りまとめ役となります事業委員会の役員さん、専門部会委員の皆様など、地元が主役となり一致団結して事業に取り組むことが最も重要であり、町が果たすべき役割は、地元の皆さんと事業主体となる県とのパイプ役、調整役及び事業負担と認識しておるところでございます。

町としましては、地元の皆さんの意向や要望が叶うよう、事業主体である福島県など関係機関との調整役としての役割を担いながら、先ほどのような質問にありましたように、事業負担金の予算の確実な確保、国における予算措置などについての要望、これを行いながら事業の円滑な推進に尽力してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） ありがとうございます。

（4）で、担い手、機械化以外の支援策があれば、機械化も重要なんですけれども、そのほかの対策というものがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほどの答弁に重なってしまうところございますが、県営高久田地区ほ場整備事業における町の役割は、地権者の皆さんと事業主体である県とのパイプ役、調整役及び事業負担金の負担が主な役割であると認識しているところでございます。

担い手、機械化以外の支援策というふうなことでございますが、ほ場整備事業における町の役割を果たすべく、事業委員会内の専門部会の方々と協議を重ねながら、必要に応じ適宜県に協議をしながら事業の推進を図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

また、事業完了後の生産者に対する支援、対策につきましては、特別栽培米の推進や耕作放棄地対策など、現在行っております事業を基礎に、農業を取り巻く環境の変化に合わせた支援策を講じてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） そういうものをよろしくお聞かせ願いたいと思います。

（5）田んぼダムと治水についてお聞きしたと思います。

①町は地下水を使っているのでも、治水以外に田んぼダムは水をためることも必要ではないかということですが、何かそういう事業とか、そういう田んぼダムをやるとか、そういうものはあるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（圓谷康誠） おはようございます。

5番議員の質問にご答弁申し上げます。

田んぼダムは、水田の畦畔を高くするなどして、水田に降った雨を一時的に貯留する地域の取組です。実施に当たっては、作物の生産に影響を与えない範囲で農業者の協力を得て実施するもので、実施後速やかに田面の排水をし、それができなければ作物に影響を与えてしまいます。よって、長期的に田んぼダムに水をためておくことはできません。

以上のことから、地下水の代替水源としては利用できないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） ありがとうございます。

②にいきたいと思います。

産業課では、町では田んぼダムにできる面積などが、どれくらいできるかを調べたことがあるのでしょうか。

あと郡山とか喜多方では田んぼダムを530ヘクタールほどやっていると聞いています。そして、ためた実験ですと、結構効果があると言う人もいますので、そこら辺はどんなものなのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、洪水などによる災害が多く発生していることはご承知のとおりでございます。

そうした状況下で、水田にたまった雨水の排水路、最終的には河川への流入量を抑制、制限し、排水路、河川の水位上昇を遅らせるための時間を確保することで、地域の防災、減災に貢献する田んぼダムの取組が注目されているような状況でございます。

ご質問いただいた町で田んぼダムができる面積の調査状況ということでございますが、改めて調査をしたことはございませんが、これは水田にはそもそも治水機能があることを踏まえてございまして、それを踏まえれば、町内の水田全てが田んぼダムになりうる可能性があるものと考えているからでございます。

今年3月には、釈迦堂川が特定都市河川に指定されたことから、国は釈迦堂川へ合流する支川に関する田んぼダムの効果などを検証しております。田んぼダムのデメリット、生産者の手間ですとか、水稻の育成、収量に与える影響、こういったことも含めまして、適宜対応してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） ありがとうございます。

田んぼダムで治水対策なんですけれども、鏡石は標高が少し高いので、この先10年、20年とたつとやっぱり温暖化あれで大変だと思いますので、少しでもそういう対策をしてもらいたいと思います。

3番に移ります。ごみ問題について質問します。

リサイクル率とごみ排出量は、県全体で全国のワーストになっていますが、これらの町の対策、そしてごみ減量対策はどうなっているのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

福島県は、令和4年度の家庭や事業所から出る一般廃棄物排出量の実績で、県民1人1日当たりのごみ排出量1,021グラムで、富山県と並び全国ワースト1位、リサイクル率は12.8%で全国ワースト2位と報道がありました。

当町においては、町民の皆様に日々のごみ出し、分別へのご協力をいただきながら、資源物を分別回収することや、昨年度から実施している家庭用生ごみ処理機の購入支援事業などを推進することで、ごみのリサイクル率の向上とごみの減量化に努めております。

これからの町の対策としまして、これまで燃えるごみとして処理してきたプラスチック類等について、資源物への分別回収を行い、プラスチックのさらなるリサイクルの推進を図るため、分別範囲や回収方法など、現在、須賀川地方衛生センター並びに構成市町村の須賀川市、天栄村と協議を進めているところでございます。

このような取組で、今後リサイクル率の向上を図るとともに、引き続きごみ減量化等の対策を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） それではまた同じじゃないんでしょうか。

あと、お聞きしたいんですけれども、県でごみ減量市町村連帯会議というものがあつたそうですけれども、これはどういう内容なんですか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 5番議員の再質問にご答弁申し上げます。

今ほどの会議につきましては、年1回行います担当者の課長会議になるかと思えます。それにつきましては、年度の現状の報告などが県のほうから紹介されまして、あるいは県のほうでリサイクルに対する取組といったものの報告という形での会議が年1回執り行われている状況でございます。

以上でございます。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） ありがとうございます。

次、（2）です。ごみステーションのことについてお伺いします。

鏡石町では、ごみステーションで枠をやって、鉄枠とかそういう柵をやっているとカラスが来ないと思うんですけども、もうやらないところはやっぱりカラスに食い荒らされたり、そういうものがあるのですが、町としての対策はできないものなのでしょうか。お伺いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鉄枠タイプのごみステーションについては、議員がおっしゃられますとおり、カラスや動物などによって出されたごみを荒らす行為の対策に有効であると考えます。しかしながら、ごみステーションを設置する場所の確保は、地域の実情によって異なります。固定物などの枠を設置できる地域もあれば、場所がなく、道路敷や私有地の場所にカラスよけネットを活用したごみステーションとするなど、様々でございます。

ごみステーションについては、場所の確保、設置並びに維持管理につきましては、各行政区や地域等で行われることから、地域の実情に合ったタイプでの活用と管理をお願いしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） 公共施設とか公園とかそういうところに、ごみ置くところが結構あるんですけども、そういうところは町ではどういう判断で、それもみんな行政に頼んでいるんですか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 5番議員の再質問にご答弁申し上げます。

ごみステーション等の管理等につきましては、行政区の中で対応をお願いしているところでございます。公園等にありますがごみステーションにつきましても、その行政区のほうで、地域でその場所にごみステーションが必要であるというところを地域の方で確認していただいて、ここに必要だということで場所が決まれば、町のほうに申請をしていただきまして、町の町有地であれば町のほうで土地のほうをご提供する、さらには私有地であれば、私有地のほうの所有者の方々に地域の方でご説明していただいて、場所のほうを確保していただいている状況でございます。ですので、ごみステーションの管理等につきましては、地域、さらには行政区のほうをお願いしているところが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） ありがとうございます。

続きまして、（3）町なかの一斉清掃ボランティアで町なかはきれいなのですけれども、町の境とか周りにはごみがひどくてポイ捨てが多いのですが、その対策は何かあるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では、鏡石町保健委員会の保健委員を中心に、地域住民の皆様と生活環境の保全及び公衆衛生の向上などに寄与する目的の一環として、各地域において道路や歩道、公園や自宅周辺の一層清掃活動を年4回実施しまして、美しい町づくりの推進にご協力をいただいているところでございます。

また、町の境界の道路付近や道路敷の私有地などには、残念ながらごみのポイ捨てられる現状が見受けられます。現在、取組としまして、道路に接した私有地の所有者から相談等があった場合には、不法投棄防止対策用の啓発看板を無償で配布しまして、私有地の管理者で対策を取っていただいているというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） 捨てている人は一部だと思うんですけれども、これは学校ではどういう教育方針であるんでしょうか、申し訳ないんですけれども。質問大丈夫ですか。

○議長（角田真美） ただいまの質問はほかになっておりますけれども、教育長さん。

それでは、質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 5番議員の今のご質問に対して、私のほうで答えられる範囲でお答え申し上げます。

学校のほうでは、本当に公共のいろいろな活動に対しての道徳心の涵養ということで、週1回の道徳の時間等を使いまして、そういう公衆道徳、また町での生活の仕方等については、幼稚園でも小学校でも中学校でも継続的に指導しているところでございます。

ですので、本当に子供たちの様子見ていただければ分かると思うんですけども、子供たちがポイ捨てしたり、あるいはそういうことに関わることに行動するようなことはないと思います。ただ、残念ながらそういう状況があって、それをじゃ自分たちで積極的にボランティアとして片づけるとかいうところまではなかなか、行っている時間もあるんですが、十分なところではございません。

議員さんのお考えに合うような、例えば子供たちも自主的にそういう活動をするような時間等は、今後検討して実施してまいりたいというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） ありがとうございます。

ポイ捨てはやはり一部の大人がやっているものですが、皆さんで協力して、きれいな町をつくり上げるには、皆さんの町民のご協力が必要だと思っておりますので、これからも一生懸命やっていきたいと思っております。

これで、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 5番、根本廣嗣議員の一般質問はこれまでといたします。

◇ 円 谷 寛

○議長（角田真美） 次に、11番、円谷寛議員の一般質問の発言を許します。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 9月定例会一般質問の2人目の質問をさせていただきます。

11番議員の円谷寛でございます。

今年の夏は大変暑い日が続きました。国連事務総長がかつて地球沸騰化の時代が来たと申しましたが、このままでは、ますます人が住みにくい地球になっていくのではないかと危惧するのであります。

今後の政治日程の中で、特に注目すべきはアメリカ大統領選挙だと思っております。トランプ候

補はもともと地球温暖化なんていうのはデマだと主張してきましたし、今回の副大統領候補も非常に過激に、化石燃料を掘って掘って掘り尽くせと主張している人物ですから、この人たちが当選すれば、地球温暖化はより深刻化するものと思われませんが、我々はこの選挙はどうすることもできません。

我が国においても、岸田首相では総選挙は戦えないとの党内の声が高まり、お盆の最中に退陣表明をしました。もともと首相をそこまで追い込んだのは、安倍派を中心とする違法な裏金づくりの対応をめぐる、裏金づくりをした議員への処分や、今後の政治とお金をめぐる対策についても、政治資金の公開を10年後にするなどと国民を大変ばかにした対応を政府にさせるために、自民党、特に安倍派などの議員が圧力をかけてきたわけですから、天に唾する行為を自民党の議員がさせてきて、今さら岸田政権の支持率下がったのだから、この人を党首にしては選挙に負けてしまうから駄目だなんて言っている自民党の議員たちのネガティブさにはあきれざるばかりです。しかし、そんな中でも、リーダーシップを発揮できなかった岸田首相にも大きな責任があることは申すまでもありません。

最近、ある週刊誌に31年前に政治改革を目指し、非自民政権をつくった細川護熙元首相がサンデー毎日という週刊誌に寄せた文章の中で、宰相の5条件を述べています。

1つ目は無私の精神、それから2つ目は信念と哲学、3つ目は教養と誠実さ、4つ目はロマン、5つ目は歴史的直覚力、この5つを上げています。

今、日本は次の総理大臣を決める今の与党である自民党の総裁選の選挙と、野党第1党、立憲民主党の代表選が行われようとしています。その後には総選挙も予定されていると言われていています。これには我々一般国民も参加できるわけですから、この細川さんの言葉を参考にしたいものだと思います。そういう視点で、これから総裁選挙の報道なども見ていく必要があるのではないかというふうに思っています。

次期首相は恐らくこの2人の中からであろう、自民党の総裁と立憲民主党の代表の選挙も、今、行われていると思います。この2人の中から、ほぼ首相は決まることになるのであらうと思いますが、細川さんの言う5つの要件を満たしているかを、この総裁選、代表選の中の議論を我々もマスコミなどを通してよく見極めておきたいと思います。

自民党総裁選について特に気になる点が2つあります。その1つは、異口同音に憲法改正を主張、強調されていることです。第二次世界大戦後79年間、日本は戦争で他国の人民を殺したり、自国民が殺されたりしなかったのは、異論があることは承知ですが、日本国憲法ではっきりと戦争放棄を世界中に宣言した、このことが大きな意義であると私は断言したいと思います。その大事な憲法を目的意識的に壊そうとする自民党の考え方には断じて容認することはできません。私は大変微力ではありますが、この大事な平和憲法を守るためにこれからも努力したいと思っています。

もう一つ、自民党の若い総裁候補が毎年熱心に靖国神社へ終戦記念日に参拝していることです。一番若い小泉候補は、親の代から中国などの批判を受けながらも参拝を続けてきました。次に若い小林候補も、毎年終戦記念日には靖国神社の参拝を続けていると新聞で報道されています。彼はなぜ中国や韓国がそれを批判するのか、本当に分かっているのかと不可解に思います。靖国神社は、あの大战でこの戦争で天皇陛下のために命を捧げれば神様として靖国神社に祭られるんだということをお子さんの時代から教育をされ、特攻に向かう兵士同士が靖国で会おうと言葉を交わして死地に向かった話をたたえられております。

また、あの戦争を主導した東條英機らの永久戦犯を後から合祀をしたことも大きな問題です。中国などへの日本の侵略戦争で数千万人も人命を失ったといわれる国や朝鮮なども、このことを注視しての批判をしているわけであります。今年も特に防衛大臣を名指しで、中国は厳しく閣僚の参拝を批判をしてまいりました。昭和天皇も、この永久戦犯が合祀をされるまでは毎年参拝をしたのですが、合祀をしてからは全く参拝をしなくなりました。彼ら自民党の若い総裁候補は、このことを知っているのでしょうか。大いに疑問です。

それでは、前置き長くなりましたが、通告書に従って各質問に入りたいと思います。

1つは、成田遊水事業進捗状況についてですが、答弁はこの括弧の中からお願いをして、1つずつやっていきたいと思っております。

遊水地になる地域が移転をするわけですね、高台に。その高台の移転が、用地が私は前から各地区に班ができるくらいのまとまった戸数がつくれるものとして移転を進めるべきだと言っていました、この辺の進捗状況について、まずお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） おはようございます。

それでは、11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

集団移転を希望している移転者の方々に対しましては、現在、移転先における必要面積や区割等の要望をお聞きし、今後の国による集団移転先地の整備に向け、準備や詳細設計を進めている状況であり、おおむね集団移転先地の概要が見えてきたところでございます。

現在、集団移転先を希望する世帯は、確定数ではございませんが、成田原町が14世帯、班のエリアとしましては、現在の成田6班のエリア位置しておりますが、移転世帯のみでの班編成も可能な世帯数かと思われまゝ。また、新町の希望している世帯は5世帯であり、移転世帯のみでの班編成は難しいと思われまゝ、現在の成田1班の世帯に隣接したエリアでございますので、そちらの班の皆様とも班編成が可能かと思われまゝ。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） これは大事な問題であります。国は、私は前々から言っている、例えばゆっくりと、それぞれの移転者はほとんどが農家でございますから、たくさん広い用地が必要とされるわけですね。作業所とか、あるいはハウスとかそういうものが、どうしても管理上宅地に面して附属していないと管理が大変しにくいわけです。ですから、広い土地が必要なんです。

ですから、私は農免道路沿いなどにたくさんの耕作放棄地などがあるわけですから、そういうところも含めて、国の事業ですから、国土交通省の事業は農林省には関係ないとかなんという話もあるんですけども、そういうばかげた議論は許しておけない。これだけの犠牲を町と成田の住民に強いるわけですから、そんなことを言っている役所は、やっぱり許しておけないというふうに私は思うんですね。

ですから、今、言ったように、もっと移転者は多いはずですね。あとの人たちはどのような状況で、今、これから移転先を決めようとしているのか、引き続いてその内容をお知らせをいただきたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 11番議員の再質問にご答弁申し上げます。

現在の移転先の意向状況でございますが、駅東に11軒の方が希望しております。さらに個人で移転される方が26軒ということで、もう候補地を有しているという方ももう24軒ありまして、既に契約まで進んでいるというところも5軒ございます。その他、2軒の方はまだ個人での移転先は検討中という状況でございますので、概ねの方が移転先が大体決まってきた状況でございます。

今後は、その移転先が決まれば実際の遊水地の工事にかかりますので、そちらはスムーズにいけるように町としても支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） これは、大変な大きな問題なんです。ですから、もう少し我々は、特別委員会を設置して十分に議論をすべきだというふうに思っていたんですが、いわゆる議員の多数派の方々は特別委員会の設置に反対をして潰してしまいました。ですから、私は毎回、この一般質問の中でこの議論をしていくしかないんです。議論する場がないんですから。

ですから、やりますけれども、もう少し中身のある答弁をお願いしたいんですね。いわゆる駅東に行くといっても先立つものが必要なんです。駅東の土地は、成田の恐らく遊水地の

潰れる土地よりも、うわさによれば安いんですけども、こういうのもばかげた話なんですね。今、いる居住地から撤退をせざるを得ない、国の施策で。その人たちが新たに住む土地を買えないような、町内に、そういう補償では、私はまかりならんのではないかと。町はこのことを、もう少し農民の立場、成田住民の立場に立って、国や県にもう少し物を申すべきではないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 11番議員の再々質問にご答弁申し上げます。

おっしゃるとおり、国の事業でございますので、当然国の中でするようにしていただきたいというのが本来は筋です。そういう意味で、補償の問題につきましては、先日7月30日に町長が矢吹町、玉川村の各首長と併せて国のほうの要望をしたところでございます。その中でも強く補償については要望したところでございますので、そちらについては誠意ある回答をいただきたいということで要望をしたところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 私は、この問題は何回でも解決するまで、成田住民、さらには町全体の今後の将来に向かって悔いを残さないために、この問題は引き続き発言していきたいと思っておりますので、そのつもりでいろいろ対応を考えていただきたいと思っております。

（2）番、大幅に減少する農地で農業を継続するための施策についてということですが、あとは答弁は下の2つにお願いしたいと思っております。

まず、①番、やっぱりライスセンターの設置による小規模稲作経営の成り立つ状況をつくる施策の実施はということになっておりますが、私も農業をやっている、米作りをやっていますから分かるんですが、ライスセンターというのは、いわゆるこれから各自に乾燥機を備えて、もみすり機を備えてということをやると、かなりの面積がないとペイはしない。

今朝もテレビを見ていたら、羽鳥慎一のモーニングショーで、米不足と関連して鈴木宣弘という東大教授が説明していました。ある米作り農家の収支状況を説明して出していました。378万円だかが収入で米作りで入ると。この農家は377万円経費で飛んじゃう、1万円しか残らない、1年中働いて米作りは低賃金で1万円しか残らない。

これは先日、私もここの場で発言しましたように、この前、参議院の決算委員会で、農林水産大臣に紙智子という議員がボードを出して、米作りの1時間当たりの労働報酬、私は最初はこの紙議員というのは共産党の議員ですから、共産党が調べたのかと思った。1時間労働報酬10円と言っているんですね。そうしたら、農林水産大臣にこの価格はどうなんです

かと言ったら、これは農水省が発表した数字ですと農林水産大臣が答弁したんですね。この10円というのは、自給のための米作りから全部の農家の労働報酬だと言ったんです。ただ、20町歩以上になれば2,000円くらいになるというふうな答弁だったんですね。たとえ全体の米作りの農家の労働報酬としても、1時間10円にしかならないということです。我々は本当に勤労意欲を大いにそがれましたね。1時間働いて10円にしかならないのが、今の日本の米作りなんです。米上がった、上がったなんて騒いでいますけれども。

ですから、この状況の中で、農業をさらに130町歩潰れるわけですから、それに残された農地を耕作する、この農家に全部施設をこれから移転した先に造りなさい、乾燥機もみすり機も、そういうものを備えなさいと言え、これはもうやっていけないんですね。ですから、そういう零細な農家であっても兼業などしながら、後からも出てくるんですけども、続けるためにはライスセンターというのは必ず必要な施設だというふうに思うんですが、この辺に対して町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（角田真美） 円谷議員にご了解願いたいんですけども、ここで換気のため、11時10分まで休議したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

休議 午前11時05分

開議 午前11時10分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

円谷議員の質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先日、町では成田地区遊水地事業に関連しまして、営農希望のアンケート、これを農業者の方、120名の方を対象に調査を実施しております。まだ集計中ではございますが、この質問の中には、アンケートの中には、ライスセンターを含む生産組合の希望についても項目を設けて調査を実施しております。アンケートの調査結果につきましては、まとまり次第、改めてご報告させていただきたいと、このように思っております。

まだ回答をいただいている方、約半数いらっしゃる状況ですので、できるだけ多くの方からご回答をいただき、ご意見、ご要望を徴取して、今後、国において遊水地内の農地利用アンケート、こちらも実施予定ということを知っております。そちらの結果も参考に、有効な施策が打ち出せるよう、引き続き努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、その調査も積極的に進めていただいて、大きな問題ですから、悔いの残らないような町の対応を強く望んでおきたいと思います。

②番ですが、直売所、または道の駅開設による農業所得の向上策についてお尋ねいたします。

これは、農家の規模がすごく小さくなるわけですね。兼業でほかに勤めるといっても、年齢的なハードルもございます。ある程度高齢化していけば雇ってくれるところはありません。そういう中で、この人たちが生計を営むために、私は残された少しの面積の畑や田んぼから収穫した野菜や何かを直売所で売れば、所得の補填になるのではないかというふうに思うんですが、こういうものの設置をすべきだということを前々から言っているんですけども、今までも言ってきたから検討はされていると思うんですが、いかがな状況にあるかお答え願いたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほどの答弁と重複する部分ございますが、遊水地内で営農される農業者の方を対象としたアンケート、この中には直売施設及び組織の立ち上げにつきましても項目を設けさせていただいております。あくまでも集計途中の回答状況ではございますが、直売所の活用を希望される回答も数件確認できております。当該回答の中では、今のところ、既存のかんかんてらすを活用したいと回答されている件数が一番多い状況というふうなところでございます。

ご質問いただいております直売所、道の駅につきましても、これから頂戴する回答も見ながら、組織の立ち上げ、維持、管理、運営方法など、総合的な検討をしてみたいと、このように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） あのね、もうお言葉なんですけど、かんかんてらすでは対応できない、こういう農家の思い切り土地が減ってしまった、残された僅かの土地でやっていこうという場合には、あのかんかんてらすでは私は対応できないと思うんですね。ですから駅東の中などに、ぜひ直売所を町が造るなり、あるいは農業とタイアップしてやるなりして、ぜひ造ってもらわないと、今まさに、皆、車社会ですよ。どこに行ってもショッピングセンターなどは、あれは矢吹にも須賀川にもありますけれども、メガステージとかは広大な駐車場を備えているんですね。この駐車場なくしてこれからの商業は成り立たないと、私は思うんで

すね。

矢吹の町なども私も見ておりますけれども、どんどん周辺の、例えば矢吹の教習所の通りなどにたくさん店があったんですね。みんな潰れております。これは矢吹のメガステージに行けば分かるんですけども、夕方などは駐車場がいっぱいになって、土曜、日曜などは交通整理の職員まで配置をして交通整理をやっているんですね。それほど人は、今、車に依存しているんですね。ある面で車依存症だと思うんですけども、しかし生活の中に車というものが切り離せないものです。そういう面からいくと、あのかんかんてらすは非常に利用しづらい。駐車場が遠いし、今、車を横づけにならないと行かないですよ、お客さんは。

ですから、ぜひこの点を考慮して、直売所、広い駐車場、今、駅東にあれほどの土地があるんですから、これを開発して造るべきだというふうに思うんですが、もう一回答弁願います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

施設の整備というふうな形になりますと、そちらの運営方法、それから直売所の運営主体、これをどうするかというふうなところ、こういったところも検討すべき事項かというふうなところでございます。

それに、まずは遊水地地内で農業を営まれる方々、こちらの方々でそういった施設どれぐらい要望があるのか、こういった実態をまず把握し、その実態に即して適宜検討を重ねてまいりたいと、このようなところでご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） まず、やる気があるかないかですね。今、かんかんてらすで売っている売上がどのくらいだか分からないんですけども、それはやる気の問題だと思うんですね。あそこで野菜を持ってきなさいといったって、野菜をあの駐車場に止めて、そこからあそこに運ぶとしたら大変な労力を必要とするんです。そういうことを、これから町のためだか、国のためだか分からないけれども、たくさんの農地を犠牲にする農家に対してやらせるというのはちょっと酷ではないか、もう少しその人たちの立場を考えて対応してもらいたい。

お隣、天栄村は、人口4千数百の村ですよ。ここで道の駅2つ運営しているんですよ。やる気があれば、4,000人の村で2つの道の駅を運営できるんです。やる気だと思うんですね。この大きな町の変換期に当たって、もう少し思いやりを持って、たくさんの農地、あるいは宅地まで犠牲になる農家の立場を考えれば、何人いますかなんて言っているところではない

ですね。これだけのものを準備したからどうぞ移転をしてください、農地を遊水地に提供してくださいということになると思うんですよ。

昔から、金は一時、土地は万年と言います。その万年あるはずの農地を奪われるんですよ。ですからもう少し本気になって、この問題は考えてもらわなくちゃならない。私はこれからも引き続き、この問題は取り上げていきたいと思いますので、次回までにまた十分検討していただいて、道の駅、天栄村には2つもあるんだということを忘れないで対応をしてもらいたいと思います。

(3) 番に移ります。

成田地区の住民の所得減少を補うためには、他産業の転出もかなり出てくると考えられる。先ほどの移転先のほうからいっても、駅東とか、その他成田の区域外に希望している人がたくさんいるわけですね。残る人が少数派です。ですから、この人たちに仕事を探していかなきゃならない。やはり町はその事業を推進すると言っているんですから、そのためにいろいろ努力しなきゃならない。その人たちになるべく不安の内容な対応を、町が考えなきゃならないと思うんです。

そのために、やっぱり私は、1つは駅東にたくさんの工場用地があるわけですから、用地は。ここになぜ早く工場を誘致、開発しないのか。工場用地を造成して、工場の誘致をやらないと、前から言ってきたオーダーメイド方式、私、これは駄目だと。私の隣に座っていた大河原正雄さんとしゃべった。大河原正雄さんも、あの地域の中に土地を持っていますから。

そんなこと言ったって、今、目まぐるしい時代の変遷の中に我々は置かれている。それにもかかわらず、工場を誘致しませんか、用地の造成いつになりますか、何年先になるか分かりませんなんて言って、応じる企業はいないんですね。目まぐるしく変わっていくんですね。昨日栄えた産業が明日どうなるのか分からないような変転の激しい時代に、何年か先には造成します、その中には町の土地だけじゃなくて民間の土地もあるんですね。その買収なんていうのは、大変非難だと私は言っているんです。

なぜ非難かという、あの土地を、木賊って同じ名前で大変失礼なんですけれども、元木賊町長は650万という途方もない値段で、同じ値段で、ある議員が横車を押していたのは間違いありません、私も聞いていましたから。そして650万もの高い値段で土地を買わせたんですよ、町に、その元議員は。そしていろいろ次の選挙を考えたんでしょう、元町長はそういう650万もの高い値段を、私たちと共に役場の人たちはこういうふうの説明したんです。役場を造るために7町歩の田んぼが欲しい。そして交換すると元と面積当たり同じ値段になるように交換して持ってくるんだと。同じ値段の根拠はどういうことかという、県道に面している土地は高い、その次に市街地、旭町とか笠石に近い西側が高い。にもかかわらず、元町長は県道からはるか離れた、市街地からも一番離れた予冷庫の前のほうの土地を650万出

して買ったんですね。矢吹徳一さんとか私は反対をしたんですけれども、多勢に小勢で負けてしまいました。そして、この土地を町は買ったんです。

ですから、私はこの周りの、町の所有地の山となっている、毎年お金かけて草刈っていますね。あの周りの土地は、たくさん民地が残っている。この人たちは隣の土地を650万で町に売っている。同じ町が買おうとしたならば、今の時価でなんてはとても買えない。ただ市街化区域だからね。一般の農地は、その隣は1反歩10万円で売り買いをこの前したと、私は売主から聞きましたけれども。そういう土地なんですけれども、そのすぐ近くの土地であっても市街化区域だから、そうはひどくはないと思うんですけれども、しかしそれをまたてことして、町の買収は大変困難になるというふうに思っているんですね。

ですから、一生懸命、先にその問題を解決しないと、工場を誘致してくださいなんていう話は相手に受け入れられない。ですから、駅東の工場地を造成する、この件についてお尋ねをいたします。いかに進めるのかをお聞きいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

貴重なご提案、誠にありがとうございます。

ただいまご質問のありました工業団地の誘致につきましては、町民の雇用の確保のためには重要な施策であるというふうなことは、これまでの質問の中でも答弁をさせていただいているところでございます。ご承知のとおり、駅東の第1土地区画整理事業地内の準工業地域になっておりますが、そちらについての用地につきましては、産業用地の確保ということで、今現在を進め、過去の委員会の中でも、先行取得をしながら先行造成を考えていきたいというふうなことは、私のほうでご答弁を差し上げたところでございます。

今現在であります、昨年度8月から9月には、企業への1,370社に対しましてのアンケート調査を行いました。そちらを参考にしながら、具体的なヒアリングを行ったところでございます。

また、今年度につきましては、駅東のいわゆる準工業地域の皆さん、地権者が約70名おりますが、その皆さんに意向調査をしたいというふうに考えております。それらを含めまして、いわゆる準工業地域であります都市計画区域内でありますので、その意向を聞きながら、いわゆる買収であれば買収の単価にも関係してきますし、先行取得しております町の土地がございましたので、そちらの在り方も考えていかなければならないというふうなこともありますので、先ほどご提案いただいた、いわゆるオーダーメイド方式から切り替えていかないと、いわゆる企業さんもイメージが湧かないというふうなことは意見としていただいておりますので、そういったことも十分に検討していかなければならないなというふうに思います。つま

り、受入れ態勢をつくりながら、いわゆる工業用地を販売していくというふうな考え方をしなければならぬだろうというふうに思います。

それと併せまして、県の企業誘致推進協議会、そして県の東京事務所及び名古屋事務所、また賛助会員となっておりますが、一般財団法人の日本立地センター等の企業誘致との連携をしながら、企業誘致を積極的に進めていけるように今後とも進めていきたいというふうに思っているところでございます。

こちらについては、今現在、土地区画整理事業との絡みがありますので、この後の質問にもありますけれども、有効に土地を使うためにはどうしたらいいのか、区画整理の事業と併せて、今、検討しているところでもございますので、よろしくお願ひし、私の答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 町長の考え方は多とするものでございます。ぜひ、この問題に本気になって取り組んでいただきたいと思います。

それから、（4）番目です。

これは、（4）は①と一緒に答弁をいただきたいと思うんですが、成田住民に移転から除外された住宅の洪水防止のため、鈴ノ川上流に第二遊水地を建設するということについて、この手法ですが、町は遊水地により大きく固定資産税の減収となりますね。この代わり、何か構想展開あるのかと我々も説明会に行って聞いたんですけども、ないと。それは、ただ我々の、今、固定資産税もらっている土地が国に取り返されているんですね。

こういうことは不当だと思うんですが、しかし、これはそういう仕組みだというんで、それでは我々は代償として、第二遊水地というものをもっと上流に、先ほど言ったこの団地の続いた土地、私の知り合いが売ったんです、売買ったんですけども、1反歩10万円で売ったんですね。ここのような安い土地を買って、そしてもうここに遊水地を造れば、町の調整池にもなるんです。工業用地あるいは駅東開発の調整池も兼ねることができるんですね。そういうこと要求してもいいんじゃないかと。

私ども岡ノ内の開発したときに、何かこれだけの住宅地を農地を潰して造成するのに調整池が必要なんではないかと私は聞いたんですね。そうしたならば、あそこに高速道路の向こうに何とかという池があるんですね。ちょっと忘れちゃいましたけれども、その池があるからここは要らないんだということだった。ですから、そういうものがあれば要らないんだったら、我々は第二遊水地を造らせれば、そこに駅東の調整池もできるんじゃないかと。

私は今、町長に前にも話したように、町で買った土地が、今、草ぼうぼうになって毎年お金をかけて草刈っていますね。あの周辺に残っている土地を買収するのは非常に大変だと思

うですが、ここに調整池を造ろうとすると、この開発が進まなくなっちゃう、その土地が売れませんかと言われればこれは進まなくなっちゃう。ですから、調整池は下に造って、調整池を町は開発できると、こういうことを自治体はできるんですよ、特権なんです、個人はできないんですけれども。ですから、そこに第二遊水地を造れば駅東の調整池を省略できる。そうしたならば、これはこれから開発するのにもいい。

しかし、今、山になっているところと、その合間にある土地と、山になっているところは町の土地だけれども、その合間に挟まっている土地は個人の私有地だというふうになれば、なかなかこれは買収交渉も大変だから、調整池は一帯をまとめないと調整池できませんからね。ですから、私は圏外に、調整区域のほうに第二遊水地を国に造らせて、そしてそこを町の調整池にもするんだというふうにすれば、非常に合理的ではないか、町にとって。そういうことを考えてはどうかと思うんですが、ご答弁いただきたい。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

成田上流地への第二遊水地の設置要望につきましては、以前から再三にわたりましてご提案をいただいております。また、移転から除外された住宅の洪水防止対策についても、町では大変危惧しているところでございまして、そちらについても、今後何とかしていきたいというふうに考えているところでございます。

ただいま質問の中にもありましたが、第二遊水地を駅東開発の調整池を兼ねることを国等も認めさせるべきではないかというふうなご提案でございましたが、ご質問にあるとおり、今回の国による遊水地整備につきましては、広大な優良な農地と宅地が失われ、町の貴重な財産が永久に失われてしまうことになるわけでございます。そちらの中では、いわゆる固定資産税等の減収というふうなことも質問の中にもありましたけれども、まさに税財源の減収もありますし、それからいわゆる産業の中での収入額も大幅に減ってくるというふうな状況もございまして、それらに対する財政支援、そして財源の手当てというふうなことでは、この後に出てきます小林議員の質問の中にもありますが、国のほうに過般要望をしまいたところでございますので、そちらについても具体的に進めていきたいというふうに思います。

なお、第二遊水地の考え方につきましては、前の答弁の中にもお話をしておりますけれども、今回の阿武隈川緊急治水プロジェクトとしての関連の事業の中では、大変難しい事業だというふうなことは国のほうからお話をいただいておりますので、ただ関連はするわけでありまして、上流でありますので。

そんなことを含めまして、今後、駅東の区画整理事業、そして工業団地の開発を進めるに当たっては、ただいま円谷議員からありましたように、駅東のこのいわゆる市街化区域外に

調整池を設けることについても含め交渉していきたいというふうに思っております。そうすることで土地が有効に運用できるというふうなことは、まさにご質問のとおりでございますので、その辺も整理しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、今の町長の考えで進めていただきたいと思います。

時間も迫っておりますので、スピードアップをしたいと思えます。

大きな2番は、ふるさと納税の進め方についてお尋ねをいたします。

先日の新聞報道で、ふるさと納税の県内市町村の実績が発表されました。我が町の寄附額は天栄村の約4分の1に過ぎないと。

そこで、下の3点についてそれぞれお伺いいたします。

1つは、返礼品でもっと改善すべき点はないかということですが、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本町のふるさと納税の返礼品につきましては、桃、リンゴ、梨などを中心にした果物や、コシヒカリ、日本酒等などを中心としております。ご指摘のように、さらに範囲の広い返礼品を準備することが寄附金の寄附額の増額につながりまして、または地域産業の活性化につながるものかというふうに認識しております。

今年度におきましては、専門業者への委託業務において、新規の返礼品を開発しているということでございます。ちなみにラインナップというか、返礼品のラインナップにつきましては、令和6年度当初におきましては49品目でございましたが、現在は105品目に増えておりまして、こちらのほうは総務省の認可が下りないとできませんので、さらに10月以降になりますと、116件ほどにまた増える予定でございますので、ラインナップの充実というところでは今のところ進んでいるというふうな形でございます。

ただ、あくまでほぼインターネットでこちらのほう、寄附が集まりますので、ラインナップももとより見せ方、検索しているときにいかに鏡石のやつがヒットするかの見せ方につきましても、業者のほうと通販サイトにおけるPRを強化していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 分かりました。ぜひもっと本気になって取り組んでいただきたいと思います。特に私は、米はもっと大々的に鏡石の米はおいしいよというようなことで、ぜひ取り上げていただきたいものだというふうに思います。

②番は、東京かがみいし会、県人会などに協力を求めています。これは求めていると思うんですが、もう少し強くアピールしてはどうかということで、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご指摘のとおり、東京かがみいし会や福島県人会のような町内、県内出身者に対するアピールにつきましては、寄附額の増加について非常に効果的だというふうに私どもも考えております。

昨年度におきましても、東京都内で開催された町内製品のPRイベント等につきましても、かがみいし会の会員の方に来てくださいというようなアピールをしまして、その場で納税の寄附を頂戴したケースもございます。

今後も地元出身者に対しまして、情報提供や周知活動を実施してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、その辺の努力をお願いをしたいと思います。

③番は、大変先ほども例に挙げた天栄村、実績を上げていますね。これに学ぶ点はないかということで、お尋ねをいたします。

天栄村は米の食味の改善に取り組んで、食味のコンクールなどもやったりして努力をしてくておりますので、何か我々にとっても学ぶべき点はないかを、ぜひ考えていただきたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ふるさと納税の関係につきましては、我々も昨年の秋に各地区を回りまして懇談会を開いたときに、結構町民の方々は関心が高いというふうに我々も認識しました。

ご質問のとおり、5年度におきます天栄村のふるさと納税につきましては約1億円、鏡石町が2,700万ですので、ご指摘のとおり約4倍の状況となっております。天栄村のふるさと

納税、ここ数年で非常に増加しているというふうに認識しております。その要因としまして、我々のほうも聞き取り等で分析したところ、天栄村内でおきます宿泊施設とか、結構有名なところがございます。あとゴルフ場のクーポン券、そういうような比較的単価の高い返礼品に対しまして寄附が増加したというふうな報告を受けておるところでございます。

また、天栄村におきましても、多くの寄附サイト、先ほど言ったインターネットのサイト上で受け付けているところの工夫ということで寄附額を押し上げているというふうな要因ではないかというふうに考えているところでございます。

本町につきましても、天栄村にかかわらず寄附額が大きく伸びているようなところにつきましても調査研究を進めまして、参考になる部分につきましては積極的に取り組んでまいり、今後の寄附金の増額に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、その辺努力をしていただきたいと思います。やはり人手のかかる事業でございます。もう少し要員などもぜひ補充をしていただいて、取り組むべきじゃないかというふうに思います。

大きな3番目は、町営墓地公園の建設についてでございます。

我々は、駅東にこれからも住宅地、工業用地を開発をしていく計画でございますので、これからますます墓地の需要は高まっていくだろうと思います。今回は、池ノ原の墓地とは別に新たな墓地の建設が計画されるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

町営墓地公園の建設についてのご質問でございますが、町内の住宅建設は、駅東土地区画整理事業の進展と民間開発などによりまして、近年顕著に進んでいると感じているところでございます。

現在進めている墓地整備につきましては、喫緊の墓地不足に対応するため、公平で安定した墓所の供給として、今般策定いたしました鏡石町墓地整備計画に基づき、短期的な墓地整備を進めているところでございます。

11番議員ご承知のとおり、この後に設問ありますけれども、墓地の在り方については、今後大きく多様化してくるだろうというふうな考え方がございますので、今後の墓地の整備の在り方につきましては、動向を注視しながら中長期的な視点で墓地の整備の調査検討を進めていきたいというふうに考えているところでございますので、ご理解賜ればと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 時間が迫っておりますので、あまり深掘りしないで前に進めたいと思います。ぜひ、今のような考えで、よろしくお願ひしたいと思います。

ただ、（2）番は、世論調査などによると、国民の墓地に対する考えが、今、大きく変化をしております。墓じまいなどというものが何か流行語のようになってきておまして、さらには新しい樹木葬というものが注目されておりますし、永代供養などの墓地の建設も取り入れたものが、今、多くのところで取り入れられているんですが、こういうものを含めたものをこれからの墓地の建設には取り入れられ、検討すべきものではないかと思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

近年の社会状況は、人口減少、核家族化など、ライフスタイルは大きく変化してきていることによって、お墓に対するニーズや価値観も多様に変化してきております。令和4年度のアンケート調査の中でも、一部の方から、お墓の形態として合葬墓や樹木葬のお墓のご意見もありました。また、お墓を代々管理する難しさや、墓地の無縁化など、墓地埋葬法を取り巻く問題もございます。

このような課題解決に対応できるよう、中長期的な墓地整備を計画する上で、議員さんおっしゃられますとおり、樹木葬や永代供養などの墓地の形態を含め、より効率的な墓地供給形態を調査研究しなければならないというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、そういうこれからの新しい墓地というものを検討していただきたいものだというふうに思います。

何回か私もここでお話をさせていただいたんですが、岩瀬村、今は須賀川市に合併されましたけれども、合併前の岩瀬村で団地を造ったんですね。団地を造成したんだけど売れない。そういうことで何をやったかという、今、須賀川の議長やっている人のお父さん、元村長だったんです、佐藤正夫さんといひまして、東大出の。そして、しかも彼のうちは岩瀬村でも相当の資産があったんですね。その村長辞めてから、たくさんあった山の一部を村に寄附したんです。そして墓地に使ってくださいと。そういう村長が言って墓地を造成して、

この団地にはおまけに墓地をつけますよと言ったんですよね。そうしたら、それがまた話題になったんですよ、新聞などに報道されましたからね。そしたら、なかなか売れなかった団地の宅地がどんどん売れて、きれいに完売したという経過があるんです。

ですから、やっぱり墓地というものを買う場合は、やはりみんな考えているのではないかと思いますので、ぜひこれも駅東開発とセットで、これは今の新しい樹木葬とか永代供養、いわゆる合葬墓ですか、そういうものもこれから取り入れたものを検討されるべきではないかと。少なくとも検討組織みたいなもの、いろいろ議員の中にもおられますけれども、お坊さんとか、神社の宮司さんとか、そういう人たちを集めて、その後の管理も関係しますので、そういう調査機関みたいなものをつくって相談し合ったらどうなのかと思うんですが、この辺はいかがでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 11番議員の再質問にご答弁申し上げます。

町内にも宗教法人の墓地、管理しておりますが、2法人ございます。そういった部分からも、今回この墓地整備計画を策定するに当たりまして、訪問調査などを行いまして現状等を聞いております。議員おっしゃられました協議会という部分も含めまして、町ですと、各地域に11か所の既存の墓地もございます。そういった方々からもいろいろとご意見を聞いてございます。そういったご意見等を聞きながら、より効率的な墓地の供給に努められるような組織ということも含めながら、今後検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、検討して前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

（3）番になりますけれども、今までのような単なる墓石を並べるだけの墓地ではなく、樹木などのある公園の中の町民の憩いの場を兼ねたものとすべきではないかと思うんですけれども、これには広範な用地も必要とされますので、資金の問題などもあると思います。

ただ、資金は、お墓の場合は安定的に売買されているほかの区画の墓地の値段からいえば、十分これは長期的に見れば回収できる、そういうものだと思いますので、思い切ってそういう墓地公園の建設についてできないものかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

墓地の在り方につきましては、宗教法人等のその特性を生かしながら、墓所等の需要に対応することが必要と考えております。

これまでの墓地は、厳粛で威厳があり、特別な場所であるがゆえに近づきにくい印象があることから、将来を見据えた中長期的な墓地整備を計画する際には、景観など様々な視点を考慮し、日常においても町民利用の場として活用できる公園など、憩いの場を備えた墓地公園といった手法を含めまして、調査検討を進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○11番（円谷 寛） ぜひ、前向きな取組をお願いします。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 申し訳ありません。時間があまり残っていなかったものですから急いでしまいました。

ぜひ、前向きな取組をお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（角田真美） 11番、円谷寛議員の一般質問はこれまでといたします。

ここで議事の都合により、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時51分

開議 午後 1時00分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 小 林 政 次

○議長（角田真美） 次に、10番、小林政次議員の一般質問の発言を許します。

10番、小林政次議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 皆さん、こんにちは。

一般質問をさせていただきます10番、小林政次でございます。

さて、令和6年も今月末で6か月がたとうとしています。議会での決算の審査や執行部の新年度予算の構想を練る大切な時期となりました。木賊町長の思いと町民の願いをより反映させた予算編成をし、本町の経済を活性化し、全国に誇れる町をつくっていただきたいと願っております。

早速ですが、質問に移らせていただきます。

1、道路改良事業について。

鏡石町は牧場の朝の牧歌的、すがすがしいイメージを大切に町づくりを推進しているところであり、やすこくやから岩瀬農業高校までの牧場線を車で走ってみますと、牧場の朝にふさわしい情景が広がっておりますが、道路にひび割れ、クラックが多数見られます。特に鳥見山公園、岩瀬牧場、岩瀬農業高校付近の道路に顕著に見られているところでございます。観光客が多数訪れる場所であり、高校生の送迎等もあります。現状でのままでは観光客等へ非常に悪い印象を与えております。これを解消すべく、当初で予算を確保したところであります。

しかし、財源として見込んでいた社会資本整備総合交付金内示額が1,928万4,000円の減額となり、施工が大変危ぶまれております。つきましては、今後の牧場線道路改良事業についての町の対応についてお伺いいたします。

(1) 牧場線道路改良事業について、社会資本整備総合交付金内示額が今後も増額されない場合、どのようにするのか。また、牧場線舗装修繕事業の名称になってはいますが、道路改良事業とどう違うのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、事業名でございしますが、道路改良事業ではなくて、舗装修繕事業でございします。道路改良事業は、道路の幅員拡幅や道路延長、さらには機能向上などとなりますので、今回の事業は舗装修繕事業として事業を実施するものでございしますので、ご理解いただきたいと思っております。

今年度の当初予算の内示は、去る5月の定例全員協議会で説明したとおり、当初予算額に対して大変厳しい内示額となりました。その後、県に追加要望したところ、追加の配分がありました。結果として、当初予算額と繰越明許費を合わせて、予算額2,880万のところ1,612万8,000円の配分額となりました。いずれも要望額に対して内示割れが続いている状況であり、今後においても、県に対して追加要望や、状況によっては町道整備事業債による起債の借入れなどを視野に入れながら、継続的に事業を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） ただいま追加で交付があったということですが、最初の当初予算よりは少ないんですか。そうすると、当初どの辺を修繕するかちょっと私、分かりません

けれども、当初に比べてどのくらい減るのか、修繕の関係、そしてその場所、今年度修繕をする場所はどの辺なのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 当初予算に比べまして約800万程度減額になっていますので、その分の関係で延長等は減っていく形になります。

今年度につきましては、去る9月3日に実際に入札を行いました。施工延長としましては、ちょっと短いですが120メートルになります。施工の方法ですが、一応、路盤が大分傷んでいますので、普通にアスファルトを敷き直すのではなくて、路盤から再生する形で、ちょっと固めな形でやりたいと考えております。その関係でちょっと面積が、延長もちょっと短くなります。

箇所につきましては、鳥見山公園の付近の交差点、信号のある交差点から牧場までの約120メートルありますので、そんなにいきませんが、牧場付近のところまでが一応予定している工事でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、通称広域農道（北町・堀米線）についても、道路が農道規格のため、重量物を積載する運送会社等の車両通行により舗装が傷み、凸凹の状態になっております。町ではそれを解消するため、二、三年前くらいから再舗装を進めているところであります。北側の道路から進めており、昨年は2号橋の北側手前まで竣工したところであります。

現状を見ますと、そこから南側のお墓のところまで数軒の家がありますが、凹凸が激しいため、大型トラックが通るたびに激しい振動に見舞われております。昼間の地震のような振動災害はもちろん、夜にあってはぐっすり眠ることもできない状態であると聞いております。これを解消すべく、本年当初で予算を確保したところであります。

しかし、財源として見込んでいた社会資本整備総合交付金内示額が、前の説明では減額となり、施工が危ぶまれております。つきましては、今後の広域農道（北町・堀米線）の道路改良事業についての町の対応についてお伺いいたします。

（2）広域農道（北町・堀米線）の道路改良事業は、社会資本整備総合交付金内示額が今後も増額されない場合、どのようにするのかお尋ねいたします。これも修繕事業になるのかな、お願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

北町・堀米線については、当初予算、要望額2,000万で行ったところでございますが、内示額ゼロということで、大変非常に厳しい結果となってしまいました。そのため、今年度予定していた工事が施工できない状況となっております。

今後につきましては、先ほどの答弁のとおり、県に追加の要望や町道整備事業債による起債の借入れを視野に入れつつ、国の補正予算に期待したいところでございます。いずれにしても大変重要な路線でありますので、予算の確保に努め、継続的に事業を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 今、答弁ありましたけれども、予算的にはかなり厳しいということでございます。現状を見ますと、前の陥没とかしているところ、応急修理かな、それはしてありました。ただし、応急修理はすぐに壊れますよね。だから、早急に事業をお願いしたいと思えますけれども、実際、追加がない場合に、先ほど起債と言いましたけれども、それらでどのくらいの部分を見込んでやるのか、緊急的にやる部分はどの辺かお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員の再質問にご答弁申し上げます。

大変、北町・堀米線については延長も長いでございます。修繕完了したのも大体24%程度しか完了していない状況です。先ほど申したように、特にカーブのところ、矢吹から来てすぐカーブのところが大分傷んではきているということで、昨年、応急的に修繕工事を行ったところですが、おっしゃるとおり、修繕では根本的に改善しないところもありますので、こちらについても予算を確保しながら、予算の確保次第ですので、今年、来年という形でなかなか明言できませんが、なるべく早急に対応できるような形で進めていきたいと考えております。

なお、引き続き県のほうには要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、久来石・行方・蓮池西線ではありますが、サカサ池南から南町の東北旭紙業株式会社までは2車線で改良され、快適な自動車等通行ができると地区住民が大変喜んでおります。しかし、3430号線、3506号線との十字路から西側、旧国道笠石・鏡田

線までの間は改良されておらず、地震の際の応急修理のままであり、継ぎはぎが多く、境目等の段差や凹凸、ひび割れが多くなっております。そのため、車両や大型農機具の通行に大変支障を来しております。つきましては、久来石・行方・蓮池西線の残された区間の道路改良事業、修繕事業でございますがについてお伺いいたします。

(3) 久来石・行方・蓮池西線の残された区間の道路改良事業について、どのような考えを持っているのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

久来石・行方・蓮池西線は、久来石地内を起点としまして、笠石地内、笠石・鏡田線を終点とした約2.4キロの2級道でございます。令和5年度には笠石原町から南町の約1キロ区間を2車線道路として整備し、供用を開始したところでございます。

残された箇所、特に今、ご質問あった笠石原町から笠石・鏡田線までの区間でございます。こちらにつきましては、現在のところ大きな整備計画はございませんが、おっしゃるとおり、一部狭くてちょっと老朽化している点もありますので、そちらにつきましては、現状を把握しながら修繕を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 今、答弁ありましたように、現状ですか、それを見まして、なるべく早く修繕できるようにお願いしたいと思います。陥没とかがありますので、あとひび割れ、それがひどいです。

次に、2番、JR東日本に対する踏切等改良事業の要望活動についてでございますが、先に牧場線の踏切改良については、町からの要望活動もあり工事が終わったところであり、大変静かになったと付近住民も感謝しているところであります。しかし、笠石多目的集会所南側の四街道踏切についても、牧場線の踏切と同様、凹凸が激しく、車の通行に支障を来しております。特にシニアカーにあつては、凹凸で今にも倒れるくらい揺れて、通るのをためらっているとの声が多く聞かれます。

つきましては、(1) 四街道踏切の凹凸を解消するため、踏切の改良をJR東日本に対し要望したと思いますが、現在までの経過と施工時期はいつになるのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

以前からご指摘を受けています四街道踏切の改良につきましては、踏切内については道路管理者、踏切前後については町道管理者である町が管理することになっております。

踏切の修繕については、鉄道管理者に修繕の予定について確認をしているところ、定期的な点検はしており、現時点で踏切の修繕工事の予定はないとの回答でした。町からの要望については、優先度、緊急性を勘案した上で、適宜対応を検討するものということですので、踏切前後の町道の工事も予定する場合は、鉄道管理者の対応次第によりますが、事前に協議すれば同時施工も可能ということの回答をいただいております。

この四街道は町道堀米線でございますが、今年度から公共施設等適正管理推進事業によりまして、舗装修繕工事を継続して実施してまいることとなっておりますので、当該箇所の修繕についても、鉄道管理者と施工時期を踏まえ、引き続き協議してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） ちょっと答弁、あまりあれなんですけれども、踏切内は今のところ予定はないということでしょうか。

そうすると、それを今後も町からの要望活動をお願いしたいと思いますけれども、それを行ってもらうには直接JR東日本にやらなければならないんですかね。その辺をお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） JR東日本が管轄になりますが、現実的には郡山の保線技術センター、こちらが維持管理を行っているところでございますので、そちらにつきましては、町からも引き続き要望をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

次に、地蔵踏切の件であります。これも四街道踏切と同様に、車両や大型農機具の通行に大変支障を来しております。特に、あそこは踏切の幅がちょっと狭いんですよ、ほかに比べて。そういうこともありまして、踏切に入るところか出るところかはどちらがあれだかちょっと不明ですけれども、陥没がひどく、作業員等による応急処置等にもかかわらず、すぐに壊れ、元のように今も陥没ができております。

つきましては、(2) 地蔵踏切の凹凸を解消するため、踏切進入道路及び踏切等の改良をJR東日本に対して強く要望する考えはあるのかお尋ねいたします。

ここの地蔵踏切の踏切自体は四街道よりは少しましです。ただ、最近になってかなりひどくなっておりますので、すぐに四街道踏切ぐらいに揺れが相当激しくなると思いますので、その辺を答弁願います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

地蔵踏切は軌道内がアスファルト舗装であり、コンクリート製の枕木に改良していない状況であります。さらに、ご指摘がありましたように、踏切前後の町道の舗装については老朽化が進んでおり、くぼみが続いている状況でございます。くぼみについては、簡易補修を行いつつながら修繕を行っていきたいと思います。

大規模な修繕工事となりますと、四街道踏切と同様に、町と踏切内との工事と併せながら修繕するのが一番効果的となりますので、今後ともJR、鉄道管理者とも協議して、改善進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、3番、和田池の浚渫工事についてでございますが、ご存じのとおり、和田池は下流の笠石圃場整備地区の重要な水源として機能しておりますが、昨今、あそこはガマが急速に繁茂し、池全体を覆っており、水源としての機能を著しく損なっております。大分浅くなったということでございます。機能回復のためには、ガマを取り除き、浚渫することにより、水深が深くなり、水量が増加し、本来の機能を回復することができると思われまふ。今まで高久田、久来石の浚渫が終了しました。本年は笠石のサカサ池の浚渫が予定されております。前段の理由によりまして、来年度は和田池の浚渫を強く要望するものであります。

しかし、今までの工事のように、ヨシやガマを取り残した工事ではなく、全面的に多年草のヨシやガマを除去することにより、水深と表面積を確保することができ、本来の水源機能を取り戻せると考えております。

つきましては、(1) 全面的に多年草のヨシやガマを除去することにより、和田池の水深と表面積を確保し、本来の水源機能を取り戻すよう、和田池の浚渫をする考えはあるのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

和田池につきましては、農業用のため池ということで整備されたものでございます。農業用ため池の水管理については、本来であれば、水利利用者によるかいぼりによる池土砂の排除により機能保全を図っていただくものと認識しておりますが、近年においては、営農者の高齢化による離農や後継者不足により、適切な維持管理が課題となっているのが実情でございます。ため池の堆積土砂の浚渫については、地元の水利利用者や環境保全会の管理状況、意向を踏まえながら、協議により検討してまいりたいと考えています。

なお、池全体の浚渫となりますと、ある程度の費用を生じますので、財源の確保も大きな課題となりますものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 池の管理は地区ということでありまして、実際、地区でも草刈り等ですか、周辺の土手、それやっていますけれども、池の中でございますが、今年それ全面的にガマが覆っていますので、中に入って本当の周辺ですか、それを草刈りをしました。その際に、やはりやる人が腰まで入ったんですね。腰まで入って、暑い中やったものですから、これ以上はできないということで、1周分はやっていたけれども、現在見ますと、そこからまたガマが生えて、もう2年間過ぎれば同じ状態になるのかなと思っております。

それで、以前は、本当は駄目なんでしょうけれども、池の中に魚がおりましたので、それのかい掘りということで、冬になるとみんなが入って、そこで魚を取りながら、中の泥ですか、それを流すということをやっていたけれども、最近では放射能の関係もありまして、それはやっておりません。そういうことで、ますます泥がたまって、それからガマが繁茂して、本当に池と見られない状態なんですよ。

それで、先ほど今後も検討するというところでございますが、ガマを除去する何かいい方法というのはあるのですか。ということでお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員の再質問にご答弁申し上げます。

確かに、町内全部で60か所ため池がございます。そういう意味では、各地区ともそういう形の問題点はあるというふうに聞いております。一部、環境保全会のほうでアームの長い、手が長いユンボで浚渫を行ったという状況も聞いております。

今、ガマというお話でございますが、その辺についても、ちょっと私も詳しくこれまでま

だ勉強不足ですので、今後、それについては勉強させていただきながら、そういうものが可能かどうかはちょっと関係機関とも確認しながら、もし、そういうことが可能であれば、保全会とも含めて、いたため池の保全に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 実際、保全会はそこまでやらないんですね、その地区に任せて、ため池関係は。道路の草刈りとか、そういうのとかはやりますけれども、地区に入っては支部と保全会が一緒なので、実際、保全会がやっていくことになるんでしょうけれども、地区でももう高齢になっているんですね、やる方。それで、10年くらい前みたいに体が動かなくなって、草刈りとかもやる量が少なくなって、ましてやため池に入るなんかもう考えていないとか、できない状態なんです。だから、その辺をよろしく願って、そして除去するのに本当にいいやつがあれば、前はうちのほうも草魚を放したりしてやってはいましたけれども、今はそういうのやりませんけれども、何かいい方法がありましたらば、ひとつお願いしたいと思います。

次に、4番、特定空家等対策についてでございますが、7月の新聞に鏡石町空家等対策協議会が開催され、特定空家等3軒が認定され、久来石1軒が緊急安全措置により撤去を決定したと報道されました。

つきましては、特定空家等に認定された場所はどこかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定される特定空家等については、鏡石町空家等対策協議会で特定空家に該当すると判断され認定を行ったのは、久来石地内の1家屋、笠石地内の2家屋、合計で3家屋となります。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、（2）になりますけれども、久来石1軒の撤去はいつ頃終了するのか。また、撤去された宅地の管理、特にその後の雑草対策、それは今後どのようにするのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

久来石地区の特定空家等は、今年度中に鏡石町空家等対策の推進に関する条例第8条により、緊急安全措置を実施し、町民に危害を及ぼすおそれがある最小限の部分の解体を予定しております。ただし、条例で建物を解体できるのは、必要最小限の措置のため、全ての解体を行うには行政代執行法及び空家等特別措置法に基づく代執行となります。代執行は他人の財産に関わるものであり、手続に期間とノウハウが必要なものであり、まだ福島県内では事例がありません。現在、代執行の手続などについて事例のある県外の自治体に確認を行っており、代執行に係る予算の確保を含め、来年度には実施できるように準備を進めているところでございます。

空き家が撤去された宅地の管理は、基本的には所有者が行うものですが、所有者が不明な土地の代執行での撤去だった場合には、撤去費用の回収を図るために相続財産清算人による土地の処分を行い、新たに土地を購入した方が管理することとなります。

なお、久来石地区は市街化調整区域であり、建築には一定の制限がありますので、土地の処分ができなかった場合、管理する方が不在の状況となるため、町では軽微な管理を行うこととなってしまうのではないかと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 今回の答弁によりますと、実際は最低限の解体というか、それしかできない。ただし、今のいろんな代執行の手続をして、来年度中には設計とかやってということですか。それで、今年やるのはどのくらいやるんですか。お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 解体に向けて緊急安全措置ということになりますので、本当に軽微なものということです。ですので、倒れかかった、崩れかかった屋根を一旦落とすとかいう形の処理になるかと思えます。その手法については、今、業者と建築士さん、委員の中にも建築士さんが入っていますので、その方の助言をいただきながら、安全措置ということで適用していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 危険なので、事業を早く進めていただきたいんですね。これは前から現地とか見て、危険だということ分かっていますので、代執行とかそれらの事務手続、

それをなるべく早くやって危険を解消する、そういうことを早くやっていただきたいと思
います。

次に、（３）撤去以外の特定空家等は、今後どのような対策を取るのか。特に笠石の危険
な空き家についてはどうかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 撤去以外の措置でございますが、撤去以外の特定空家等、特に
今回、笠石地区になりますが、こちらにつきましては市街化区域内に位置しておりますので、
空家等の特別措置法第10条によりまして、相続財産清算人を活用して、土地と建物を合わせ
て処分する方向で、現在検討しているところでございます。

協議会の中には不動産関係者等がございますので、土地建物合わせて売買が可能な物件か
どうか調査を行っており、売買が可能と判断された場合には、弁護士や司法書士による相続
財産清算人を選任し、土地建物を売却し、購入した方が建物を撤去し、土地を活用してい
ただくことになり、危険な空き家の解消となるものと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 笠石といううちの近くなんですけれども、相続者はおりますけれど
も、多分相続放棄しているんですよね。だから実際、今は管理も何もされていないという状
況。それから、あそこの物件は前後に家がありまして、幅が狭いんですよね。だから、あれ
が倒壊した場合は、前か後ろに多分影響すると思うんですよ。

それで、これからいろんな手続をするということでございますが、これはどのくらいかか
るんですか。あそこは早くしないと、周囲の人も本当に困っているんですよね。だから、ど
のくらいかかるのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員の再質問にご答弁申し上げます。

先ほど申したように、不動産会社のほうに売買できるかどうかの判断を、今、委ねており
まして、そちらの結果が間もなく届いてきます。そうしますと、今度、協議会の中にも弁護
士とか司法書士さんもおりますので、そちらの方とご相談させていただきながら、相続財産
清算人を選定していきたいと思えます。それについては、なるべく早めに協議会の中でもも
んでいただきながら、進めていきたいと思えます。

おっしゃるとおりに、近隣に隣接している住宅もありますので、なるべく早めに処理した

いというのがありますし、また場合によっては先ほど同様、緊急安全措置ということで、軽微になりますが安全措置はしていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 実際、あそこの物件で敷地が細長いんですね。それで、奥のほうに作業所等があったんですけども、それは今もう潰れております。現状は見ているんですかね。それで、早急ということなんですけれども、本当にもう逆に言うと、もう1年以内くらいにはある程度のめどを立ててやってもらいたいんですね。実際、事務とかやると1年、2年とかかかると思うんですけども、その辺はいかがお考えですか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員の再々質問にご答弁申し上げます。

笠石の土地につきましては、約275坪という形で結構面積もございます。ただ、東西に道路が当然走っていますので、そういう形では多少は有効活用はできるかなと思います。

そういう意味で、先ほど申したような形で協議会の中で検討しながら、いついつまでというのはなかなかここで明言することはできませんが、そちらについては協議会に諮りながら、スムーズに手続が進むように行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に5番、区域バス路線「地域間幹線系統」の再編についてでございますが、新聞報道によりますと、県地域公共交通活性化協議会は、国と県が赤字補填している広域バス路線「地域間幹線系統」の1日当たりの輸送量が15人未満の路線について、再編を進める方針を決めたと載っておりました。地域間幹線系統は市町村をまたいで運行する路線で、国は1日当たりの輸送量15人以上を補助要件としております。15人未満の路線には竜生線が含まれており、路線再編の実施計画を国に提出し、認定を受けると3人以上に補助要件が緩和されるということです。実施計画には、経路、運行本数、実施主体、運行経費や収入、事業の効果などを盛り込む方針となっております。計画期間は、令和7年度から5年間を想定しているというものであります。今年中に素案をまとめ、来年2月末までに運輸局に提出する見通しであります。

つきましては、（1）竜生線の過去5年間の年間利用者数と1日当たりの輸送量はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

須賀川駅前を起点とし、天栄村の竜生を終点とする竜生線の過去5年間の年間利用者数についてでございます。

令和元年度2万1,869人、令和2年度1万6,840人、令和3年度1万5,847人、令和4年度1万6,684人、令和5年度1万5,939人となっております。また、1日当たりの全区間乗車としての輸送量につきまして、令和元年度が3.9人、令和2年度2.9人、令和3年度3.0人、令和4年度3.4人、令和5年度3.0人となっております。令和2年度以降は、新型コロナウイルスの影響などにより年間利用者数が減少し、1日当たりの輸送量も減少しているという状況が見受けられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） それで、路線なんですけれども、鏡石の町内ですか、それはどこからどこまで走っているのか。それから、鏡石区間の利用者数は1区間というのか、次のバス停までもカウントするのか、もっと長くなければカウントできないのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 小林議員に質問いたします。

これは何番になるんでしょうか。1番の再質問でしょうか。

○10番（小林政次） これは1番の利用者数の関連で。

○議長（角田真美） そうすると、（1）の再質問ということですね。

質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 10番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

鏡石町内の停留所の数につきましては、鏡石、須賀川の境、蒲之沢から、県道で天栄村に向かいます路線でございますので、釈迦堂川を越えますところ手前までの鏡石町の区間という中が鏡石の区間ということになってございまして、停留所の数につきましては全63のバス停がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 利用者数の把握の関係で、1区間でもいいのか、それとも距離的に決

まっているのか、それをお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 小林議員の再々質問にご答弁を申し上げます。

乗車数の考え方ということでございますか。これにつきましては、全区間を乗っている方、また1区間、短い区間を乗っている方でいろいろございますが、1回乗車するたびに1人というふうにカウントをされるものでございます。また、その乗車数でございますが、全路線につきまして統計を取っているわけでございます。ですので、鏡石町だけ、天栄村だけというふうな方での乗車数の把握は発表されておられませんので、ご了承いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） それでは、カウント的には乗車すればということですね、それをカウントしていると。

それで、先ほどの1日当たりの輸送量を聞いてみますと、利用者が15人未満、それで4人未満ですね、実際はね。それしか今までいなかったということですね。そうすると、この15人というのは多分、分かっていたと思うんですけども、その間の対策というのは何かしたんですか。お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 小林議員に質問いたします。

これは1番の再質問ということでよろしいんですか。

○10番（小林政次） はい。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 小林議員の質問にご答弁を申し上げます。

今ほどご答弁をいたしました輸送量の令和5年度は3.0人ということでございますが、これにつきましては、須賀川駅前から天栄の最終、竜生まで全区間乗った方を換算すると3.0人という中身でございます。単純に1日この路線を何人乗っているのかというふうなことを換算しますと、乗車数を単純に365日で割れば、大体43.6というような数が出てきますので、平均して竜生線には43名ほどが1日に乗車しているというような計算ができるわけでございます。

なお、令和元年度に比べますと徐々に減っているということでございます。これにつきましては、人口の減少や学校に通う児童数が減っているというようなところもございます。また、父兄の送り迎えが増えているというようなところがございますので、そのようなことで

減っているのかなというふうには思います。

これら乗車数を増やすというようなことにつきましては、特に具体的に何をやったというようなことはちょっとないのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 今、全区間では四十何人ということで、ただ県の数え方で先ほどの1日当たりの輸送量ということは、先ほど3.9から3.0ということになっていきますよね。そして、15人以上でないと補助金は出ないというか、今度の計画やりますけれども、それが認められなければそれは出ないということ、多分分かっていたと思うんですけども、それで実際負担しているところは3市町村でいいんですか、須賀川、鏡石、天栄村。それで、そういう協議会というか、担当者が会議等を開いて、これの対策をどうしたらいいかというのはやっていたんですか。お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 路線バスの対策につきましては、県のほうが音頭を取りまして、そのような会議があるというふうにはなっておりますが、3市町村だけで集まって具体的に何かを考えようというようなことは、今現在のところはやっておりません。

以上でございます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） それでは、今までのやり方は分かりました。

次に、（2）竜生線の実施計画作成はどこまで進み、変更点はどのような内容かお尋ねいたしますということで、これも多分、実施計画作成する場合には3市町村が集まって、このようにやるということで多分やると思うんですけども、その辺をお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 10番議員の質問にご答弁を申し上げます。

竜生線の実施計画につきましては、今年度、福島県生活交通課が事務局として、竜生線を含めた県内の地域間幹線系統について、福島県地域公共交通利便増進実施計画を策定中でございます。現在の実施計画の進捗状況につきましては、9月までに県内の圏域ごとにワーキング会議が4回開催され、10月に県協議会の開催、令和7年1月に東北運輸局に実施計画の提出、令和7年3月に実施計画が認定される予定となっております。

竜生線の主な変更点、見直し内容につきましては、竜生線に長沼車庫線を統合するほか、竜生から長沼車庫までの路線を廃止することで、効率性を高める内容となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） そうすると、今の変更で15人は確保できるということでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 小林議員の再質問にご答弁を申し上げます。

今回、見直しを実施をして効率化を図るわけではありますが、輸送量の増加が15まで上がるということまではちょっと確約できないというところでございます。

以上でございます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） ただいまの答弁で、15人までの確保と、ただ先ほど私が言いましたように、その計画が認められれば、3人以上でもいいということですよ。だから、3人以上にはなるようには計画していると思うんですけども。

それで、次に（3）鏡石町の負担額がどのように変更になるのかお尋ねいたしますということで、多分それ認められれば、今どのくらい、900万くらいですか、年間払っていますけれども、その辺は変わりはないのかどうかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

竜生線の令和5年度の鏡石町の負担額は、1,003万8,479円ということで、約1,000万円となっております。今年度、福島県地域公共交通利便増進実施計画が策定された場合、令和7年度から5年間のみではありますが、国・県からバス会社等への新規分の補助金が交付されるようになります。令和7年度以降の鏡石町の負担額は、竜生線に長沼車庫線の統合や竜生から長沼車庫までの路線を廃止する影響、利用実績、バス会社の経常費用実績により変更となりますが、国・県の補助金により負担金の総額は減額になると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次）　そういうことで、実施計画ですか、これは3人になるようにやってもらって、鏡石町の負担額、これを減額ということで少なくしていただきたいと思います。

次に、6番、堀米地区のインフラ整備についてでございますが、1番の道路改良事業の中で、広域農道（北町・堀米線）の道路改良を述べましたが、堀米地区は人口が少なく、家屋もまばらなため、そのほかのインフラ整備等も大変遅れております。特に防犯灯の距離が離れており、夜道の通行に支障を来しております。

つきましては、（1）堀米地区の防犯灯について実態調査をしたことはあるのか。あるとすればどのような現状で、今後どのような対策を行う必要があるのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美）　質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄）　10番議員の質問にご答弁を申し上げます。

町内の防犯灯については、平成30年12月からLED化を図ったことから、平成29年度及び30年度に町内全域の防犯灯について実態調査をしております。当時の堀米地区の防犯灯19基に対しても調査をしております。平成30年度時点の防犯灯は、主に蛍光灯器具で老朽化が進んでおり、故障や球切れが多い状況でありましたが、現在はLED器具に更新をしまして、故障や球切れがほとんどない状況となっております。

今後の対策としましては、行政区からの新設の要望に対応するとともに、通学路などの防犯、交通安全上、必要と認められる場所にできる限り設置を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美）　10番、小林議員。

〔10番　小林政次　登壇〕

○10番（小林政次）　それで、実態調査は29年、30年、LED交換のためということで、実際、最近は見えていないということでもよろしいんですね。

それで、先ほど区のほうからの要望が出ましたらばということですがけれども、この点は区から要望が出ます。多分9月いっぱいかな、それには載っていますので。

それで私、夜、車で通ってみたんですけども、こちらから行くと、杉林かな、あの辺まではかなりついていきます。それから先、藤島牧場、それから広域農道との交差点、あの辺はあまりないんですね、暗いんです。それから、広域農道に出て曲がった先かな、その辺もあまりない。それから、右側の集落何軒かあるんですけども、そこもほとんどその辺はないですね、暗いです。あとは、左側に2軒かな、熊田さんとかあるんですけども、そこも1か所くらいしかなくて、あとはかなり暗いです。

ということで、これ一般質問出しているもので、その辺の実態調査というのは本当はしてい

ただきたかったんですね、するべきだと私、思っておりますから。いかがですか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 小林議員の再質問にご答弁を申し上げます。

防犯灯の設置状況につきましては、基本的には行政区と、また住民の方から要望が出されたときにはその箇所及び、併せてその周辺につきましてもパトロールというような状況で、防犯灯の必要性、有無等については調査をしているところでございます。

なお、防犯灯につきまして、毎年10基とか、それぐらいしかつけていないというような状況もございます。それに対しまして、13行政区からの要望もかなり上がっているというようなところでございますので、やはり優先順位をつけながら計画的に設置をしていきたいというふうには考えてございます。

なお、今回の堀米地区につきましても、一度は見て回っているのは事実でございます。今回、このような質問があったということですので、再度、現地のほうは、暗くなって、夜になってからというようなことが必要だと思いますので、確認のほうを作業はしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 新しい防犯灯、全部で10基ということですか、10基くらいということで。今回の堀米だけでも多分10基くらい出ると思うんですけども、だから現地を見てもらって、かなり離れていて暗いところを何基かつけるということで、考えていただきたいと思えます。

次に、堀米研修所は昭和52年度に建設され、約47年が経過しております。へき地農山漁村振興特別対策事業として研修、出荷施設として建設されましたが、現在は専ら地区集会所として利用しております。ということは、出荷が予冷庫ですか、農協の、そこに一括で出していますので、実際は出荷関係はそこではなされていなくて、地区の集まりに使っているというのが現状でございます。しかし、便所がくみ取り式である上、畳、カーテン、ふすま等の傷みがひどく、使用するのに耐えられない状態になっております。

つきましては、（2）老朽化が著しい堀米研修所の実情を把握しているのか。また、実情を鑑み、今後、改築及び近くに代替施設等があれば、またそういうのを造る予定があれば、それらの利用等を考えているのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

堀米研修所は、昭和52年度にへき地農山漁村振興特別対策事業を活用し、集荷施設を併設した施設として堀米生産組合が建築していることから、現在も堀米地区で管理していると認識しております。堀米地区よりトイレや畳の老朽化について相談を受けているところではありますが、町が管理している行政財産ではないため、町が直接改修することは難しいと考えております。しかしながら、地域のコミュニティー施設でもあることから、改修について笠石地区や堀米地区と相談して、対応してまいりたいとは考えてございます。

また、集会所への改築は地区の規模や利用状況を踏まえて考える必要があり、代替施設の利用につきましては、笠石地区にある集会所の相互利用が可能となるか、区で話し合っただけならばというふうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ここで小林議員に、一度ここで休憩いたしますので、ご了承ください。

ここで、換気のため14時10分まで休議いたします。

休議 午後 2時03分

開議 午後 2時11分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 堀米研修所の関係でございしますが、先ほど笠石地区、それから地区との協議ですか、それを踏まえて検討するというところでございましたが、この点も笠石地区からは要望として出ます。それを念頭に置きまして、やってもらいたいということですね。

それで、笠石地区はほかの区とは違って、ちょっと特異な点がありまして、各地区に総代がおりまして、総代の上に区長がおりますけれども、実際その地区を取りまとめているのが総代です。ただ、ほかの地区からすれば区長という形になります。そういう面で、それらも考慮していただきたい。

それと、この研修所、集会所というかですけども、これは堀米の地区の方が念願しております。多分ちょっと話はあったと思うんですけども、これはぜひともということもありますので、申し添えます。

次に、7番、阿武隈川上流遊水地群（第1遊水地、鏡石町）の整備事業についてでございますが、現在、国事業として成田地区遊水地整備事業が進められており、整備に該当する農地や宅地、家屋等の用地交渉が進められているところであります。農地については田が10アール380万円と、実勢価格と比較すると大変高額であり、農地等のみ所有の地権者は非常に

安堵しているところであります。

しかし、宅地や住宅、作業所と家屋の移転を迫られている地権者にとっては、家屋等の減価償却等による減額及び解体費も含まれており、移転先の土地や住宅等の取得には程遠い金額であると聞いております。したがって、新たな出費を余儀なくされることとなり、同意に難色を示している地権者も多数いる現状であります。

これらの課題を解消すべく、令和6年7月30日に鏡石町、矢吹町、玉川村の3町村長が、国土交通省福島河川国道事務所長に3項目の要望書を提出したと8月の全員協議会で説明がなされました。

つきましては、(1)阿武隈川上流遊水地群整備事業に関わる要望書3項目の回答内容はどのようなものなのか、お尋ねいたします。

まず初めに、①損失補償等についてお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

国への要望活動につきましては、ただいまありましたように、先月の定例全員協議会において報告をさせていただきました。去る7月30日に3町村の首長で福島市の福島河川国道事務所を訪れまして、所長に対しまして3項目を要望してまいったところでございます。

要望の回答の期限につきましては、先月末ということをお願いをしておりましたけれども、国において上部機関との調整等があり、まだ回答は来ておりませんが、私のほうへ先月末に所長と次長が参りまして、これまでのいわゆる契約状況等の報告を受けました。今までの現在高の状況の中で、お話をしたところの状況をお話し申し上げたいというふうに思います。

まず、3点の中で、各議員の皆様には要望の内容についてはお手元にお配りさせていただいたところでありますが、1つは損失補償等についてということでは、その中で生活再建の補償をお願いしたいというようなことが1つあります。それから、移転者については移転手続の簡素化と支援をお願いしたいというふうなことであります。そして、農業後継者への支援と農地の整備をお願いしたところであります。

また、併せて公共施設に係ります補償額と整備スケジュールの速やかな提示、そして公共施設の国による現物補償ということで、この現物補償はいわゆる自治体に補償額を金額で渡すのではなく、いわゆる施設を国において建ててもらいたい、結局、職員がそれに携わらなければならないので、国の中では国に技術者もいますので、そちらのほうでお願いしたいというような話をさせていただきました。

その4項目の中では、まずただいま質問の中であった解体費については所長、次長にも話

をしましたが、この今回の補償には解体費も上乗せして出すというふうなことでありますが、おのおのが解体をして業者に発注するということでは、なかなか業者が見つからないということと、いわゆるスケールメリットを使うのであれば、全体を国で一括で頼んでもらったほうが経費が安く済むのではないのでしょうかという意見を言わせていただきました。

そちらについては、県のほうで持ち帰って検討させていただくというふうなことをおっしゃっておいりましたので、そういうことも含め、先ほど申し上げた損失補償については4項目、詳細にわたってのお話をさせていただいております。併せて回答をいただきましたら、そちらについても議員の皆様にも報告を差し上げたいというふうに思います。

それから、2点目の遊水地の維持管理及び利活用については、さきの内容の中では維持管理と景観の保持というふうなことと、農地再整備の際の負担軽減と情報の提供、国による主体的な関与をお願いしたいというふうなことでお話をしております。こちらの中では今、検討会開いておりますので、そちらの中での速やかな回答をお願いしたいというふうなことでありまして、国のほうからはその意見は十分聞いておりますのでというふうなことで、先月末においでになったときには話をいただいたところでございます。

それと、負担の共有に向けた支援等についてという3つ目の項目であります。そちらについては流域市町村の交流の推進と積極的な情報の発信をお願いしたいということでもあります。こちらについては、阿武隈川流域市町村のいわゆる上流から下流の自治体の交流をするために、国が積極的に関与してほしいというふうなお話をしました。そちらについては、国において今現在、各自治体で視察にこちらにおいでいただいたりというふうなことで、整備後についても検討もしていきたいというふうなことをお話しいただいております。

それから、さきの一般質問でもありますが、財政支援ということでは、財政の負担調整と各種交付金等の拡充、それから要望内容にもありましておおり、ダム事業に見られるような補償もお願いしたいというふうなことも言っております。そちらについても、国で今、上部機関と十分に検討をしているような状況をお話しいただいております。

それから税財源の減収と、それから事業対応職員の人件費の負担についての対応をお願いしたいというふうなことも、お話もしております。そちらについても、国のほうで今、真摯に対応いただいているというふうなことでの回答ありますけれども、まだ先月の末においでいただいた中身でありますので、正式な回答はありませんが、そんなお話は口頭でありましたので、そのほうの報告をさせていただきたいというふうに思います。

追って、詳細は改めて報告をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） あれですね、①から③まで総括で答弁いただきまして、ありがとうございます。

それで、第1遊水地域である成田地区の皆様の苦悩は計り知れないものがあり、心が痛むばかりであります。台風被害者が今後の経営を考えると、宅地、家屋等の補償内容の多寡により、移転等を含め、今後の生活の在り方が左右されます。つきましては、よりよい再建が可能な補償額になりますよう、陰ながら祈念するとともに、町の今後のより一層のご努力を願うものであります。そういうことで、回答が来たらば、後で全協でもよろしいんですけども、お知らせ願いたいと思います。

次に、8、新年度予算についてでございますが、町長は町政を担い、3回目の予算編成となります。これまでの経験から、各種政策について取捨選択の必要が生じていると思われまます。現時点での取捨選択の必要が生じている政策はどのようなものがあるのか、また新年度予算にこれだけは反映させたいという強い思いを持った政策があると思われまます、（1）令和7年度予算において、取捨選択の必要が生じている政策はどのようなものがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

令和7年度予算編成におきましては、進行中の第6次総合計画年度の施策評価を行いながら、基本構想の実現に向けて、6つの基本目標を基軸に、優先順位を基に重点的かつ効果的な予算配分に努めているところであり、令和7年度におきましても、限られた財源の中で必要性、緊急性、優先度の観点から事業を取捨選択していく必要があると考えているところでございます。

ご質問の選択の必要性が生じている政策というふうなことでありますが、令和6年度の予算編成におきましても、6つの項目についてを主体に考えさせていただいたところでございます。

1つには、少子高齢化による人口減少と子育て支援の考え方を持って、予算を立てていきたいというような考え方でございます。それには、いわゆる人口減少が鏡石にとどまらず、全国的、そして地域的な問題でもあることから、いわゆる市町村の境をなくし、隣接自治体とも運命共同体としての考え方を一緒にしながら、事業計画を進めなければならないだろうというふうに思っております。

また、本町は都市計画を有する町でありますので、都市計画による規制の見直しということで、特に市街化調整区域の地域については、大分悩んでいるところが大きいというふうなことであります。令和4年8月には高久田地区が地区計画に入りました。そして、今進めて

いるのが久来石地区の地区計画の認定の準備を進めているという状況でございます。そういったことで、市街化調整区域の在り方を十分に考えていかなければならないだろうというふうに思っています。

それから、これまでの一般質問にもありましたが、空き家対策等地域コミュニティの維持であります。こちらについても、既存住宅等の有効活用と危険空き家の緊急対策を進めていかなければならないだろうというふうに思っています。

そして、3点目には公共交通ネットワークの構築であります。こちらについては公共交通ネットワーク、いわゆる道路網の整備も大きな基軸なのかなというふうに思います。鏡石町は4号線、それから自動車の高速道路、そしてJR線が走っている交通環境に恵まれたところではありますけれども、さらによくするためには、将来に向けた道路の交通ネットワークを進めていかなければならないだろう、むしろつくっていきながら、どういうふうな形でやっていくのか、私は縦軸は、ほぼ大きな動脈はできているのかなというふうに思いますが、東西の流通がまだ未整備なのかなというふうにも思っていますので、そちらも含め考えたいというように思います。そちらについては、隣接自治体との連携強化に向けた路線形成を図ってきたいというふうに思っているところであります。

また、今ほども話ありました阿武隈川緊急治水プロジェクトとしての遊水地の整備事業であります。こちらはこれまでにない、我が町でかつてないほどの大きな事業でありますので、有効にそちらを対応できるように、そして今、集団移転の地域になっている皆さんへの対応を遺漏ないように進めていかなければならないだろうというふうに思っているところでございます。

そして、5つ目には公共施設集約化ということで、これまで整備してきた公共施設の集約化ということと併せて、行財政改革を進めていながら、将来に向かっていわゆるスリム化された事業を進めていくことが大事だろうというふうに思っているところでございます。それらを7年度も踏襲しながら、そしてまたこれまでの事業も整理しながら進めていくことが、いわゆる税財源の有効活用につながってくるだろうというふうにも思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、（2）になりますけれども、町長はどのような事業を反映させたいと考えていて、自分の理想とする行政をどのように行うのか。さらには、よりよい町発展のための政治姿勢はどのようなものか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

どのような事業を反映させたいかというふうなご質問ですが、ただいま申し上げた事業と重なるところが非常に多くありますが、進行中の主要プロジェクトを町の将来につながるよう、しっかりと施策に反映させていくことが、新年度においても大事だというふうに考えているところでございます。

それらのベースは何といたしまして、第6次総合計画を基本とした継続した行政サービスと、町の魅力や生活現場の声が前面に出されるような創意工夫をしながら、新たなことへ挑戦し、元気をキーワードに、町民の皆さんと協働で取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

そして、その基本姿勢は生活者起点での見える化と情報発信力、そして私のキーワードであります信頼、そして3つのSということでスマイル、スピード、シンプルを基本に事業に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 町長を先頭に、職員自ら前向きな施策を行い、他市町村に後れを取ることなく、町民誰もが公正、公平な恩恵を受けられ、鏡石町に住んでよかったと思う施策の実現と、台風19号の復旧後の対策、すなわち遊水地対策等に万全を期しまして、前にも増して輝く鏡石となりますよう強くご祈念申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林政次議員の一般質問はこれまでといたします。

◇ 込 山 靖 子

○議長（角田真美） 次に、8番、込山靖子議員の一般質問の発言を許します。

8番、込山靖子議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 8番、込山靖子、通算6回目の一般質問をします。

先日、第65回福島県農業者の受賞者が発表されました。農業者の模範になっていると高い評価を受ける、農業分野の中では最も権威のある賞です。受賞者のすばらしい事例に、福島農業の明るい希望が見えました。

しかし、現状は農家の高齢化、後継者不足に伴う集落機能の低下により、遊休農地の増加、水路、農道等の地域資源の保全管理の負担の増大など、また異常気象の激化、物価高騰化など、農業環境は年々厳しさが増加しています。

日本共産党の紙智子議員は今年3月の参議院予算審議会で、日本の稲作経営の時間当たりの農業所得は10円だと発言し、衝撃を与えました。ここ最近、町内外のスーパーの米販売コーナーはがらがら空いていて、品不足状態が続いています。日本人の主食である米が国の政策1つで大きく左右され、生産者や消費者は翻弄され、混乱されているのが現状です。

鏡石町勢要覧によりますと、我が町の面積の36.4%、1,140ヘクタールは田んぼです。平成7年には100%を耕作していましたが、現在は食用米用に668ヘクタール、飼料用米に141ヘクタール、耕地の80%にとどまっています。今後、成田地区が遊水地になると、100ヘクタール近い水田が失われてしまうことになります。先祖が守ってきた肥沃で最良の田んぼが、国の政策によって壊されてしまうことは、住民の一人として非常に残念な思いです。

令和3年に施行された流域治水関連法に基づいて、農林水産省、国土交通省は水田の貯留機能向上を生かした田んぼダムを最近では推進しています。これに倣い、取組を始めた自治体も増えています。今後、この田んぼダムは全国に広がっていくでしょう。我が町も可能な限り田んぼダムを考慮に入れて、政策の一つとして取り入れていただきたいと願います。子孫が飢えることのないように、日本人の生命線である田んぼを守っていく責任が私たち大人にあることを忘れてはいけないと思います。

今年5月、農政の憲法と言われる食料・農業・農村基本法が25年ぶりに改正されました。基本理念に食料安全保障を加え、農産物の輸入、輸出拡大、農業法人の基礎強化、スマート技術の活用などが盛り込まれました。しかし、内容的に実際の農業、農村の実情に合ったものではなく、兼業農家の位置づけは全くなく、農業法人の倒産は過去最高、廃業農地は拡大し、後継者育成についての対策は完全に抜け落ちています。

そこで、質問です。

町として、この食料・農業・農村基本法の改正をどう考えていますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

食料・農業・農村基本法は、農政の憲法として平成11年の制定から四半世紀が経過し、初めての改正となりました。日本農業は大きな転換期を迎えることとなりました。改正の背景には、日本の農業の現状、進行し続けている地球温暖化の影響、そして世界及び日本の食料をめぐる情勢が大きく変化していることを受けたもので、国は今回の改正のポイントとして、国民一人一人の食料安全保障を基本理念の中心に全6項目を上げて、基本理念と理念の見直しと関連する基本的施策等が定められております。

今回の改正では、国民の食料安全保障の確保をベースに、環境と調和の取れた食料システムの確立、農業の持続的な発展、そして農村の振興を主に上げ、先月29日には、国は中長期

的な農業施策の方向性を示す「食料・農業・農村基本計画」の改定に向け、具体策の議論に着手し、来年3月の閣議決定を目指すとなりました。

町といたしましては、リスクへの対応は重要なことと考えており、具体策が明示される基本計画の策定の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 今までの食糧管理制度を廃止し、価格保証制度を解約し、市場原理に任せる新自由主義制度を押し進め、日本の米生産を衰退させた政府は、一体どこへ向かおうとしているのでしょうか。農業の存続が危機に瀕していると言っても過言ではないと思います。

国がつくった認定農業者制度は、市町村が定めた基本構想に沿ったことができる農業者を支援する制度です。数ある助成金制度や優遇制度は、認定農業者でなければ利用できないケースがほとんどです。

ある農家の方は、町から認定農業者にならないかと催促されたが、俺ももう高齢だし、規模拡大して5年とか長い期間で計画どおりに作られるのは苦痛でしかない。そんな負担を息子にまでかけるのは忍びないと語っていました。

県の最新データでは、我が町の農業経営体は334件です。その中で認定農業者数は令和5年度89件です。我が町は中小規模の家庭経営の農家が大半を占めています。国が守ろうとしない兼業農家や小規模農家を支えるのは、地方自治体の重要な役目ではないでしょうか。

次の質問です。

認定農業者以外の農家に対する町独自の支援策はありますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

認定農業者以外の農家の方に対する町独自の支援策につきましては、町が実施する補助事業の中で認定農業者に限った支援というのは、水稻を営む認定農業者の方が経営規模を拡大するために必要なトラクターやコンバイン等の整備に対して補助を行う水田農業経営規模拡大支援事業のみとなっております。

町独自の取組の一例として挙げさせていただきますと、町農業振興助成として実施しております稲作農家に対する飼料用米推進助成や特別栽培米推進助成などが挙げられます。また、以前、込山議員からご質問いただいておりますかがみいし油田計画事業につきましても、なたねの作付、あるいは収穫助成など、こういったものは認定農業者に限ることなく実施しているような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 町のきめ細やかな支援、本当に必要な人が必要なことに支援が行き届く、そういったことがなされているということを今、確認させていただきまして、ほっとしているところでございます。国の場合は偏った政策といたしますか、そういうことで格差を助長しながら、全体の市町村レベルで考えることというのは、やはり国とは隔離している、格差があるように思えるわけでございます。

昔の農業は、助け合いの精神で協力し、支え合って維持してきました。収穫の喜びをみんなに分ち合い、絆を深めてきました。そういった知恵や伝統や風習や土地柄に根づいた農業を守り、後世に残していくのは、地方自治体の大事な役割だと思います。

かんかんてらすマルシェでは毎回、女性農業者の方々が笑顔で気持ちよく応対していただきます。生産者の方と直接お話ができる貴重な機会でもあり、顔の見える農産物と手芸品などはひときわ愛着を感じ、買物も弾みます。産業課の職員の方も休日返上でお手伝いをいただき、頭が下がります。

しかし、私の率直な感想ですが、実際にはお客様の数が何かそれほど多くないように見受けられました。次の日、たまたまかんかんてらすに行きましたら、前日の野菜が大量に並べられていたことがあります。非常に残念なことだと思います。

そこで、質問です。

町を取組で農業収益向上した顕著な成果、実績はありますか。また、今後の具体的方策はありますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

関連する農業統計調査において、当町の農家1戸あたりの生産農業所得は県内トップレベルに過去位置していた状況でございます。現在では調査項目の見直しにより、はっきりと確認することは不可能となっておりますが、現在でも上位に位置しているものと推察しております。

近年では、米価の下落で当町に限らず、稲作での収益向上というのは非常に厳しい状況にあると考えております。しかしながら、当町の主要産品となるきゅうりにつきましては、昭和41年の野菜指定産地指定以降、福島県や農協さんと連携し、各種支援事業を行い、岩瀬きゅうりの銘柄を確立し、現在に至っております。

東北農政局が令和4年度に公表した市町村別農業産出額、こちらでは本町のきゅうりの生

産額は約3億7,000万円と推計されており、県内8番目の産出額となっております。当然、こちらは算出面積により左右されます。当町の小さい面積で8番目に位置しているというのは、非常に優秀な成績だと認識しております。

今後につきましては、現在、青年等就農計画が認定されております認定新規就農者として営農されている方のうち、ご夫婦1組と1名の方はきゅうりの施設園芸をされております。この方々、順調に生産量を増やしているような状況でございます。きゅうりによる就農を希望される方が、新規就農の相談などでも非常に多うございます。

こういったことを踏まえまして、昨年4月には県及びJAさんなど農業団体で設置した福島県農業経営・就農支援センター、こういった組織ございますが、こういったところと情報共有をしながら、就農者の確保をしつつ産地継承に努めてまいりたいと、このように考えているようなところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 県内で鏡石は本当に生産高が高いなら、米だけでも県内で20位ぐらい、産出量も天栄村さんと変わらないぐらい、7億2,000万円以上の生産高がある、すばらしい鏡石の主力産業というのが農業でございますので、やはりそういった意味で、前、円谷議員さんのほうからもありましたが、直売所的な、そういうふうなものがまだまだあれば、もうちょっとより市場といいますか、地元で根差したそういうものも開かれるのかなとは思いません。

第6次総合計画にもありますが、地元農産物の学校給食への利用促進については、過去に私の一般質問でも取り上げましたが、この物価高騰の折、安全・安心で新鮮な食材の供給はますます重要になってきました。やはり流通コストのかからない地域内自給の向上のためにも、また子供たちの健康のためにも、地産地消を生かした給食づくりをお願いしたいところです。

7月に視察研修した北海道南幌町では、ゼロ歳から中学校までの子供1人につき精米10キロを年に1回支給しています。支給しているのは、一般の米より農薬使用量を約59%削減した安心・安全ななんぼろピュアライスです。子供の健やかな成長、家庭における食育の推進や地産地消、食費面での経済的な負担減による南幌町の子育て支援事業です。

我が町の宝である子供たちのためにも、このようなすばらしい事業をぜひ参考にさせていただき、今の米不足などにも対応できるような、そういう柔軟な支援というものを取り組んでいける方向に向かうことを願わずにはられません。

そこで、質問です。

学校給食の地元農産物の利用促進と子育て支援米など、子供たちに対しての食育と農業のつながりを考えていますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

小中学校での食育と農業とを結びつけて、食と農業の重要性を学ぶ取組としましては、議員もご理解いただいておりますとおり、学校給食での地元農産物の利用促進のほか、社会科、総合学習などで町の農業についての学ぶ授業や農産物を育てる授業などを行っています。

学校給食での地元農産物の利用促進では、米飯給食の米については町内産の米を利用しておりますが、そのほかきゅうり、きくらげなどの町産品を利用するなど、地元農産物の利用促進に努めているところです。

また、小学校では社会科の食料生産の授業で、社会科副読本「わたしたちの町 かがみいし」を活用しながら町の産業や農業について学ぶ授業、またミニトマトなどの農産物を育てる授業も行っております。中学校では、岩瀬農業高校の先生を講師とした総合学習も行っておりまして、枝豆を育てて収穫し、豆腐を作って食べるといったような地産地消が学べる授業を行っているところです。

食育と農業とは密接に関連しておりますので、今後とも食育と農業を学ぶ取組を工夫しながら実施してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 自然とは切り離せない農業の営みのすばらしさを幼いうちに経験し、体験することで、人間性の豊かさを育みます。そういう機会を子供のうちから与えられているというのは、鏡石町民の子供たちは非常に恵まれていることと私も安心しました。地元のおいしい米や野菜を食べて、地元の農業に親しみを感じ、そのすばらしさを体感して、これからの後継者育成にもそれがつながっていくことだと思っております。

農林水産省は農業担い手の育成として、農業法人化、認定農業者、集落営農、新規就農という4つの項目を掲げています。しかし、その内容が実際の現状に合った制度なのか、甚だ疑問です。

農業は単なる産業ではなく、生物や自然を相手に他者と共生する日本人の郷土の英知を育んできた日本人のアイデンティティーをつくっているベースであり、人間が人間として生きていく上でなくてはならない不可欠なものです。農の価値を取り戻し、次の世代につないでいかなければならないと思います。

全国の農業に今、携わる人の平均年齢は65歳だそうです。もう限界に近いところにあります。国が向かう農業は、究極的にスマホ1つで作付から集荷までロボットがやってくれるスマートデジタル産業で、大規模大量生産の工場型農業です。田畑が太陽光パネルに覆われていく実態もあります。それが本当に持続可能な農業、サステナブルな社会なののでしょうか。地元の豊かな自然環境を守り、誰もが健康と幸せになれる農業を目指すべきだと思います。

そこで、質問です。

農業の担い手を育てていく町独自の取組はありますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

農業の担い手確保におきましては、これは全国的な課題と認識しております。福島県が発表しております令和5年度の新規就農者数は、367名と雇用就農やUターンでの就農が多い傾向がございます。2年連続での300人を超える新規就農というような状況にあります。雇用就農が多いこと、これを見ますと、農業自体に魅力がないわけではないということも推察できます。こういったことから、法人組織の育成や誘致なども今後、調査してまいりたいと、このように考えております。

今年7月には、県農林水産部が主催する初めての東京都内での開催となりました首都圏の方を対象とした移住就農相談会が開催されております。こちらに当町でも参加してまいりました。当町のブースには5組の方が来場され、相談というふうな状況になりました。そういった本町に興味を持っていただいた縁を有効に活用しながら、地道ではありますが担い手の確保、新規就農者の確保につなげてまいりたいと、このように考えております。

担い手の育成におきましても、指導農業士や青年農業士、認定農業者など、経験豊富な知識のある農業者の方々の技術、知恵、経験を活用しながら努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） この間、菌ちゃん農法という微生物とかそういう菌を利用した農法の講習会に行っていました。若い人たちがいっぱい参加しているんです。つまり、今の若い人たちも、そういった環境に優しい自然農法には興味ある人がたくさんいるということなんです。ただ、それで食べていける、そういう土台がない。その受皿がないというのが現状です。やはり持続可能な自然に優しい、そういう時代にもう今、必要な農業をやりたいという、そういう若者の希望をやはり育てていく、それが大事なのではないでしょうか。

ほがらかんには、広い空間、広い駐車場があり、また周辺には新しい住宅が増え、若い子

育て世代が集まっています。ほがらかんの両脇にはコンビニやドラッグストアができ、にぎわいを見せてきました。ほがらかんが住民同士の触れ合いの場になり、活動の拠点として、できれば地元農業の活性化にも役に立つような使い方、マルシェなどに、直売などに利用できないでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、町内で農業を営む女性の農業者の皆さんを中心としまして、まちの駅かんかんでらすや鳥見山公園でのイベント開催時などにおきまして、時期的には6月から10月までの期間、2か月に一度の頻度で農産物の直売などを実施しております。そういった取組をほがらかんにおいて開催することも、これは可能かと思っておりますので、実施場所につきましては施設管理者、あるいは女性農業者の方々と打合せを行うなど、検討させていただきたいと、このように思います。

なお、恒常的な直売の実施、運営につきましては、運営主体、あるいは人、商品の手配、運営方法など、クリアすべき課題がまだございますので、こちらについては今後、併せて検討してまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 前向きなご答弁をありがとうございます。

あそこは広い駐車場もありますので、買物しやすいと思います。よろしく願いいたします。

2、町のベンチ、腰掛等設置について質問します。

（1）公園に限らず、町のあちこちにベンチや腰かけなどがたくさん設置されていますが、その総数を町は把握していますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町全域におけますベンチ、腰掛等の数についてであります。原則的にまず屋外に設置されていて、かつ町が所有し、不特定多数の方がいつでも利用できるというような数でご説明申し上げます。都市公園、児童公園などの公園施設に設置されているものが91台、役場と公共施設に設置されているものが5台、町道の歩道等に設置されているものが18台で、合計114台でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 今、114台という数を教えていただきました。思ったよりかなり多いということが分かりました。

高久田から第一小学校にかけて、旧国道を約1.5キロの距離に、片側だけにベンチや腰掛などが私、数えたら15個も設置されています。その中には重厚な石でできた椅子、テーブルセットもあります。第一小学校や役場の前にも幾つかのベンチがありますが、鳥のふんで汚れて座れない状態にあるものもあります。

私は旧国道沿いに住んでいますが、このベンチや腰掛に座っている人を見かけたことはほとんどありません。小学校のところにたまに1人か2人座っているのは見たことがあります。なぜ、こんなにもたくさんのベンチや腰掛が設置されているのか、不思議です。

福島県ウォーキング協会では、県内59市町村でウォーキングイベントを行う事業を立ち上げ、県民の健康増進を図るとともに、各市町村の新たな魅力発見と観光交流人口の拡大につなげることを目的にしています。

私も、鏡石町おはよう歩こう会で毎月1回、早朝に20人ほどの会員と一緒に片道約2キロ弱、往復4キロ弱のウォーキングに参加しています。平均年齢70代の高齢者サークルですが、皆さんお元気で、腰掛けたり休んだりすることもなく、一気に歩いています。健康のために歩くのなら、心持ち早歩きで休まず歩いたほうが効果があります。

グリーンロードは僅か400メートルほどの距離ですが、ベンチや腰掛が何と13個も設置してあります。去年まで記憶しているところによりますと、老朽化して破損していましたが、いつの間にか新しくなっていました。私はそこを、グリーンロードをウォーキングしたりサイクリングでいろいろ通るんですが、ここに座っている人を見かけたことというのが、この間、初めて1人いました。グリーンロードの延長の南側の、図書館よりもっと南側に行きますと、住宅が建っている前に、ベンチとも腰掛ともいえない運動器具のようなものが5メートルおきに5セットも設置されています。実際に利用する人というのは本当にいるのか疑問です。

そこで、質問です。

旧国道やグリーンロードに、なぜこんなにも数多くのベンチや腰掛が設置されているのでしょうか。必要性はあるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町道に設置してあるベンチは旧国道（笠石・鏡田線）に3基、小学校前に2基とウエルシアに1基、さらには笠石419号線中町地内に5基、さらにはグリーンロードに10基というようになっております。

町道に設置されているベンチにつきましては、ウォーキングする方等もいますが、そのほかに散歩等で歩行者が適宜休憩を取る場として、さらには町民の憩いの場として利用され、大変優良な施設であるというふうに考えております。

なお、数や間隔などについては、利用者の要望等も反映して設置したところでございます。

今後につきましても、歩道整備などに併せて、設置も検討せざるを得ないところもあると思いますが、そういう意味を含めまして今回の答弁とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） その設置の仕方がかなり偏っているような気がするんですね。だから、旧国道にしても片側だけなんです。そういった何か偏りというのが、本当に役に立っているのかが疑問なんです。立ててしまっているのは仕方がないんですが、それを疑問に思っている町民の方もいるということを知っていただきたいと思います。

今年度、鳥見山公園ウォーキングコース整備継続事業として150万計上してあります。我が町も健康増進のためのウォーキングに力を入れています。鳥見山公園のウォーキングコース1キロコースに囲まれた敷地内に、何とベンチが26個、東屋が3つ、石テーブルセットが2セット、テーブル椅子セットが2個設置してあります。芝生公園とか、児童遊園や鑑賞池、特に児童遊園に集中しています。ここは子供が自由に伸び伸びと動き回る場所ですが、何かベンチが数多くあることによって、阻害しているように感じられるんですね。子供の遊園の子供が自由に遊び回る、そこにベンチが集中してあるんです。

令和4年度には、5つのベンチ新設がいつの間にか行われていました。令和4年度の決算報告書を見て初めて知りました。去年ですね。議員も知らない、住民の99%も気づかないうちに作られているというのは不思議で仕方がありません。どうしていつの間にかベンチが増えたり、新しくなっていくのでしょうか。これが質問です。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鳥見山公園内には現在31基のベンチが設置されています。近年では、新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金を活用した事業として、令和3年度に、屋外で運動できるということで、健康器具として腹筋ベンチ、さらには背伸ばしベンチ等を2基設置しました。ま

た、令和4年度には擬木ベンチとして5基を設置したところでございます。

鳥見山公園はご存じのように敷地が広く、小さい子供から高齢者まで、幅広い世代が利用されている施設でございます。国土交通省の都市公園のガイドラインでも、高齢者や障がい者等の移動の支援、さらには先ほどあった遊具を使う子供たちの見守りという場としても活用しています。さらには、休憩のためのベンチとして設置することで有効とされていることから、今後、利用状況を考慮しながらベンチの修繕及び整備を進めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 小さなものでも数多くつくれば費用がかさみます。一度つくってしまうと半永久的に維持管理などの費用がかかります。また、撤去する場合にも手間と費用がかかります。つくった人が引退しても、後を継いだ人はその負担を継続的に背負わなければなりません。次の世代の幸せを願うのならば、余計な負の遺産になるようなものは、極力減らしていくのが良心的なやり方なのではないでしょうか。

鳥見山公園に限らず、町の古い公園には老朽化して腐敗しているベンチ等が数多く放置してあります。景観も損なわれ、誰も近寄りたくないような暗い雰囲気醸し出して、町のイメージがマイナスになっているところがあります。

次の質問です。

町の老朽化して腐敗したベンチ、腰掛等は今後どうするのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

老朽化し、修繕が行き届かないものにつきましては、当然のごとく順次、置き換えや廃止することを検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 管理が行き届かず、維持のために費用がかさんでいる現状で、これだけ多くのベンチ、腰掛等があるにもかかわらず、将来的にまだまだ新設する予定はあるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほど説明のとおり、屋外に設置され、かつ町が所有し、不特定多数の方がいつでも利用できるベンチ、腰掛等につきまして、現時点で新設の予定はございません。

また、まだ新年度予算も決まっておりませんので、今後につきましても現時点では具体的な新設計画はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 今までの経過で一応、補正予算でこれからも突然出てくる可能性があるとは思いますが、これから駅東地区なども住宅が増えて、そこに公園という形で新しく公園ができる可能性があります。そこにも、公園にはベンチが付き物ですから、作ると思うんですけれども、なるべく偏った余計なつくり方というのは慎重にさせていただきたいと思えます。少ないお金であっても、税金であることには変わらないので、やはり血税であることには変わらないので、やっぱり一円たりともそういうなるべく無駄な使い方というのは慎重にさせていただきたいと思っております。

2021年8月18日、WHOは新型コロナワクチン3回目接種について、科学的根拠はないと公表しました。同じ年、スイスやオランダの研究者たちが、論文の中でワクチン接種後にリンパ球が著しく減少し、免疫機能が低下し、がんなどの腫瘍増殖を引き起こす可能性があるとして指摘しました。2022年1月には、メッセンジャーRNAワクチン開発に関わったアメリカのロバート・マローン博士もコロナワクチンの危険性を訴えています。

この表は、厚労省のデータを基につくられた2021年のワクチン接種者とコロナ陽性者数の発生を1か月ごとに示したものです。これによると、ワクチン接種した後を追うように陽性者の数も増加しています。2021年時点でワクチン接種をすればするほど、陽性者は増えているということは分かっていました。

こちらの表は、厚労省のデータを基につくられた厚労省の人口動態統計の全国の死亡者数を月ごとに表したものです。ワクチン2回目、3回目接種が終わった2022年から異常な増加を示しています。高齢による自然増を加味しても、はるかに謎の大量死になっています。

先日8月31日、厚労省の発表した今年6月の死亡者数は11万7,631人、コロナ前の2019年の同月に比べて1万5,277人増えています。死亡事案として増えているのは急性心筋梗塞や突発性心停止などの急性心臓死、ターボがんなどの急速転移がん、慢性全身炎である膠原病、それに伴う間質性肺炎、腎炎などです。

厚労省の副反応検討部会に報告された数は、7月29日現在、副反応疑いが3万7,091件、重篤9,014件、死亡は2,204件。今年8月23日、厚労省発表の予防接種健康被害救済制度の

認定者数は7,970件、死亡者数は777件です。これは氷山の一角で、認定された数はほんの一部にすぎません。

こんなにも数多くの健康被害が出ていて、世界ではほとんどの国が中止しているのに、なぜか日本では10月から健康な65歳以上に定期接種させることになりました。全世界の中で6回目、7回目と続けて接種し、さらに定期接種にしているのは日本だけです。

今月2日、厚労省は10月から接種する新変異株JN.1系統コロナワクチン用に427万回分のレプリコンワクチンを供給すると発表しました。申請許可次第、使用することになります。対象となるレプリコンワクチン、商品名コスタイベ筋注用は、米バイオ企業が開発し、日本のMeiji Seika ファルマが販売しています。その工場は南相馬にあります。

コスタイベ筋注用は従来のメッセンジャーRNAとは異なり、セルフアプリファイリングRNA技術を使用したワクチンで、細胞内にメッセンジャーRNAが送達されると、スパイクタンパク質を算出する設計図そのもののメッセンジャーRNA自体が、自己増殖されるように設計された遺伝子製剤です。

メッセンジャーRNAが長期間複製され続ける過程で、突然変異や他ウイルスとの組換えが起きる可能性が高く、その結果、予測不能な未知のたんぱく質を次々につくり出し、様々な免疫異常や細胞障害が発生する危険性が高いと言う専門家もいます。最悪の場合、遺伝子の組換えが起き、地球上に存在しない治療法のないウイルスを体内で発生させてしまうおそれがあるとも言われています。また、唾液や汗や体液などに分泌されれば、他者にも伝染し、社会全体に広がるおそれもあると多くの専門家が危惧しています。

新型コロナワクチンは遅効性の副作用があり、すぐは症状が出なくても、後から健康被害は誰でも起こり得る可能性があります。一般社団法人日本看護倫理学会は先月7日、レプリコンワクチンの安全性と倫理性に関する懸念について、重大な緊急声明を出しました。アメリカで開発され、ベトナムで治験されたレプリコンワクチンを世界で唯一承認したのは日本だけです。そして、実際に打たされようとしているのは日本の高齢者です。世界で唯一、日本だけが承認したレプリコンワクチンの安全性について、町はどう考えていますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

新型コロナワクチンに係る安全性につきましては、承認申請にあたり非臨床試験、3段階の臨床試験を行い、国内臨床試験ののち承認申請の手続となります。その後、承認申請に基づきワクチンの有効性や安全性について、各分科会等で議論し承認ののち、厚生労働省が承認をするものでございます。また、厚生労働省は、承認後も継続して安全性に関する情報を収集するとともに、専門家による評価を受け、安全性の確保を図っています。今回、定期接

種に用いられるJN.1系統対応ワクチンにおけるレプリコンワクチンは、現在、薬事承認申請中であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 今、申請中でも、厚労省は428万回分ほどのレプリコンを使うと、もう公表しているので、その形式変更して申請許可というのは、すぐ出せるような状況なんですね。もう数を出しますよと公表していますから。だから、使うでしょう。

ただ、その安全性においては、先ほど言いましたように、今までのコロナワクチンでも相当の被害が出ているんですよ、戦後最大の。それで、今も裁判に訴えている人もたくさんいるんですね。この間も裁判になりました。

なので、それを積極的に進めるというのはどうなんだろうという、最終的には個人の判断に任せるといふ形になるかもしれませんが、極力そういうデメリットのほうもやはり公表しながら、打つ人に対してそういう情報も周知させながら選択していただくという、そういうやり方のほうが私は良心的だと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（角田真美） 8番、込山靖子議員の一般質問はこれまでといたします。

◎休会について

○議長（角田真美） ここでお諮りいたします。

本日の一般質問はこれまでとし、明日9月6日午前10時から一般質問を再開したいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、明日9月6日午前10時から一般質問を再開することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時18分

第 3 号

令和6年第5回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和6年9月6日(金)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	畑 幸一	2番	中 畠 伸子
3番	熊 倉 正 磨	4番	東 悟
5番	根 本 廣 嗣	6番	町 島 洋 一
7番	稲 田 和 朝	8番	込 山 靖 子
9番	吉 田 孝 司	10番	小 林 政 次
11番	円 谷 寛	12番	角 田 真 美

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 正 男	副 町 長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	吉 田 竹 雄
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税務町民課長	根 本 大 志
福祉こども課長	菊 地 勝 弘	健康環境課長	大 木 寿 実
産 業 課 長	吉 田 光 則	都市建設課長	根 本 博
上下水道課長	圓 谷 康 誠	教 育 課 長	大 河 原 正 義
会計管理者兼 出納室長 農業委員会 会長	佐 藤 喜 伸	選 挙 管 理 委員会委員長	草 野 孝 重
	菊 地 栄 助		

事務局職員出席者

議会事務局長 緑 川 憲 一 主 査 藤 島 礼 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第3号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（角田真美） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありましたので、2番、中島伸子議員の一般質問の発言を許します。

◇ 中 島 伸 子

○議長（角田真美） 2番、中島伸子議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） おはようございます。

ご指名ですので、質問を始めさせていただきます。よろしく申し上げます。

暑さの中にも乾いた風が通るようになり、季節は少しずつ湿った夏から乾燥する秋、冬へ移行を始めている9月初旬でございます。

鏡石町ではプレミアム商品券が発行され、これから新米の季節、実りの季節に大いにこのプレミアム商品券が町民の役に立ってくれるものと思っております。

さて、このプレミアム商品券についてまず最初に質問させていただきます。

このプレミアム商品券は、7月22日の臨時議会にて補正予算の承認があったものでございます。私も町が活性化し、町民も喜ぶことなのでよいと思ひまして、議案に賛成させていただきました。その折、幾つか気になることがあったので質問させていただきました。まさしく、同地この場所のことです。そのときに質問させていただいたことの一つが、本日の質問書にも載っております。鏡石町プレミアム商品券の取扱店舗になる条件でございました。これについて、たしか吉田総務課長であったような気がするんですが、産業課長でしたかね、ご答弁いただいたかと思うんですけれども、このご答弁いただいた内容は、間口は広くしております。商工会に入っていない事業者でも取扱店舗にはなれると、こういう答弁であったと記憶しております。

そこで質問です。

(1) 番、鏡石町プレミアム商品券の取扱店舗には、商工会に入っていない町内の事業者

も手を挙げるができることと前回の臨時議会にて質問し、答弁をいただいているが、相違ございませんか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） おはようございます。

2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、実施しておりますプレミアム商品券発行事業につきましては、9月1日現在で257店が取扱加盟店に登録されているような状況でございます。登録資格としましては、7月の臨時議会でご答弁申し上げましたとおり、町商工会に加入されていない事業者でも広くご登録いただける制度設計としておるところでございます。

しかしながら、今回、登録状況について確認を行いましたところ、商工会未加入を理由に追加登録の申請をお断わりした事例があることが確認できました。当該事業者の方につきましては、事業の受託者である商工会からお詫びと改めてのご案内をさせていただきまして、登録についてご検討いただくことになりました。これにつきましては、先日この加盟店への登録、また商工会への加入していただけることになったと、商工会から報告を受けました。該当する事業者の方に対しまして、ご迷惑をおかけしましたこと、この場をお借りし心よりお詫び申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

より多くの事業者の方にご登録いただくことがプレミアム商品券利用者の方の利便性向上につながります。駅東土地区画整理事業地内での新規出店といった流れもございますので、今後改めて商工会との連携を密にしながら、事業を進めてまいりたいとこのように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） そこまでやっていただいて、ありがとうございます。

私もこの点も非常によく知っているといえますか、関係各位はどの店のことか分かっていることとは思いますが、一応、店主であります方が非公開を希望しているということで店名は伏せますけれども、非常にこの件はよく存じておきまして、すぐに一般質問のこちらを上げてから本当すぐ商工会のほうから連絡いただいて、すぐ対応していただいたということで、非常にしっかりとした対応をしていただけたなと思います。

そうですね、今回、1件こういう分かる形で発生したということで、今後は気をつけていただけるということなんですけれども、やはり今までこういう事例があったのかどうかということ、なかなかやはり商工会の非商工会会員の全員にアンケートを取らない限り見えて

こないことではあるんですけども、これからぜひ気をつけていただいて。たくさんのこの商品券取扱店になる機会を奪われた非商工会の方がいるかもしれないので、これから周知にぜひ気をつけていただきまして、やっていただきたいなと思うんですけども。

もう1件、その件でやはり気になることがありまして、商品券の取扱店舗を恐らく商工会さんのほうで根本的な勘違い、行き違いが多分あったんじゃないかなと思うんですけども、結局やはりそのときご答弁いただいたときには、取扱店、非商工会の方でも取扱店になれるということだったんですけども、やっぱりそのときに、広告が出たのを見たときにどこにもやはり分かる形で取扱店募集の案内がなかったんですね。これは本当に取扱店募集しているのかなとそういうふうに思いながら恐る恐る、そのお店なんて本当に小さいお店なんですけれども、本当にお試しという感じで行ってみただけというか、そこのお店はそういう感じなんですけれども、そうじゃないお店もいっぱいあるとは思うんですけども。

そうですね、商品券取扱店募集のやっぱり何というのかな、ご案内、これが商工会だけにしか回っていないのかなというのがちょっとそのときに思ったんですよね。これは、募集というのは今後、ほかの広い形で分かるようにかけていただけるというか、そもそも募集は公にかけてあったのかどうか、取りあえずこのところを聞きたいと思います。

お願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 2番議員の再質問にご答弁申し上げます。

今回の加盟店募集につきましては、周知不足といったところあったこと誠に申し訳ございません。

こちら今回の経緯をお話しさせていただきますと、通常取り扱っている商工会の商品券、こちらは商工会の会員さんのみといったところで、そちらとのその取扱いの違いがあったことが勘違いの原因であったというふうなことを商工会のほうからも連絡を受けているような状況でございます。

通常の商工会の商品券事業につきましては、今後も継続してというふうなところございますが、今回のこのプレミアム商品券につきましては、今後の経済情勢であったりというふうなところを踏まえての対応ということですので、今現時点において今後も継続してそのプレミアムつきの商品券事業が継続されるかどうかというふうなところは、明言のほうは避けさせていただきますと、このように思うところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） 分かりました。いつも大変丁寧な答弁ありがとうございます。

そうしていただけると本当にありがたいなど。次回もしもあった場合には気をつけていただけますと大変ありがたいと思います。

続きまして、マイナンバーカードについてお尋ねしたいと思います。

現在、鏡石町では高齢者等を対象としたマイナンバーカードの訪問申請を行っております。これについて私は少々疑問に思ったんですけども、マイナンバーカードを作っていない方、あるいはマイナンバーカードを保険証として利用していない方へ今後発行される資格確認書、これと暗証番号のないマイナンバーカードは一体何が違うものなのでしょうか。

そこで質問いたします。

（1）番です。暗証番号のないマイナンバーカードと資格確認書はどちらが便利なのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（根本大志） おはようございます。

2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

暗証番号のないマイナンバーカードは、顔認証マイナンバーカードと呼ばれるもので、主に保険証としての利用を想定して交付しているものであります。顔認証マイナンバーカードは、医療機関での受付時に目視での確認、またはカードを認証機にかざした後、暗証番号でなく顔認証により被保険者の資格の情報を行うものです。

一方、資格確認書は、本年12月2日以降、マイナンバーカードをお持ちでない方や保険証とのひもづけが未了の方が利用するものであり、従来の保険証と同じ利用方法であり、医療機関の受付で提示することで被保険者の資格を確認するものです。

医療機関での受付の流れについては、さほど違いはありませんが、マイナンバーカードを利用し、調剤や医療情報の提供に同意しますと、医師からご自身の情報に基づいた総合的な診断や重複する膏薬を回避した適切な処方を受けることができます。

また、医療費が高額となった場合は、限度額が適用され、窓口での支払いが軽減されます。

これらを考慮しますと、便利なのは顔認証マイナンバーカードになると思いますが、どちらを利用するかについては、あくまで被保険者、いわゆる個人の判断となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ありがとうございます。

ちょっと幾つかなお深く確認させていただきたいなと思います。

まず、マイナンバーカード、顔認証のものであれ、暗証番号を入れるものであれ、これはどちらも任意でございますね。ここは合っていますね。

一応、ご答弁ください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（根本大志） 2番議員の再質問にご答弁申し上げます。

こちらどちらに作るマイナンバーカードにつきましては、どちらも任意ということになっております。

以上でございます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ありがとうございます。

暗証番号不要の顔認証マイナンバーカード、こちらのカードはマイナンバーカードではありませんが、今言ったとおり、暗証番号の入力が不要であると。つまり、保険証としてしか機能しないという理解でよろしいでしょうか。行政等のマイナカードのサービスには、このカードは対応しておりません。

それでよろしいでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（根本大志） 2番議員の再々質問にご答弁申し上げます。

顔認証カードにつきましては、あくまで保険証として使うものでありまして、電子証明書の方はついてはおりませんので、こちらの例えばですと、コンビニの交付等につきましては使えないということになります。あくまで保険証で使うということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） はい、よく分かりました。ありがとうございます。

医療費が高額になる方、これは確かにマイナンバーカードのほうが恐らく圧倒的に便利であろうと。後でいろいろ書類とか書いて持っていかなくていいということですので。

あと、お薬情報に関しましては、これは反映に少し時間がかかると聞いたことがございますが、実際はどうなのでしょう。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○**税務町民課長（根本大志）** 2番議員の質問にご答弁申し上げます。

薬の情報につきましては、医師が確認するものですので、こちらのほうでは確認、医者の方に情報を提供するものですので、いつ、何日頃に提供されるというのは、申し訳ございませんが分かりませんが、さほど時間はかからないで提供できているのではないかなというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○**議長（角田真美）** 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○**2番（中島伸子）** そうですね、私もインターネット情報で申し訳ないんですけども、私、実際実はマイナンバーカード持っていないくて、お医者さんもほとんど行かないのでインターネット情報になってはしまうんですけども、なかなかそのお薬情報はやはり病院に行ったらすぐ反映されるものではないんだと、どうしても何日間か時間が経っちゃうと。というのも薬局で曜日ですとか日にちを決めてその情報を送っているんだと。こういうのを見たんですね。なので、情報にちょっとタイムラグがあるのかなと思ったりもしたんですけども、今さほどとおっしゃったんですけども、そのさほどというのは何時間という意味なのか、何日という意味なのか、どのくらいがちなみにさほどになるんですかね。

○**議長（角田真美）** 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○**税務町民課長（根本大志）** 2番議員の質問にご答弁申し上げます。

さほどと言いますが、私のほうですと、受診した際にはその日、そのときにマイナポータルのほうで見ていただくと、私のほうがどのような薬を処方してもらったかというものが被保険者側からはすぐに見ることができます。ただ、お医者さんのほうの情報につきましては、あくまでお医者さんが見る情報ですので、そちら側の立場の情報提供がいつ頃かというのは、我々はちょっと分かりませんので、ご理解をいただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○**議長（角田真美）** 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○**2番（中島伸子）** 実際に使っているということで、大変貴重な意見でありありがとうございます。

今日やっぱりこれを聞いて、ああそうなんだなと思う方、いっぱいいると思うんで、すごくいい意見でありがたいなと思いました。

しかしながら、お医者さんのほうに出る情報がすぐタイムリーでぴたっていくのかが確認できていないということは、やはりマイナンバーカードを持っていても、念のためお薬手帳、

これはやはり常に持ち歩いたほうがいいんでしょうかね。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（根本大志） 2番議員の質問にご答弁申し上げます。

お薬手帳のほうですが、当然同じものがマイナンバーカードを使いまして、マイナ保険証として利用、取得する場合には、マイナポータルからすぐ情報が確認できます。

ただ、お持ちでない方につきましては、やはりお薬手帳を持って歩いたほうがよろしいのかなというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ありがとうございます。

そうしますと、今ご答弁さっきいただいた中でもう一つ気になるのは、医療情報のほうでございますね。この受けた医療情報というのも、暗証番号のあるマイナカードになるんですけども、それはマイナポータルを見ればやっぱり出てくると、そういうことなんですかね。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（根本大志） 2番議員の質問にご答弁申し上げます。

議員さんのおっしゃるとおりでございます。保険証として使うものにつきましては、通常のマイナ保険証として暗証番号入っているものと顔認証のマイナンバーカード、どちらも同じでございますので、というふうになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） そうしますと、いわゆる電子カルテと言うんですか。お薬手帳、何だろうな、全国医療情報プラットフォームというのが運用が開始されているわけですが、2025年3月までに全医療機関や薬局で導入予定となっているこの全国医療情報プラットフォームは、ここら辺、鏡石、白河、郡山辺りではもう既に構築されているという理解でいいんですかね。

○議長（角田真美） 中島議員に申し上げます。

ただいまの質問は、通告外にわたっておりますので注意いたします。

中島議員の質問事項は、暗証番号のないマイナンバーカードと資格確認書では、どちらが便利なのかというところまでなんですけれども。

[発言する者あり]

○議長（角田真美） 静粛に願います。私語は禁止いたします。

2番、中島議員。

[2番 中島伸子 登壇]

○2番（中島伸子） 全国医療情報プラットフォームの問題もマイナンバーに関連して大事な問題だと思ったので、一応質問しようかなと思ったんですけども、事前の質問の範囲内ではないということですので、じゃこれは後日にします。

そうしますと、じゃもう一つお願いします。

マイナンバーカードは暗証番号のないものであれあるものであれ、電子機器を一度通さなくてはならないですよ。裏にマイナンバーは記載されているものの、暗証番号のあるものもないものも、保険証番号は書かれていません。という場合は、電子機器が災害や故障などで使えなくなった場合は、マイナンバーカードはどうなるのでしょうか。そのような場合に、マイナンバーカードだけ持って病院にかかっていた場合、診療は可能なのでしょうか。特に、医師や窓口と顔見知りでない、行きつけではない病院にかかったときどうなりますか。

お願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（根本大志） 2番議員の質問にご答弁申し上げます。

マイナンバーカードを使えなくなった場合ということでございますが、災害等ということでございますが、例えば水にぬれて使えなくなったとかそういう場合につきましては、役場のほうに来ていただいて再発行の手続をしていただければ交付可能となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

[2番 中島伸子 登壇]

○2番（中島伸子） 例えば病院のほうで機器の故障ですとか、ちょっとした停電とか、あるいは機械ですから不具合とか、そういうことがあってマイナンバーカードが認証できないとかそういうふうになった場合は、どうなるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（根本大志） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

医療機関のほうでは、その場合、マイナンバーカードのほうにはお名前等は載っておりますので、口頭での聞き取りになるかと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） じゃ、これはそういうようなちょっとした機器の不具合等でもマイナンバーカード一本で受診までは何とかいけるということによろしいでしょうかね。

では、もう一つ最後に質問をお願いいたします。

暗証番号のないマイナンバーカードは、マイナンバーカードを作った上で身分証明書を持参し、鏡石町役場にて手続が必要ですね。また、75歳以上の来庁が困難な方には役場に連絡をしていただければ、役場職員が手続に訪問するということになっておりますね。

一方で、資格確認書の場合は、マイナンバーカードを持っていない、あるいはマイナンバーカードを保険証利用登録していない方には、保険者より自動的に待っていれば送付されます。

この理解で相違ございませんか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（根本大志） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

資格確認書につきましては、本年の12月2日以降に発行するものでございまして、そちらのほうは役場のほうから該当者の方に送付をさせていただきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） たくさんの質問に答えていただきまして、誠にありがとうございます。よく分かりました。

資格確認書と暗証番号のないマイナンバーカード、また暗証番号のあるマイナンバーカード、どれがいいかということについて、町民がよく自分で考える契機になったのではないかなと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、私本日、最後の質問に移らせていただきたいと思います。

ほがらかんの入口のドアについてです。

ほがらかんの入口のドアなんですけれども、皆様もちろんご承知のとおり、自動ドアでございます。私も何度もあそこを通らせていただきまして、高齢者に関する事務を扱っていますし、小さな子連れのご家族などもいらっしゃいますから、ああ自動ドアなんだと今までも当たり前のように思っておりました。

しかし先日、実に個人的な話ではあるんですけども、母親として冷やっとしたことがご

ざいました。

それは、子供を連れて上の階の遊び場に行った帰りのことでした。子供たちが遊び場にいるテンションのままほがらかん内に散らばってしまったんですね。そうしますと、あそこは会議室だらけでございまして、もちろん1階では役場職員等が事務を行っており、いや、この会議室っぽいドアを勝手に開けていいものか、あるいは大声で呼び出していいものか、1階の福祉こども課さんに応援を頼んで捜索するというのはさすがに気が引けるということで、もうほとんど困りながらあっちをのぞき、こっちをそっとのぞきして1階まで子供が見つからずに来たんですね。

そうしたら私、1階まで来てちょっと青くなりました。というのも、1階の福祉こども課さんの前まで来ると、駐車場までは自動ドアがあるだけなんですね。もし、この子供が自動ドアを勝手に通って外に出ていたら、道路がすぐそばですから。幸いそんなに交通量のある道路ではないんですけれども、結局私はその日、どきどきしながら内部には見つからなかったもので、ほがらかんを出て、駐車場の自分の車のところまで行って見たんですね。2往復しました。ほがらかんの1階と駐車場と。そうしたら、うちのばか娘ども、私の車の横にびったり張りついて見つからないようにしていたのがようやく見つかりまして、うんと叱ったんですけれども、もう本当に親の心子知らずと申しますけれども。

しかし、これ考えようによっては、ばか娘で済まされないなと私は思いまして。というのも、私の知り合いに、鏡石町民ではないんですけれども、ADHDの障がいを持つ子を育てているお母さんがおられるんですね。古くからの友人でして、何度か子供を交えて友達同士でご飯を食べたりしたこともございます。あるとき、ご飯を食べながらお話ししているさなか、その友達の子が急にトイレと言って靴を履いて、ご飯屋さんの小上がりの部屋から出ていったんですね。そうしたら、その友人は大慌てで追いかけていきまして、私はそのときご飯を食べながら、トイレに行くぐらいで随分大騒ぎするなと思っていたんですけれども、友人と子供が帰ってきて話を聞きましたら、トイレじゃなくてご飯屋さんの外まで友人が追いかけている間に飛び出て、取り押さえたそうでありまして、私もそれを聞いて大変びっくりいたしました。うちの子3人、今のところもう本当にあんな感じなんですけれども、あれで一応健全者なんですよね。これでもし、ADHDの子だったらと思ったらもうぞっとするなと。

ほかにもほがらかんでは、オレンジカフェなども開いているわけでありまして。もちろん、そういうことには重々配慮して開かれていると思うんですけれども、あのオレンジカフェも1階廊下、ほぼ突き当りですか、真っすぐ行けば自動ドア2つ見えるわけです。少々の距離でございますけれども。

そういった場合に、(1)番の質問です。

ほがらかんの入口が自動ドアで開いて、子供や認知症のお年寄りが1人で通れてしまうこ

とは、危なくないのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） おはようございます。

2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石町健康福祉センターほがらかんは、昨年10月10日に開館し、まもなく1年を迎えようとしております。これまでに健康診断や各種会議、イベントなどでの利用、またキッズスペースにおいては7月末までに7,871人に利用していただいております。

ほがらかんは、小さな子供を抱っこし両手が塞がっている親御さん、障がいをお持ちの方、高齢者の方など様々な方に便利に利用していただくために、安全と安心を確保するために制定された産業規格に基づき、自動ドアを設置しております。一般的に自動ドアによる事故で、ドアにぶつかり転倒して骨折、戸袋部での引込み事故が多く発生していると言われております。

ほがらかんでは、その事故を防止するためにJISに推奨されている推奨値が確保できるセンサーを設置していることや、引込み事故防止のための戸袋前に防護柵を設置しております。開館から現在に至るまで危険な状況の場面であったり、自動ドアに対しての要望はございませんが、今後も危険な状況に陥らないよう安全管理の徹底に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） そうですね、ほがらかんができてから随分経ちまして、その間、特に問題ないですよという答弁、これは非常に説得力のある答弁でございますね。

しかしながら、1回だけではあったんですけども、1度うちの子たち誰も見ていない間に勝手にあの自動ドアを通過したということだけは事実であります。やはり、あそこはなかなか見ているようで、特に小さい子と背が低い子というのは見えにくいものでありまして、裏側の社協さんのところですか、あそこなんかも入口に小窓ついているんですよ。あれ大変いいなと、お年寄りなんか来たときもすぐ一発で分かるなというのを思ったんですけども、今回改めてやっぱり小さい子が利用するときになんかどうなのかなと思ったときに、やっぱりあその窓も、あの窓より低いお子さんが勝手に通ると見えないと。あの社協のところのドアも自動ドアですものね。やはりその上にやっぱりお子様が遊ぶところがあって、下に役所があってという、なかなか構造そのものが不安定といいますか、やはり須賀川のt e t t eさんとどうしても比べちゃって、本当毎回申し訳ないんですけども、t e t t eさんなん

かに行きますと、本当にどこからでも、2階ぐらいまでであれば、もう子供が遊びそうな行きそうなところはどこからでも見えるようになっているんですよね。なかなかやっぱり、うちのほうのほがらかんだと目が届きづらい、ちょっと手を放してしまうとどこに行ったか分からないというような状況があったりしますので、何を言うにつけ、やはり完全というものはないものではあるんですけども。

なお、今後、あそこをすり抜けて行く子供たちもたまにいるよということを頭に入れていただいて、より通路側というんですか、見ていただくしか今の答弁から察するにないのかなと思うんですけども。小さい子、本当に結構勝手に動く、最近の子はみんな優秀で全然親から離れていったりはしないんですけども、たまにそういう変な子も通りますよということ少し頭に入れておいていただくと、町内の保護者の方ともなお今後、ますます使用しやすくなるかと思しますので、その辺どうぞ頭に入れておいてくださると大変ありがたいのかなと思います。

本日の質問は以上になります。

どうもありがとうございました。

○議長（角田真美） 2番、中島伸子議員の一般質問はこれまでといたします。

ここで、傍聴者記念表彰のため、暫時休議いたします。

休議 午前10時35分

開議 午前10時37分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 町 島 洋 一

○議長（角田真美） 次に、6番、町島洋一議員の一般質問の発言を許します。

6番、町島洋一議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） 皆様、おはようございます。

今日2番手、町島です。よろしくお願ひします。

また通告に入る前に一言、お礼じみたことを申し上げたいと思います。

新聞報道もされましたが、去る8月31日から2日間にわたり、健康センターで行われた高齢者の体力測定会においては、ここにおられる方も中にも受けた方がいると思います。大変立派な企画で私が望んでいた企画でした。町内在住の矢吹省司先生の尽力によるものと耳にしております。今回のように、現在の個々の老化の進捗状況を把握した上で改善点を見だし、健康寿命の延伸になると思います。私の複数の友人も今回のスタッフの機敏さや対応の

よさに非常に感心しておりました。ぜひとも初心を貫き、立派な医療従事者になってほしいと切に思った次第です。今後とも、町内在住、矢吹省司先生をフルに活用し、健康に関する様々な企画を期待し、来年も実施していただきたいと思います。町長をはじめ、担当職員の皆様、どうもありがとうございました。

続きまして、通告の内容に入ります。

町内定住者の促進について。

先日、郡山地域のある不動産関係の方と話す機会がありました。その中で、この業者間では、本町はベッドタウンのような魅力もあり、鏡石町に注目しているとのことでした。昨日の町長の説明や根本議員の質問と重複しますが、町としてどのような考えがあるのか、通告の(1)の質問となります。

よろしく申し上げます。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長(木賊正男) おはようございます。

6番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

鏡石町は、東北本線、国道4号線、そして東北自動車道、全てが通っており、鏡石駅、鏡石スマートインターチェンジなども整備されている上、福島空港へも車で15分と、非常に交通利便性が高い町と承知しております。

また、駅から1.5メートル半径内に7割以上の町民の方が居住されており、町の機能が中心部に集約されている非常にコンパクトな町ではないかなというふうに思っているところでございます。

各種移住イベントにつきましても、そのような利点を強調しながら便利で魅力のある町として鏡石町のPRを努めていくとともに、来て「かがみいし」移住・定住促進事業など助成金を使いながら、また、地域おこし協力隊の活動による定住促進をさらに進めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(角田真美) 6番、町島議員。

[6番 町島洋一 登壇]

○6番(町島洋一) ありがとうございます。

次、2番、町の職員についての質問を2つさせていただきます。

年功序列についてまず。私の見目でなんですけれども、民間と比較するとその傾向が強いと思われる官公庁人事ではありますが、成果主義や能力主義を少しでも導入する考えはあるかを問います。中堅や若手の職員が少しでもモチベーションが上がる方法の一つになるの

ではないかと思った次第です。

ただ、ここで言うておきたいのは、現在の課長クラスに関して異論や問題があるというわけではありませんので、そこは誤解のないようにお願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 6番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町では、職員の能力及び実績に基づく人事管理を行うため、平成28年度から人事評価制度を導入しております。この人事評価制度は、毎年行い、能力と実績が職務に応じたものかを評価することで、昇格等の人事管理の基礎としております。このため、年功序列だけではなく、能力、実績により昇格、昇進する制度を導入しております。今後も、人事評価を通じて、職員の能力向上を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） ありがとうございます。

人事評価制度の関連について、ちょっと薄識だったんで申し訳なかった部分もあります。よろしくをお願いします。

続いて、休憩時間の喫煙について聞きたいと思います。

この問題はある意味、今までアンタッチャブルかまた避けていたことがあるかもしれませんが。誤解のないように言うておきますが、私は喫煙者の権利を侵害しようとしているわけではありませんので。通告書にもありますが、実際、私の耳に通行中の町民や職員の一部からの相談もありました。誤解も含めてあるのかどうかは分かりませんが、もちろん、与えられた休憩時間での喫煙がほとんどだとは思いますが。就業時間なのでは、との指摘が町民の一部からもありましたので、あえて聞きました。

（2）番の質問にもなります。それに関連して指針等があるのかというのを聞きます。

お願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 6番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

職員の勤務時間における喫煙についての指針等は定めておりませんが、社会通念上、認められる範囲を超えるような喫煙はしないよう指導をしております。職員には、地方公務員法において、職務に専念する義務が課されていることから、町民の信頼を損なうことがないよう指導を徹底してまいります。

なお、そのような指摘を受けまして、現在では8時半からの1時間及び13時からの1時間につきましては、喫煙をしてはいけないというふうな指示をさせていただいたというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） ありがとうございます。

今度、町民とかに聞かれたらそんな感じでは伝えると思います。

ついでの話ですけれども、ちなみに喫煙率、おととい発表がありまして、日本では14.8%だそうです。余談ですが。

これで、私の質問は短めに終わります。

ありがとうございました。

○議長（角田真美） 6番、町島洋一議員の質問はこれまでとします。

◇ 吉 田 孝 司

○議長（角田真美） 次に、9番、吉田孝司議員の一般質問の発言を許します。

9番、吉田孝司議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 9番議員、吉田孝司でございます。

今回9月定例会、大トリでの一般質問をさせていただきたいというふうに思っております。

私自身としましては、通算で21回目の一般質問でございます。今回21回目になるんですが、私が今までやった一般質問の質疑応答全部こうやってファイリングしてみたんです。私が議員になりました平成27年、1期目第1回目から今回が21回目なんです。19回目まで、といいますのは、3月までの分はPDFで役場のホームページから見ることができますので、大変便利になっておりますので、そこでダウンロードしたものをこのように全部ファイリングしてまいりました。

今日は、自分の一般質問見たときに、今回聞きたいことをこうやってピックアップしてやるわけですけれども、1回過去に質問したことあるなというのが私の過去の記憶でありまして、そうしますと、それを見ていきますと、1番から6番までの質問が全部ここに入っております。

何で私がそんなこと言ったかといいますと、一般質問を継続してやることの意義なんですね。これは、ほかの議員さんにも聞いてもらいたいと思って、特に、新人議員さんには聞いてもらいたいんですが、いろんな、今日も今回もそうですが、7人の一般質問がされており

ます。根本議員から始まり私で終わるわけですが、本当に皆さん方がいろんな視点でいろんな角度から、あるいはいろんな経験から質問をされておられます。本当に興味深く、そしてまた勉強になるななんて思っずずっと聞かせていただいておりますが、このようにして人の質問を参考にするのも大事だと思います。そしてまた、私もほかの議員さんやっている質問、これ自分がやっぱりやったことあるななんて思っ聞いておったんです。そんなことやって、自分が重ねてやる、ほかの議員さんも重ねてやる、そうしますと、ちょっと言い方は悪いんですが、執行に対して議員、議会の思い、そして、その背景にある町民の思いがしっかり執行の方々に伝わっていくのではないのかなというふうに思っているわけでありまして。

そこで、私は昨日の新聞折り込みに、このような「町政刷新」ということで、令和6年9月第1日号をいわゆる政治活動の一環として、折り込みをさせていただいております。本来であれば、こういったものも議会改革として、いわゆる政務活動費、今、政務調査費と言わないんですよ。今、政務活動費ということで、そういったものを設けて交付しているような自治体、他自治体にはたくさん増えてきていますけれども、我が町もぜひこういうものやる時には、町長は既にそういったことやる場合には予算化してもいいというような話をいただいておりますから、あとは我々議会の問題だと思うんですけども、そういった活動費を頂きながら、逆に頂いたものはしっかり使わせていただいてこういったことをやると。

何を言いたいかといいますと、今回は一般質問のお知らせとともに、私が、自分が議員活動の中でやってきたこと、特に医療福祉に関するようなことをここにに入れておきました。じゃ、これ私がやったのかというと、私はできるわけがないんですよ。私は執行ではありませんから。執行するのは執行機関の皆様方であります。議員なんてものは、私も3期目のまだ青二才な立場で言うことができないかもしれませんが、議員というのは提案することで終わりです。議会で提案し、質問、質疑、意見、いろいろありますけれども、そこで終わりなんですよ。実際にやっていただくのは、何があってもできるのは執行の皆さん方だけなんです。でも、できることは今言ったみたいに質疑をする、質問をする、意見を言う。

それが、前の遠藤栄作町長のときには、私が第1回目の質問をしたときから、既に質問をただけで私は反対派とみなされたんです。質問をただけで、質疑をただけで。それはそれでいいんですが、そこから私のしぶといところ、剣道をずっとやっていたんでしぶといんですけども。どんな寒い冬でもやってきましたから、一応5段まで取ったんで今はちょっとお休み状態ですけども。私はしぶといところがいいところで、今回町長が、2年前ですね、令和4年から替われ、町長が替わっても同じことを言い続けていきます。

そこで出来上がったのは、この5つの政策だということでございます。中身については申し上げませんが、本当に町民のため、昨日町長がお話しされましたけれども、生活者起点、そしてまた3つのSです。スマイル、スピード、シンプルですね。これがまさしく今

体現されているのが我が町の実態であると私は思っています。

ですので、私はこれからも自分の思いを、確かにいいことも悪いこともそれはあるかどうかは分かりませんが、しかし、自分の信念に基づいて、これからも質問、質疑、意見をしてみたいというふうに思っております。

前も申しあげましたけれども、我が町は八芳園といろいろな交流活動をしていると。八芳園というのは、江戸時代の旗本である大久保彦左衛門の屋敷だったんです。大久保彦左衛門というのはご存知の方もいると思いますが、初代将軍の徳川家康から3代の徳川家光まで仕えた武将でございます。そしてまた、戦国から生き抜いてきて、平和な江戸時代に入っても生きている、そういうふうに長い時代を見てきた中で、最終的には徳川家光、3代将軍家光のご意見番としていたわけです。要するに、よいことも悪いことも、そしてまた長い経験に基づいて嫌われ者になっても言っていた。それを徳川家光は信じて、信用していたという話なわけです。

大久保彦左衛門の話はいろいろ時代劇等にもなっていますから、皆さん方ご存じだと思うんですが、私は前から申しあげましたとおり、今一生懸命頑張っている木賊町長を応援する。私は、地域政党は持っていますけれども、国政政党ではありませんけれども、与党第1党だと思って木賊町長を応援しています。しかし、やっぱり他の市町村の首長の悪い事件が、石川町等々ありましたけれども、やっぱりそういうことが出てくると私は困ります。私は一生懸命やっている木賊町長を応援する。そして、その反面、例えばそういう悪い影が忍び寄るようなことがあれば、そういう疑いがあるようなことがあれば、私は与党第1党といいますか、1番自分としては応援していると思っていますから、そういったものは排除しなくちゃならない。排除という言葉はいい言葉ではないと思いますが、私自身もある意味排除されている部分があるようですけれども、それは構わないんですが、しかし、今一生懸命頑張っている人を、それを困らせるようなことがあってはならないと私は思いますから、これからも賛否両論、しっかり言ってまいりたいと。それが我が町の発展につながり、木賊町長の善政につながると私は信じてやまないものであります。

さて、一般質問通告のとおり始めてまいります。

1番は、町の水道事業についてでございます。

(1)番、水道料金について申し上げます。質問させていただきます。

先日、まずは一番最初に出たのは、どうやら新聞なんです。6月下旬の東京新聞というものに新聞記事が出て、そして8月の初旬だったと思うんですが、明石家さんまさんがやっている「ホンマでっか!?TV」というもので、実はこの鏡石町の水道料金について報道がなされた。そして何のことなんだべということで、いろんな話を聞きますと、我が町の水道料金が2046年には日本一になると。2万五千幾らになるというふうな報道だったようなん

です。

私はそれを聞いた瞬間にそれは誤りじゃないかと私は思いました。だから、誤った報道ですからだと私は思いましたので、どうするんだろうと。それについては、それを受け止めて町当局が何かコメントをするのか、あるいは場合によってはそういう報道機関に対して何か法的な措置を取るのかどうか等を含めて私は考えていましたけれども、私自身としてはいろいろ今水道の担当課、一生懸命頑張っておられると思っていますから、それは違うんじゃないのかなというふうに思っておったところです。

実際、執行の方々もそういったことを、報道内容を理解して分かっていると思いますが、①番の質問として、そういった誤った内容に対して、町の見解及び今後の対策はどのようなものかお尋ねをいたしたいというふうに思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げたいというふうに思います。

今回の一部メディアへの将来の水道料金についての情報でございますけれども、まず町の見解というふうなことで申し上げたいというふうに思いますが、当日の放送は私は見ておりません。ただ翌日、そのような話を聞かせていただきました。その中では大変驚いたところでございます。

今回の放送につきましては、一部データ企業の資料に基づいて仮説を立てて、20年後を予想したものと承知しております。仮説でありますのでコメントを申し上げることはできませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

そして、今後の対応でございますけれども、町の対応につきましては、放送をご覧になった町民の皆さん、ただいまありましたように驚きと不安があったのかなというふうに推察できますけれども、今後そのような問合せについては丁寧に説明をしていく必要があるだろうというふうに認識しております。なお、これまで寄せられた問合せについては、10件程度というふうに聞いております。

また、放送された番組の中では、最後に「この番組に登場する情報、見解はあくまでも一説、その真偽については確定しているものではない」というふうなコメントもあるようですので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 吉田議員、ここで時間いただきたいと思います。

ここで換気のため、11時5分まで休議いたします。

休議 午前11時00分

開議 午前11時05分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） それでは、今のことについてコメントを述べさせていただきます。

先ほど、仮説といいますか、その試算について。私もですからびっくりしまして、自分でどんな仮説に基づいて、あるいはどんな試算したんだべということで、その試算を出したというEY Japanとか水の安全保障戦略機構事務局だかという資料を2024年版、全部インターネットに出ていましたから全部ダウンロードして、これ紙いっぱい、ペーパーレス時代でこんな紙いっぱいに印刷してもったいない感じもするんですけども、全部印刷しちゃいました。特に、これなんかカラーコピーになっちゃったんですけども。鏡石町が確かに2万5,837円なんていう数字が出ていて、何だこれなんて思ったわけです。

これ見ますと、本当に先ほど町長おっしゃったように仮説で、ある意味本当に、この一方的な推論というか、勝手にこれに基づいたら確かに2万五千幾らになっちゃうべというのがこのあれなんです。ですから、こういったものも確かに先ほど町長おっしゃったように、テレビで最後に一番最後にやったという釈明のようなコメントしたといいますけれども、確かにそのとおりで、本当にこのとおりやったらその数字になるし、なおかつそれが無責任だというようなことを自分でこの会社もあるいはマスコミも言っているわけですから。ですから、本当に町としても当局としては大変な思いされているなと思います。

10件程度の問合せだという話でしたけれども、多分もしかしたら、私がこんなことここで一般質問でやっちゃうと逆に広げてしまうリスクもあるんですが、逆に私としては、あるいはここにいる議員さんもどうかは分かりませんが、私はこういうことでこういう試算になっちゃってっから、だからああいう報道になったんだということをちゃんと説明したいと思います。それは執行の方々も丁寧に説明していくという話もありましたけれども、まさしくそのとおりで、私はそれをしっかり説明していく役割が私にもあると思っています。そういう責任がなかったらこの一般質問では私はできません。質問するだけで終われば誰でもできます。質問した答えをいただく、そしてこの質問する背景も理解した上で質問をしていますから、ですから、その責任は私はしっかり取って、これについてはどういうことなんだということは今まで町民からも聞かれてきましたけれども、答えてきませんでした。しかし、今日これからは、町もしっかり説明していく。そういう中で私自身も同じく、しっかり説明していきたいと思いますから、執行の方々もご安心いただければというふうに思います。

それとともに、今後、②番の質問に移っていくわけですが、我が町では間もなく水道料金の改定がなされるというふうな話が議会にも来ておりますし、そしてまた、審議会のほうに

も諮問されている段階にあるという話を聞いております。そういう中で、今後、水道料金の改定についても併せて、同じように私たち議員もしっかり理解しなくちゃならないし、町民に説明をしていかなければならないと思っていますので、そこで②の質問になるわけですが、今後予定されている料金改定の時期、あるいは内容についてご説明願いたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（圓谷康誠） 9番議員の質問にご答弁申し上げます。

本町の上水道事業につきましては、人口減少による水需要の減少、料金収入の減少、物価高騰や新浄水場の稼働による維持管理費の増加、第5次拡張事業による企業債償還利子及び減価償却費の増加などによりまして、令和4年度から当期純利益が赤字に転落しております。

このため、経営改善、合理化を徹底し、将来の水道事業の財政健全化を図るために今回、水道料金の改定を検討しているところでございます。

なお、8月8日には町民の代表から組織される上下水道事業運営審議会を開催し、水道料金の改定について諮問をしており、現在審議中であります。諮問内容につきましては、先日議会の皆様へ説明させていただきましたけれども、基本料金10%から15%の増、超過料金の5%増の改定を基本としてございます。この改定の内容については、現在審議会で審議中でありまして、答申を受けておりませんので、改定案としてお示しすることはできませんけれども、答申後、議会に改定案を提示し、審議をいただきたいと存じます。

また、改定の時期であります。令和7年度の当初からの改定に向けて事務を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 課長、今説明いただいたとおりだと思います。

私の手元に先ほど課長説明あったように、議会全員協議会で説明いただいた資料、この膨大な資料を私は全部、説明いただきましたけれども、また改めて目を通しました。この説明案を聞けば、今回の料金改定については致し方ないというのはもう誰が見ても分かります。これは、町民感情とすれば、水道料金がまた上がるのか、10%から15%だという話ですけども、平成28年のときには20%上げたじゃないか、また上がるのか、この数年間でって話になります。だから、本当に先ほどの話じゃないですけども、いずれは2万5,000円になるんじゃないかなという不安もあるんですが。

しかし、この説明案をしっかり理解すれば、逆に先ほどのようなことがならないようにするための今回の料金改定だということもしっかり分かってくるわけです。

今回のすばらしいなと思ったことは、今、審議会に答申中でだんだんその改定案が上がってくると思うんですが、その案、恐らく私たちにお示しいただいたとおり、4つの案を検討されてそのうち1つを選んで、いわゆる改定案として今、答申を待っている段階であると私は理解しています。その4つの試案、先ほど申し上げました今改定案として上がっているのは10%から15%ですが、ほかにはご存じのように、検討案1としては一律10%、2番として一律20%増、3番として一律50%増の合計4種類が出ております。確かに、検討案3の一律50%増、今の1.5倍にすれば、もう明らかにすぐ黒字に転化するというところで、本当はこれにしたいという気持ちもあると思います。特に、私も民間の経営者ですから、もう黒字経営はしなくちゃいけないというのは分かっていますので、一律50%にすればいいんだと。

しかし、経営者としてではなくて、やっぱり政治家として将来を展望して考えるときに、黒字にするだけでは駄目で、結局今の人たちの負担も考えなくちゃいけない、そしてまた、将来の方々の負担も考えなくちゃいけないということで、徐々に上げていくということが現実的だろうと思います。

そういった中で、今の改定案をお示しになったものでありますけれども、令和23年度までは赤字で我慢するけれども、令和24年度からは黒字転化と。一律10%だと令和22年までは赤字という話でした。一律20%にすると、令和20年度まで赤字ということで説明をいただいておりますけれども、ただ、将来への負担、そして現代の方々の負担をよく考えれば、この4つの案のうちの今執行の課長が説明された改定案の10%から15%の値上げというものが現実的であろうというふうに思います。

今回、執行の姿勢が真摯、本当に私は評価しているのは、この4つの試案を全て出されて、その将来性まで見据えた展望、これをしっかりご説明なさっているということでもあります。過去においては、平成28年に一律20%の値上げがあったんですが、あのときはある意味、暴力的なものだったと私は思っています。私どもの議会のほうに説明があったのは、一律20%上げざるを得ないということを提案されてきて、そのために私も町民の請願の紹介議員になり、いわゆる水道料金の見直しに関する請願書なんていうもので上げさせていただきました。町民の方50名を請願者とし、私が紹介議員として上げたんですが、最終的には議員としては私一人が反対しましたけれども、このような形で町民の方々は思っていたのは現実であります。

そしてまた、私もいろいろ以前は、「うつくしま ふくしま」ということで、私の政治の師である佐藤栄佐久さんのスローガンであります。ここに書きました水道料金20%ということで、当時は消費税が値上げ、8%から10%に上がるということで、消費税が2%しか上がらない時代に水道料金が20%も上がるということで、これに伴って書いた私の記事なんで

すが。

そういう中でいわゆる生活必需品に関しては、8%に据置きなんていう軽減減税ですか、軽減税率なんてものあったものですから、20%はちょっとないんじゃないのというふうなことをさせていただいたのは、私の議員活動でありました。

それに対して今回は、この水道料金の改定に当たっても4つの案を提案され、その中で私としても妥当とする改定案が今、審議されているということで私は安心しておりますので、その案が答申として返ってきて、議会の中で審議されることになれば私はその内容で賛成したいと思いますし、町民にも先ほどの内容と含めて同じくしっかり説明してまいりたいというふうに思います。

(2) 番の質問に移ります。

(2) 番、水道水に含まれるPFASの現状及びその対策を問うという質問でございます。

まずもって、PFASとは何かということで、人工的に作られた有機フッ素化合物でございます。元々、天然には自然界にはないものですが、人工的に作られてたぐいたくさん使われ、1万種類以上あると言われております。自然界には元々ないんですが、逆に今自然界にたくさん流出をしております、なかなか分解されない性質上、フォーエバーケミカル、永遠の化学物質というふうに使われて、そのリスクを心配されておるものです。

皆さん方ご存じのように、例えば、水や油をはじくというその性質がこのPFASにはあるものですから、フライパンのコーティング、撥水加工、そういったものに使われているということですし、基地の中では泡消火剤などで使われているということで、それについても問題になったことが実際ございました。

自然界の中に今かなりあるということになっていきますので、我が町の水道水にも幾らかは含まれているのではないのかなというふうな思いでございましたので、今回このような質問をさせていただくものでございます。

ご答弁賜りたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（圓谷康誠） 9番議員の質問にご答弁申し上げます。

PFASにつきましては、今議員さんおっしゃるとおりの物質でございます。このPFASのうちPFOS及びPFOA、この2種類が水道水の水質管理目標設定項目として定められております。水質管理目標設定項目とは、水道水における遵守検査義務がある水質基準、この51項目ございますけれども、これに準じた水質管理上、注意喚起すべき27項目でございます。

今年の6月に国から水道水の水質基準の検討のために、全国の水道施設の状況について調

査依頼がございまして、本町では7月に3箇所の浄水場にて当該物質の検査を実施しております。結果につきましては、国の暫定目標値、PFOSとPFOAの合算値50ナノグラム・パー・リットル以下でございました。

対策としましては、今後も定期的に水質検査を実施し、暫定目標値を超えた場合には、早急に水源の切替え等の対応を実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 7月に、2か月前ですか、3箇所測ったところ暫定目標値50ナノグラム・パー・リットル以下であったということですが、今日はあえてその数値までは聞きません。基準値、目標値を下回っていればいいわけですから聞きません。今後、例えばそういうものを測定される際にはぜひとも時々教えていただきたいというふうに思っているわけでありませう。

これは、実は町民の方々からこれを聞いてほしいというふうな質問がございました。やはり今、この前の、それこそ8月18日から25の「サンデー毎日」にも「日本の水が汚染されている」ということで、こんな記事が出ていますし。ですので、ぜひ今町民の方々関心持っている内容ですから、こういったものも逆に数値をお示しして、それこそ放射性物質の測定と全く同じで情報をしっかり公開、数字をデータを、客観的なデータを出していただければ安心するものだと思いますから、ぜひ今後ともお願いをいたしたいというふうに思います。

（3）番であります。

我が町は、水源の全てを地下水に依存しております。そしてまた、水道の経営形態はまさしく町がやっている公営企業という中で、地方公営企業という形で水道は営まれております。そういった状況で現在ありますけれども、将来に向けて我が町の水道事業をどのような形で持っていくか、今申し上げた水源の確保、あるいは経営形態、そういったものを含めてお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

水源確保や経営形態など将来に向けた水道事業の在り方というふうなことでございます。

まず、水源確保についてでございますけれども、当町では現在、深井戸の地下水を水源としております。今後、水の需要が大きく変動しない限り、深井戸を水源とする方法で供給できると考えてございます。このため、現在運用している深井戸の計画的な浚渫を実施するこ

とで、安定した水量の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

一方、河川等の表流水の使用につきましては、水利権や地下水とは浄水方法が大きく異なるため、新たな浄水場を建設しなければなりませんので、現実的ではないと考えているところでございます。

また、経営形態につきましては、現在全国で広域連携に向けた動きがございますけれども、情報の収集に努め、効率的に安定した水の供給を継続できるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ぜひ、今のような形で町長、今のやり方は確かにいいと思います。しかし、今のようなやり方だけでいいのかということも含めながら、これからしっかり考えていただきたいということです。

先ほど、例の試算している会社の資料をいろいろ見ますと、先ほど町長おっしゃっていたような広域連携とか、そういういいことも実は幾らか書いてあるんですね、広域連携。あるいは官民連携なんていうのもあります。既に、ほかの自治体でもこの水道事業の民営化なんていうのも考えられたり、あるいは我が町もそうだと思うんですが、水道部局、水道課にいわゆる技術職員がいない、少ないというところが多いということで、やはりそういったものは、専門のものは専門に任せるというふうな今時代になってきていますから、そういったこともやっぱり考えていくべきなのかなというふうに思っています。

ただ、今の町長のお考えはよく分かりましたので、水道事業についてはこの辺までといたします。

2番、成田地区遊水地整備事業でございます。

これにつきましては、昨年の9月に質問をさせていただいており、それ以降の進捗状況をお尋ねしたいというふうに思っております。

まず、（1）番であります。遊水地整備事業の進捗状況及び現時点における課題、どのように把握されておられるかお尋ねを申し上げます。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げたいというふうに思います。

まず、事業の進捗状況及び現時点における課題についてでございますけれども、阿武隈川上流遊水地群整備事業の進捗状況につきましては、現在、各種の調査、そして用地協議等が進められている段階でございます。そして、集団移転先となる住宅代替地整備につきまして

も移転希望者の要望等を個別に聞いている状況でございます。現在、用地調査や詳細設計が進められ、来年度からはいよいよ代替地造成に入れるよう準備が進められている状況でございます。そして、遊水地内の工事につきましては、用地協議が完了し、比較的土地がまとまった箇所から順次工事着手する予定と聞いておりますが、今般、鈴川の河川河道を付け替えにより生じる県道須賀川矢吹線に架かります橋梁の付け替えのため、新たな橋梁の下部工が間もなく始まると聞いているところでございます。

そして、用地協議の進捗状況といたしましては、7月末現在で鏡石町の第1遊水地の全体面積130ヘクタールのうち契約済みの面積が25.3ヘクタール、率といたしましては19.5%となっているところでございます。

現時点におきます課題につきましては、まず用地取得が最重要かと思えます。そして、そのためにも、遊水地整備による移転が生じる世帯の方々が安心して移転できる移転先の確保のための支援、そして移転しても引き続き営農を希望する営農者に対する支援を継続して行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 分かりました。

私も地域の協議会の会員ということで、総会とか説明会には毎回参加しているんですが、国のほうで買上げ、土地の買上げを今年度中といいますか、六十数%を目標にしているなんて話ありましたですね。でも、実際には今町長おっしゃったように我が町ではまだ19.5%ということで、まだまだ追いつかない。それについても私はこの前質疑をして、結局もうはっきり言って無理だろうと。でも、しかし町長の説明だと、やはりこれを進めていかなければならない。

要するに、交渉がうまくいって、結局その方々が移転する先の土地も整備されてということが、これが課題になっているわけでありましてけれども、国は結局それを例えば65%までする、今年中にするなんて言っていますけれども、できないべと私は言ったんですけれども。今のままでは町長おっしゃったとおりで、やっぱり住民の方々のやっぱり納得ですか、安心とか安全安心、要するに納得ですね。私たちの世界でもよく言うんですが、説明と同意という、インフォームド・コンセントって言葉があるんですが、それがありませんよね。住民の方々からは反対運動まではいきませんが、一人一人声を上げている人が増えてきているんですよ。そんな安い買い値の値段で移転できるわけあんめ、成田の言葉で言いましたけれども。そういうふうなような話をしてくる人が増えてきました。

その辺については、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 再質問にご答弁を申し上げます。

国においてのいわゆる用地の買収の予定、ただいま申し上げられたとおりでございますが、停滞している理由につきましては、まず第1に住宅の移転先が明確に決まってきていないというような状況が一番ネックなようであります。それらが決まると、生活の本拠が決まると農地そして用地の協議がさらに進むであろうというふうに見ているところでございます。これが顕著に表れているのが、鏡石と玉川は住宅がありますけれども、矢吹については比較的農地が多いということで、契約率も50%を超えているような状況があります。

そんな形で、いわゆる自分の居住地、本拠地がまず定まっていなくて農地のほうまでなかなか手が回らないというのが現状かなというふうに見ているところでございます。それらが進めば、契約率も高まってくるのかなというふうに見ているところでありますので、町といたしましては、先ほど申し上げましたように地権者の気持ちに寄り添いながら国の話をよく聞き、住民の皆さんの要望を国に通していくというふうな基本姿勢を持ちながら進めていきたいというふうに考えおるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） それでは、（2）番でありますけれども、今後、想定される課題、いろいろあると思うんですが、その課題及びその対策についてお尋ねを申し上げたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

今後、想定される課題につきましては、昨日の10番議員の質問にもございましたけれども、遊水地整備に伴います地権者の方や町に対する損失補償、そして完成後におきます阿武隈川流域の自治体全体の負担の共有、そして完成後の遊水地の維持管理、そして利活用が考えられるというふうなことでございます。

その内容については、昨日の一般質問の中でも本町、そして矢吹、玉川村でこちら3項目については、国に対して要望事項として提出をしているところでございますので、ご理解いただければというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） （3）の質問に移ります。

先ほど、町長ご説明いただいたとおり、これは昨日の小林議員と同じ質問になりますが、お答えを賜りたいというふう思うんですけども。先ほど説明いただいたように、町が矢吹町、玉川の首長と共に3町村長連名で出した、国の出先機関である福島河川国道事務所宛てに出した要望書、私の手元にもありますが、これについての回答をまだ来ていないという話でしたけれども、実際にはこれまで折衝をいろいろされていると思いますから、どのような対応がいただけたか。今までいただいている回答ということでお尋ねをいたしたいというふうに思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご答弁申し上げます。

昨日の10番議員のご質問にもありましたけれども、先月末までに国からの回答というふうなことでいただく予定でありましたが、今ありましたように回答はまだ参っておりませんが、3項目について要望をしまりました。

3項目申し上げますと、1つには損失補償等についてというふうなことでございます。具体的には、いわゆる買収になる皆様の生活の再建というふうなことでございます。ただいま質問にありましたように、住宅が対象になっている皆様については移転先において、いわゆる前々から言われている借入れのないようにというふうなことで、最低限の補償をしてもらわないとならないということでの生活の再建の要望もございました。

それから、いわゆる移転に当たっては、移転の手續の簡素化について、そして支援をしてほしいというふうな要望をしてきたところでございます。

それから、農業経営者については、その支援と農地の整備というふうなことでございます。こちらについては、いわゆる利活用にも関係するんですが、農地利用はできることにはなりましたが、その農地を誰が整備をしていくのか、そういった詳細についても、いわゆる要望のほかに協議の中でお話をさせていただいたところでございます。

それから、公共施設に係ります補償額、そして整備のスケジュールを速やかに出していたかかないと、行政側はその補償額、そして進め方も、議会の皆様にご提示をしながらいわゆる議決いただきながら進めていくというようなことと、昨日は公共施設の整備については現物補償ということで、国において整備していただけないかというふうな要望もしてきたところでございます。あわせて、昨日お話ありましたように解体費も補償の中に入っておりますので、個別に解体するのではなく、全体で解体していただくスケールメリットを使いながらの考え方というのとはできないかというふうなこともお話をさせていただいたところでございます。

次に、2点目の要望の遊水地の維持管理と利活用についてでございますけれども、そこらは3項目ありまして、まず、遊水地整備後の維持管理、そして景観の保持というふうなことをお話ししてまいりました。こちらはご承知のとおり、今現在は圃場整備の済んだすばらしい景観の中での農地がありますけれども、そこらが遊水地になることで、いわゆる雑木林が生え、野生生物が生息するような場所になっては困るというふうなことのお話をしてまいったところでございます。

それから2点目は、農地再整備の際の負担軽減と情報の提供ということで、こちらについては国においてその方針が決まった際には速やかに情報の提供をお願いしたいというふうなことと、3点目は国による主体的な関与ということで、こちらいわゆる関係者、いわゆる関係自治体任せの整備ではなく、国が主体的に関与してほしいというふうな要望もしてまいったところでございます。

そして、大きな項目の3つ目には、負担の共有に向けた支援というふうなことでございます。こちらについては、阿武隈川の流水地の自治体については17町村でございますけれども、そこらの全体でこちらの負担を共有していただかないとということで、下流の自治体で今遊水地整備になる場所についての視察も行われ、新聞報道等に出されております。そこらがあることで、いわゆる3地域のいわゆる鏡石、矢吹、玉川の地域の関係の皆さんも下流の皆さんも関心を持ってこちらに来てくれているというふうな状況があることで、心強いところもありますので、そんなことも国をお願いをしてきたところでございます。

それから、あわせまして、財政の支援措置ということでは、負担調整、そして各種交付金制度の拡充をしていただきたいというようなことと、議会の中でも出てまいっておりますが、いわゆるダムの整備でありますと、国においてはダム整備におけるの法制度がございますので、そういったことも考えられないかというようなお話をしております。

それとあわせて、集団移転につながる道路の整備ということでは、集団移転先は点整備でありまして、幹線道路はありますが、そこらについての行き来のできるような、地域コミュニティが活発にできるような、いわゆる道路の整備についても考えてほしいというふうな要望もしてまいりました。

そして最後に、こちらの整備に伴って、昨日も議会で出ましたけれども、税財源の減収については自治体への支援もお願いしたいし、対応の職員、今現在、遊水地の対策室ということで組織もつくりながら行っていますので、そこらに向けての人件費等の負担も考えてほしいというふうな状況をお話ししてきたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ぜひ、ちょっと今これまでの折衝内容を説明いただいたわけですが、この回答というものも来るんだというふうに思います。来ましたらばぜひともまた教えていただきたいというふうに思いますし、私のほうで1点ちょっとお話ししておきたいなと思います。

結局、先ほど1番の今回の移転で心配、移転先の確保という、それが要するにどこに引っ越すんだという話が一番のネックであると。それには、場所の問題だったり、お金の問題だったりいろいろあるんだと思うんですが。ある方がこういう提案をしていました。特に、高齢者の方とか補償額が少ないような方については、むしろ逆にそういった方々が入れるような集合住宅を造ったらいいんじゃないかと。それを成田に造るのか、それこそ町の町営住宅のような形でどこかに造るのか、それは分かりませんが、集合住宅、高齢者集合住宅のようなものを造って、そこに低所得あるいは補償額が少ない方が入るのはいいんじゃないのかなと。要するに、家計が厳しい方々が入れる場所をしっかりと確保するというので、提案といえますか、そういうアイデアがあるんだということを私に打ち明けてくれた方がおりましたので、それも一考をしていただきたいなというふうに思います。

さらに申し上げれば、前から申し上げているとおり、鈴川と諏訪池側の合流地区である滝口孝行さんというお宅になりますが、ここをしっかりと町としても支援していくというふうな見解があるようですので、できれば現物補償というわけではありませんけれども、そこもやはりこれからも粘り強く交渉していただいて、もしかしたらその場所をしっかりと盛土して、今申し上げたような高齢者集合住宅のようなものをそこに造っていただければ逆にいいのかなと。あるいはそこに集合住宅ばかりか公民館のようなコミュニティの施設、そういったものを造っていただければ、逆にそういったものを造るんだということを町から国に上げていただければ、だったらそういうものだったら造るしかないかなんていうふうに国も思ってくださいるかもしれません。何せ1,800億円も国はこのプロジェクトには全部で用意していますから、国は恐らくお金ということではあまり心配していないと思うので、ですから、具体的に町長は今、一生懸命、我が町を代表して、ある意味一人で国と対峙している状況、3町村、隣接町村の町村長もいますから一緒に3人で頑張っておられるの分かるんですが、私も今は一議員でありますけれども、一生懸命そういう意味で支援していきたいなと、応援していきたいなと思いますので、これからも頑張ってくださいますようお願いいたします。

3つ目の質問でございますが、鏡石中学校における教育環境についてお尋ねをいたします。

(1) 番、不登校である生徒の実態及びその対策をお尋ねをいたします。

この質問については、令和6年3月の議会で質問しておりますが、現時点で中学校どのようになっておられるかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

3月にご質問いただいたときには、中学校22名というふうにお答えしております。現時点、7月末時点では、中学校の不登校生徒数は13名というふうになっております。昨年度よりは減少しているわけですが、もちろん褒められた数ではございませんし、今後とも少なくしていかなければならないというふうと考えております。

不登校の原因としましては、登校不安や学業不振、家庭内でのいろいろな問題といったものが主なものとなっております、いじめ、虐待といったような理由による不登校になっている生徒は、調査上は今のところございません。

不登校生徒の対策としましては、前回お話し申し上げましたように、スクールソーシャルワーカーによる生徒や保護者との面談、家庭訪問、登校支援などを実施しております。また、生徒一人一人の心の状況によりまして、必要があれば医療機関等につなぐなどの対応もしております。さらに、スクールカウンセラーによります生徒のカウンセリングも実施しております。

また、学校へ登校できない生徒については、学習保障の場や居場所としての適応指導教室を運営しておりますので、通級に向けた支援を行うとともに、通級後にはカウンセリングを行うなど学校復帰に向け、関係機関と連携を図りながら生徒に寄り添った支援を行っております。

もちろん不登校になってからの対応だけでなく、不登校にならないようにする、その対応が非常に重要でございますので、学校全体の共通意識と理解、共通意識として、その生徒一人一人の出欠席の状況、あるいは保健室の利用状況、家庭状況等を丁寧にチェックしながら不登校の未然防止にも一生懸命努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 現状についてよく分かりました。

幾つかそれについてお尋ねをしたいんですが、たまたま8月30日の福島民友の記事ですけれども、「学校内居場所設置46%」、「不登校対応小中学校地域で格差」というふうな記事がありまして、学校内で空き教室を活用して学校内で不登校の児童生徒をサポートする校内教育支援センターというものが全国の小中学校の平均が46.1%だったという記事なんです。福島県は東北で最低だったというふうな記事なわけですけれども。いわゆる子供たちの居場所の確保ということで、学校内の居場所、普通の教室に行けない方々が、先ほど通級制度もあるという話をしましたけれども、この辺について我が町ではどうなっているのかお尋ねを

いたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 9番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

ご承知のとおり、福島県でもSSR、スペシャルサポートルームということで委託してやっているわけですが、我が町には残念ながら県のそういったものには対応しておりません。代わりに、中学校のほうの鏡石中学校のほうでは、議員おっしゃるとおり、空き教室または保健室、そういうところを活用しまして、手の空いている教員、あるいはその教科の時間が空いている教員が順次、そういった教室に入れない、でも学校には来ている、そういった子供たちの指導に当たっております。また、そういう子供たちの情報を共有しまして、その子供に合った教育の方法、指導方針についても検討して実施しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 形にこだわる必要はないと思うんです。今、教育長おっしゃったようにそういう形でぜひそういう形での支援は継続していただきたいというふうに思います。

それで、ちょっと2点ほど申し上げておきたいんですが、今子供たち、これ保護者から、それこそ不登校の保護者から私聞いたことなんですが、今子供たちiPadですか、iPadを皆さん方お持ちだと思うんです。iPadというものがどういうふうに使われているかどうか分かりませんが、例えばそのiPadなんていうのはいろいろ課題とかがその中に入っていたり、それが実際できるんだと思うんですよ。不登校の方々については、結局それを、不登校ですから家にいる人も多いと思うので、家でできればできるようにしてほしいと。端末ですのでネットにもつながったりとか、そういうメリット、デメリットもあるでしょうからそれも考えながら、ただ、不登校の方々が家で課題をできるような形にしてほしいというふうな話がありましたが、それについてはどうでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 9番議員の再々質問にお答えを申し上げます。

まさしく、そのiPad自体の持ち帰りについても規定をつくりまして、持ち帰れるようにはしてあるわけですが、実際なかなか学校に来られない子供が持ち帰るところまではいっておりません。ただ、それぞれ個人全員に番号が振ってありますので、家庭にそういうパソコンの環境がある家庭であれば、その個人番号は全部個人一人で持っていますので、それを入力すればそのドリル、そういったものに対してはできるようになっておりますので、

それについては連絡はしてありますが、もう一度丁寧に保護者の方にも伝えたいと思います。

以上でございます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 詳細はお聞きしませんが、ネット環境につなげないといけないものかどうなのか、例えば不登校の方々のご家庭を見たときに、裕福な人もいれば裕福でない方もいると思うんです。ですから、例えば裕福でない方については、もしかしたらネット環境にないかもしれないということで、そういったネット環境の背景まで含めてちょっといろいろご検討いただきたいというふうに思います。

あとは、先日、須賀川市の市議会議員の方とお話をしたんですが、その人は以前、鏡石中学校の教頭先生をされていたんですよ。それだけで分かると思うんですが、その方とちょっといろいろ話をしまして、1時間ぐらいしゃべったと思うんです。いろんな話をしたんですが、その方の経験を、鏡中での経験を話していただきました。私は黙って聞くのが好きなんで、黙ってずっと聞いていたんですけれども、その方の自慢というか、私は本当に逆に皆さん方にお話ししたいのは、その方が教頭で赴任した、それはなぜか、不登校の方をなくすため、あるいは学校をよくするためという話で、実際にその方が言うには、自分のときには不登校の人をゼロ人にしたというふうなことを言っていました。そこまでとしますけれども、そういった過去の事例、どういった対策でそういったことができたのかということも踏まえながら、ぜひともこの不登校の方がゼロ人になりますように、ご尽力賜りたいというふうに思います。

(2) 番の質問ですが、これどこの全国市町村でもありますが、教職員の不祥事、指導上の問題というものがあるんだというふうに思います。

そこで、鏡石中学校においては、昨今、中学校教員による不祥事や指導上の問題はあったのかなかったのか、あればその内容についてまで認識しているのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

鏡石中の教職員ということでございますれば、全く、私が教育長になってから一回もございません。そのことは強く申し上げておきたいと思います。

ただ、教職員の不祥事につきましては、残念ながら、飲酒運転、体罰等の事案が発生しております。県内では今年度に入ってから懲戒処分が5件あります。また、いずれもが40代、

50代の先生で、ベテランの先生が不祥事を起こしていると。ベテランの先生が逆に今の学校の状況に対応し切れなくなっている状況というのがあるというふうに言われております。

少しの気の緩みや、これまで大丈夫だったから大丈夫だろうといったようなことで起きる、それが不祥事でございますので、学校全体として、鏡石中学校に限らず、小学校でも月に1回は服務倫理委員会というものを開催いたしまして、そこで県やあるいはマスコミ等に掲載しているような事案についてそれぞれ自分事として捉えられるように話し合い、そして自分へのいさめとして日々を生活する、教員としての生活をするというようなことでやっております。この服務倫理委員会の定期開催だけでなく、不祥事根絶のための行動計画も策定してもらっております。

また、コンプライアンス研修等も受けてもらっておりまして、そんな意味ではかなり細かく先生方の服務意識、規範意識を高める努力をしております。

また、中学校におきましては、「ヒヤリハット」というようなことで、身近にあったそういった不祥事につながりかねない、そういった事案についても校長自らいろんな形で先生方に示して意識の高揚を図っているというようなことがございます。

教育委員会といたしましても、各学校の校長を対象に服務倫理対策会議を開催して、各学校の取組の検証、不祥事根絶のための組織的な対応を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 吉田議員に申し上げます。

ここで休憩したいと思いますので、午後にしたいと思います。

議事の都合により昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時52分

開議 午後1時00分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） （2）の質問の答弁をいただいたところから始めますが、私がちょっと聞いたところによりますと、先ほど教育長答弁ではこういうふうな教員はいないという話だったんですが、今、学校の敷地内、中学校の敷地内はどこも全部禁煙になっていると思います。しかし、部活動の指導中に、恐らく顧問というか教員だと思うんですが、校庭のグラウンドで喫煙している教員を見て注意したと。その注意といったのは直接なのか、はたまた町の教育委員会に対して学校に対して言ったのか分かりませんが、そういうふうな話を聞いているんです。これは1回ばかりじゃなくて何回かあるんです。それについては当局の

ほうではどう認識しているかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ただいま中学校の校庭のほうで教職員のほうが喫煙をしているというふうなお話でございました。こういった情報につきましては、教育委員会のほうにもご連絡等がございまして、直接学校のほうには指導をしているような状況でございます。ですので、今後とも何かございましたらば、教育委員会のほうにご連絡いただき、教育委員会のほうとしてもそういった喫煙がないよう指導してまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 先ほどの教育長の答弁とちょっとそごがあるような話にはなってきますが、それ以上私は言いませんよ。ですけれども、やっぱりこういう教員が、特に教員は公務員でもありますし、そういった規範、厳しいはずですから、あと子供の手本になる方ですから、そういうことがないように指導徹底をお願いしたいというふうに思ひます。

（3）ですけれども、（3）は中学校グラウンドのバックネット裏に造った屋根つきベンチの設置についてお尋ねをいたすものであります。

①番、その発案から設計及び財源確保、さらには設置工事が完了に至るまでの一連の経緯についてご説明をいただきます。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

中学校グラウンドの屋根つきベンチにつきましては、令和4年度の学校要望により設置した学校施設となります。学校からの要望では、昨今の夏の猛暑や大気不安定な状況に伴い、屋外教育活動に支障を来している現状があり、グラウンドの東側や南側などには日影ができる樹木等がなく、特に野球部の部員が休憩や雨宿りをする場所がないため、一時的に待機等ができる場所として野球用バックネット裏に造ってほしいとの要望がございました。

学校との協議を進めていく中、野球部だけではなく、授業中やサッカー部などの部活動も含め、全校生徒が利用できる屋根つきベンチとして設置していくこととなりました。このことからまずは、設計業務委託の予算を令和5年度の当初予算で計上しまして、設計完了後の令和5年12月、補正予算として設置工事の予算を計上いたしました。設置工事につきまして

は、令和6年1月から始まり、3月末に工事が完了したところでございます。

財源としましては、補助金や交付金には該当するメニュー等がございませんので、一般財源となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 再質問ですが、教育委員会当局としては学校要望、最初に聞いたのはいつか教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

学校からの要望ですと、例年5月頃にその年の当初予算の学校に対する学校予算の説明がございますので、その際に校長、教頭などから口頭での話があったというふうなことを聞いてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 分かりました。

令和4年の5月頃ということですね。そうすると、今の現町長が就任する前の話ということですか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

時期的には5月というふうなお話でございますので、はい、現町長が就任する前のお話であったかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 了解しました。

②番ですが、先ほどベンチを設置するに至った目的、ご説明いただきましたけれども、その目的と現状の利活用状況との乖離はないかどうかご質問いたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

中学校のグラウンドの屋根つきベンチの設置目的としましては、先ほど答弁したとおりでございます。現状の利活用の状況につきましては、学校からは体育の授業や野球部、サッカー一部の部活動など生徒がグラウンドを使用する屋外活動時の休憩や水分補給をする場所として利用しているというふうに聞いてございます。

また、休日の部活動では、練習試合時には生徒以外の他校等の試合相手や引率者、保護者などが待機場所や応援場所として利用しておりますが、これも部活動の一環としまして学校が許可して利用されておりますので、学校施設として設置目的に沿った利活用がされていると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） この費用トータルしますと900万超えますね。ですから、それだけのお金をかけて将来を担う子供たちのためにやった事業でしょうから、これが有効活用されることを望んでやみません。

さて、4番の質問に移ります。

町内における小児医療の充実ということで、今回の議会では請願書のほうも上がっている内容でございます。

（1）番、町内に新たな小児科専門医療機関の誘致を図るべきと思うが、いかがかという質問です。令和5年9月、1年前の定例会でも質問させていただきましたが、その後の進捗状況、あるいは執行の考えをお伺いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

小児医療機関の誘致につきましては、第1回定例議会一般質問でも同様のご提案をいただいているところでございます。ご存じのとおり、今年の5月末日をもって町内の小児医療の一端を担っていた「にはほ小児科医院」が閉院をされました。小児科医療については、少子化や子育て対策の一助として安定した医療サービスを提供することも重要な要素であると認識しております。

現在の小児医療体制としましては、公立岩瀬病院を中心とした地域医療連携体系を構築し、地域の医療機関との連携を図っているところでございます。

ご提案いただきました小児科医院の確保は、医師数の不足や偏在の問題など多くの課題がございます。そのため、鏡石町保健医療連絡協議会と意見交換をさせていただいたほか、須

賀川医師会などご意見をいただきながら小児医療の充実に向けまして、先進事例の取組など調査研究に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 私としましては、仁保先生に代わる新しい小児科の医療機関をぜひ町内誘致したいというふうに考えています。私としてもですね。それについてちょっとお尋ねをしますが、駅東の今第3工区やっていますが、これから第2、第4、第5工区と手をつけていくわけですけれども、その辺りに例えば町が持っている土地として、あるいはその準工地域と3、2、4、5なっていますけれども、そこにそういう医療機関が建てられるかどうか、誘致できるかどうか可否を教えてくださいというふうに思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 9番議員の再質問にご答弁申し上げます。

駅東地区につきましては、都市計画区域の市街化区域に指定されているところでございまして、住居系の用途指定がされているかというふうに思います。この用途地域の中でも、病院を建てられるかどうか、また住宅に特化した地域ということもございまして、当然、手元に都市計画のこういったものが建てられるという資料ちょっと手持ちにないので、正式にははっきりと言えるところではございませんが、駅東、住宅街も増えてございます。もちろん、小児科を含めたいろいろな様々な医院ということも含めた中で、そういった周知もしていくことも一つの重要な課題であるかなというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 通告外と言わずお答えいただきありがとうございます。

これは私、今週末知り合いの人が町内にそういう医療機関をやってもいいなんていう関係の話もあるんで、現地ちょっと見せてみようかなと思ったんで、今聞いた質問なんです。ですので、今申し上げたことをもし分かれば後で資料でもいいですから、担当課どちらか分かりませんがちょっと教えてください。

（2）番の質問に移ります。

夜間、休日における小児医療体制の現状及び課題、さらには今後の対策をお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

夜間、休日の小児医療体制につきましては、須賀川地方休日夜間急病診療所を鏡石町・須賀川市・天栄村の共同で設置、運営されております。須賀川医師会や須賀川薬剤師会の協力により、祝休日の診療のほか、平日、土曜日、夜間の診療にて1次救急医療に当たっていただいているところでございます。

なお、診療の結果、病院での診察や検査治療等が必要となった場合は、公立岩瀬病院などが2次病院として受入れを行っていただいているところでございます。

新型コロナウイルス5類移行後、休日夜間急病診療所の受診者数は増加しており、それに伴い担当している先生方の負担も増えているものというふうに考えてございます。

町としましては、小児科を掲げていない医療機関での診療などご協力いただきながら、小児科医療の充実、確保に向けまして、須賀川医師会と意見交換を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） よく分かりました。

公立岩瀬病院、町もお金を出してこの地域のため頑張ってもらっていますが、ぜひ救急車の受入れ、断らないように強く言ってください。この界限でも今救急車のたらい回し、断るということをやっていますので、それがないように。特に、構成市町村の住民を断ることのないようにぜひ強く言っていただければというふうに思います。

5番の町道高久田・一貫線の質問に移ります。

(1)、国道118号線との接続、これはいわゆる須賀川市方向への延伸工事が必要になりますが、これに関する進捗状況を問うものであります。

昨日の根本議員の一般質問と同様の質問であります、ご答弁賜ります。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

118号線との接続については、当初ルートの計画を残しつつ、新たなルートとしまして、東部環状線に続くルートについて須賀川市と連携しながら進めており、現在、詳細設計の作成中でございます。今後、沿線土地の所有者の意見を反映をしながら道路整備を進める予定でございます。

当初ルートにつきましては、須賀川市において継続的に地権者と交渉を進めており、いまだに用地同意は得られておられない状況でございます。

なお、須賀川市の体制も変わったことをごさいますので、進展することを期待したいところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ぜひ頑張ってください。

特に、東部環状線に変更する、つなぐということに計画変更するという事は、あそこの稲部さんですか、鏡石住民である、もう協力していただけるという話、私も直接聞いてきましたし。また、新しく市長になった大寺さんも私も公私共々ちょっと長い付き合いがあるものですから、協力、連携して町長に頑張っていただきたいというふうに思います。

(2)番ですが、既にこの高久田・一貫線は重要な通学路になっております。鏡田、高久田地区の子供たちの重要な通学路であります、その方々の要望でありまして、必要十分数の街路灯、防犯灯等を設置していただきたいという希望がありましたので、その辺どのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町道高久田・一貫線には現在、防犯灯が24基設置されており、小中学生から高校生まで利用する重要な通学路であることは認識しております。

町内には、全体で1,638基の防犯灯が設置されておりますが、地域や道路によってはまだまだ暗いところがあると考えております。

これまでは、毎年10か所程度、防犯灯を新設しておりましたが、今年度は行政区からの新設の要望に対応するとともに、通学路などの防犯、交通安全上必要と認められる場所にできる限り設置を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 今、防犯灯について詳しくご説明いただきましたが、防犯灯と街路灯、区別ちょっと分かりませんが、とにかく明かりをあ道路に照らしていただきたいと。明るく安全な道路、安心安全な道路を造っていただきたい。

鏡田、高久田の子供たちの話を聞きますと、この道路ばかりじゃないよと。要するに、牛池墓地の前を通る子供さんたちもたくさんおるようですから、そこの部分もぜひ、今度墓地ができる場所になりますけれども、ぜひあの道路も含めて考えていただきたいと、通学路よ

ろしくお願いいたします。

6番の質問に移ります。

8月19日から22日にかけて行われた鏡石町小学生県外交流事業についてであります。

(1)番、この事業の趣旨、団員募集の在り方、さらにはその事業の成果についてお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回の小学生県外交流事業につきましては、沖縄県北谷町と鏡石の間で平成4年以降続けられましたスポーツ少年団による交流が行われた歴史を踏まえまして、青少年の健全育成や次世代を担うリーダーの育成を目的として、小学生の県外交流事業を実施したものでございます。

団員の募集に当たりましては、スポーツ少年だけではなく、町内の小学4年生、5年生全体を対象といたしました。最終的に42名の方から応募がありまして、全員には予算がちょっと、関係上ありましたので、抽せんの結果、15名の団員を決定したということでございます。

事業の成果についてでございますが、まず第1としましては、当然、団員が大きながらも無く無事帰ってきたことがまず1つと。2つ目としましては、交流事業を通して団員たちの成長が、行く前と行った後では明らかに違うということでございます。第3としましては、中断していた両町の交流がこれを機会に、広く裾野を広げていけることが期待されるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） それで、(2)、最後の質問になるわけですが、今まではスポーツ少年団同士の交流がずっと行われてきて、今回から町が派遣したという形になるわけですがけれども、これまでの従来のスポーツ少年団同士の交流についてはどのようにお考えになるかということをお尋ねいたします。今回、このような形を取ったのも、北谷町の意向を聞いて、例えばこちらは今まではスポ少でしたけれども、今度我が町はスポ少関係なく町で派遣しますよということ、そういったことを含めて確認したのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

おっしゃるように、この事業の前はスポーツ少年団限定ということで、町のほうも特段関

わりないというのも何か言い方が変ですが、そのことの事業については予算も何もかけないでスポーツ少年団士の交流でございました。

今回、そちらにつきましても、いろいろと話をしていく中で、あくまで北谷町のほうとしてはスポーツ少年団が受け入れると、団が受け入れるという形で。ただ、今回につきましては、町が主体となってやっておりますので、スポーツ少年団というカテゴリーではなくて、やはり全小学生、学年はもう限定されましたけれども、その大きな裾野の中から町の代表として団員を出すと、団員というかスポーツ少年団員じゃなくてこの交流団員を出すということで募集を始めたということと、あと、スポーツ少年団の団員がちょっと減少しているところもありますので、そこで限定しますとますます限定されてしまうということがありましたので、今回につきましては、小学4年生、5年生の希望者で結果的には抽選という形で派遣させていただいたということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） そういうことでしたら、私も理解いたしました。

そのスポーツ少年団関係者からやっぱり心配していたのは、今までスポーツ少年団同士の交流だったのに今回このような形になったんで、次年度以降とかこれからはどうするんだということだと思っております。ですから、最後になりますけれども、今後もぜひ町が全面的に支援していただいて継続していただきますようお願いして一般質問を閉じます。

ありがとうございました。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員の一般質問はこれまでとします。

以上をもちまして、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（角田真美） お諮りいたします。

議事運営の都合上、明日9月7日から9月17日までの11日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、9月7日から9月17日までの11日間を休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

散会 午後 1時23分

第 4 号

令和6年第5回鏡石町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

令和6年9月18日（水）午前10時開議

- 日程第 1 認定第 2号 令和5年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
決算審査特別委員長報告
- 日程第 2 議案第 94号 令和6年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 3 議案第 95号 令和6年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 議案第 96号 令和6年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第 97号 令和6年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第 98号 令和6年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第 99号 令和6年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正
予算（第1号）
- 日程第 8 議案第100号 令和6年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第101号 令和6年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 請願・陳情について
産業厚生常任委員長報告
- 日程第11 総務文教常任委員会閉会中の継続調査の申出について
- 日程第12 産業厚生常任委員会閉会中の継続調査の申出について
- 日程第13 広報公聴常任委員会閉会中の継続調査の申出について
- 日程第14 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 畑 幸一 | 2番 | 中 畠 伸子 |
| 3番 | 熊 倉 正 磨 | 4番 | 東 悟 |
| 5番 | 根 本 廣 嗣 | 6番 | 町 島 洋 一 |
| 7番 | 稲 田 和 朝 | 8番 | 込 山 靖 子 |
| 9番 | 吉 田 孝 司 | 10番 | 小 林 政 次 |
| 11番 | 円 谷 寛 | 12番 | 角 田 真 美 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木 賊 正 男	副町長	小 貫 秀 明
総務課長	吉 田 竹 雄	企画財政課長	村 岡 廣 隆
税務町民課長	根 本 大 志	副課長	菊 地 勝 弘
健康環境課長	大 木 寿 実	福祉こども課長	吉 田 光 則
都市建設課長	根 本 博	産業課長	圓 谷 康 誠
教育課長	大河原 正義	上下水道課長	佐 藤 喜 伸
選挙管理委員会委員長	草 野 孝 重	会計管理者兼 出納室長 農業委員会	菊 地 栄 助

事務局職員出席者

議会事務局長	緑 川 憲 一	主 査	藤 島 礼 子
--------	---------	-----	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（角田真美） 本日の議事は、議事日程第4号により運営いたします。

◎決算審査特別委員長報告（認定第2号）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第1、認定第2号 令和5年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本件に関し、決算審査特別委員長の報告を求めます。

5番、根本廣嗣議員。

〔決算審査特別委員長 根本廣嗣 登壇〕

○5番（決算審査特別委員長 根本廣嗣） おはようございます。

それでは、決算の報告をいたします。

まず最初に、鏡石町議会議長、角田真美様。

令和5年度鏡石町決算特別委員会委員長、根本廣嗣。

令和5年度鏡石町決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、令和6年6月4日に付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定しましたので、会議規則第72条の規定により報告いたします。

開催日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所について報告します。

令和6年9月10日火曜日、開催10時、閉会16時22分、出席者、委員全員、議会会議室。

開催日、9月11日水曜日、開催時刻、9時55分、閉会時刻、16時50分、出席者、委員9名、議会会議室。

開催日、9月12日木曜日、開議時刻、9時56分、閉会時刻、10時53分、出席者、委員9名、議会会議室。

説明者。町長、副町長、教育長、各課長、副課長、担当職員。

付託案件、審査結果、審査経過を順に報告します。

認定第2号 令和5年度鏡石町一般会計歳入歳出決算、令和5年度鏡石町国民健康保険特

別会計歳入歳出決算、令和5年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和5年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算、令和5年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算、令和5年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算、令和5年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、令和5年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算、令和5年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算、令和5年度鏡石町下水道事業会計歳入歳出決算。

審査結果。

令和5年度鏡石町一般会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決しました。

令和5年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定すべきものと決しました。

令和5年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定すべきものと決しました。

令和5年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算、認定すべきものと決しました。

令和5年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算、認定すべきものと決しました。

令和5年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算、認定すべきものと決しました。

令和5年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決しました。

令和5年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決しました。

令和5年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算、認定すべきものと決しました。

令和5年度鏡石町下水道事業会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決しました。

審査経過。

町長、副町長、教育長、各課課長、副課長、担当職員の説明を求め、各会計ごとに審査を行った。主な質疑は、別紙のとおりであります。

審査経過。

令和5年度鏡石町一般会計歳入歳出決算、全会一致で認定するものと決しました。

令和5年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、全会一致で認定するものと決しました。

令和5年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、全会一致で認定すべきものと決しました。

令和5年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算、全会一致で認定すべきものと決しました。

令和5年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算、全会一致で認定するものと決しました。

令和5年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算、全会一致で認定すべきものと決しました。

令和5年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、全会一致で認定すべきものと決しました。

令和5年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算、全会一致で認定すべきものと決しました。

令和5年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決しました。

令和5年度鏡石町下水道事業会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決しました。

意見はなしです。

以上です。報告いたします。

○議長（角田真美） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

令和5年度鏡石町各会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は、一般会計、特別会計及び上下水道事業会計の全10会計決算について、いずれも認定すべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがって、本件は認定することに決しました。

◎議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第2、議案第94号 令和6年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） おはようございます。

ただいま上程されました議案第94号 令和6年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書15ページをお開きください。

このたびの補正予算につきましては、主な歳入といたしまして令和5年度決算による繰越金の増並びに各種国・県補助金などの増、歳出につきましては各種積立金、新型コロナワクチン定期接種予防接種委託料の増、町道等の維持補修工事費の増、中学校プール解体工事費等の増などの増額補正でございます。第1条といたしまして、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3億1,528万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億5,595万6,000円とするものでございます。

第2条につきましては、地方債の補正でございます。

18ページをお開きください。

第2表、地方債補正、1、追加といたしまして、起債の目的につきましては、老人福祉センター解体事業費、限度額を390万円、中学校プール解体事業費、限度額を1,580万円とし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、2、変更といたしまして、記載の目的の町保健センター解体事業費につきまして、限度額を1,350万円から1,890万円に、用排水路整備事業費につきまして、限度額を1,700万円から2,050万円に、町道整備事業費につきましては、限度額を1億3,960万円から1億8,320万円とするものでございます。

補正の詳細につきましては、22ページからの事項別明細書に基づきましてご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫秀明） 以上、提案理由をご説明申し上げます。

ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑ありませんか。

8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 提出議案の31ページになりますが、衛生費の中で、新型コロナワクチン定期接種予防接種委託料が2,877万6,000円、これ対象者が、60歳以上の疾患がある方と65歳以上の健康な高齢者が対象になっていまして、我が町は3,575人ということで、この間お

聞きしました。3,575人を対象とした委託料として2,877万6,000円計上されているわけなんです。実際、もう6回、7回とか打っている方もいまして、定期接種をやはり打ちたいと、打つというふうを選択している方、自分で、その方、実際にその3,575人の中から、実際は全員が打つわけじゃないから、何人ぐらいが打つんでしょう。

そして、5回、6回、7回打っている方もいると思うんですけども、その方がまた定期接種で打つのかどうかもちょっと、その辺がちょっと疑問なんです。町としては、大体その3,575人のうち何人が実際に接種するのかという、見込み数というのは出しているんでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

〔健康環境課長 大木寿実 登壇〕

○健康環境課長（大木寿実） 8番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

30ページ目の新型コロナワクチンの接種でございますが、先ほど議員さんおっしゃられますとおり、今回の対象者につきましては、65歳以上の方、さらには、60歳から64歳で心臓等に障がいございまして身の回りの生活が極度に制限される方ということで、身体障害者手帳の内部疾患1級程度の方という形になってございます。

今回、65歳以上の方につきましては3,572名という形でございますが、今回補正予算に計上させていただきました金額につきましては、今まで予防接種、まず、季節性の予防接種の関係ですが、こちらにつきましては、毎年度2,200人程度が接種されています。さらには、前回、秋接種でございます。昨年の令和5年度の秋接種につきましても2,300人程度が接種されているという状況がございまして、今回、大方3,572名に対しまして、2,200名ぐらいの方が接種されるだろうというようなことを見込みまして、今回この2,200名分という形で計上させていただくというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 込山議員の再質疑を認めます。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 実際、町のほうでは2,200人が接種するだろうという見込みなんですけれども、それに対して3,000万近い予算を計上しているわけなんです。県外接種交付金も混ぜると、もうかなり、3,000万円を2,200で割ると、1人当たり結構すごい金額になるんです、単純に計算して。

それで、今後定期接種になるのは、私は一般質問で言いましたけれども、レプリコンワクチンという、自己増殖型という、かなりちょっと専門家の中では危険視されているワクチンが薬事承認、9月12日になりました。今まで町のほうでは、副作用とか副反応で健康被害救

済制度という利用した方は実際にいるのでしょうか。全国的に、今月9月13日時点で厚労省発表によりますと、新型コロナワクチン健康被害救済認定者数というのは8,108件出ているんです、全国で。そのうちに死亡者が818人出ているんです。そうすると、かなり結構ワクチンが原因で亡くなっている方や重篤な副反応をしている方、全国にいらっしゃって、今年の4月に国を相手に訴訟が起きているんです。ワクチンが原因で死んだ、その遺族の方13人が国を相手に提訴している、今裁判中なんです。だから、やはりワクチン自体が、安全かどうかというのは今疑問視されているわけなんです。

そういった意味で、やはり打つ、打たない、最終的に個人が判断しますけれども、デメリットのほうをやはり町はもっと公にして、こういうふうなデメリットもありますけれども、打つのは最終的な判断ですよというふうにしておかないと、このワクチンによる副反応が、遅行性といってすぐ出ない人もいます、1年とか、半年、1年とか。そういうのは因果関係も認めるの難しいわけなんです。ただ、今、全国的にこれだけワクチンが問題になっているわけですから、やはりそこは慎重にならないといけないと思います。

先ほど2,200人が打つだろうという話ですが、そこは先ほども言いましたが、ワクチンのデメリットというのをちゃんと公にして、それで打つ人は最終的に個人の判断だと、それはやっぱり町として言う必要があるのではないかと。

予算の関係で、どうしても国から1,800万ぐらい交付金は出ているかもしれませんが、余ったら返還するのでしょうか。もし打つ人が数少なく、もらっている交付金というか、返還するのでしょうか。まず、それをお聞きします。

あと、そのデメリットを公表するかどうか、町として。その2つをお聞きしたいと思います。

○議長（角田真美） 込山議員の再質疑に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

〔健康環境課長 大木寿実 登壇〕

○健康環境課長（大木寿実） 8番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

まず1点目でございますが、デメリットを公表といいますか、情報を伝えるべきじゃないかということでございますが、やはり当町としましては、国からの情報というものを的確に町民の皆様方には伝えていきたいと考えております。

なお、国のほうにつきましては、やはり有効性であったり、安全性、やはりそのワクチンを打つことによってどういった効果があるのか、どういった安全性があるのかということも含めた中で、町民の皆様方には、これまでも情報を提供してきたというところでございます。

今後につきましても、デメリットの部分というところに特化するようになりますと、やはり町民の不安を逆にあおってしまうというような状況も出てくるのかなというのがございま

す。ですから、それにつきましては、やはり判断しますと、有効性、さらに安全性、そういったものを含めた中での情報の提供というものは、今後も国からいただいたものを町民の皆様方には伝えてまいりたいというところでございます。

続きまして、2点目でございますが、その補助金の関係でございます。

これにつきましては、あくまでも実績での報告となりますので、今現在、この補助金が町のほうの会計に入っているというわけではございませんので、これにつきましては、接種された方についての実績を報告した中で国のほうから交付されるというものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ただいまの普通予算に1つ質問をさせていただきます。

29ページの中段に、老人福祉センター解体工事設計業務委託440万になっています。その次のページに、31ページ、鏡石町保健センター解体工事が602万3,000円とあります。私、いつも見て不思議といいますか、疑問に思うのは、600万で解体工事ができる工事が、設計見積りで400万がかかるというのは、我々の常識ではちょっと高過ぎるんじゃないかと。単に机の上でできるような仕事が、600万の工事費に440万もかかるというのは、かなりこれはもう少し町はメスを入れなくちゃならない数字じゃないかと、いろんなもの出ています。例えば、私も疑問に思っているのは、今度の池ノ原の墓地の土地代よりも高いような設計業務委託料がかかっているんです。もう少しここはきちんとやっているのかどうか、お尋ねいたします。

以上です。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

〔健康環境課長 大木寿実 登壇〕

○健康環境課長（大木寿実） 11番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

町健康センターの解体工事でございます。こちら602万3,000円という形で計上させていただいておりますが、こちらにつきましては、当初予算の中で1,250万を計上させていただいておりました。今回設計業務を行ったところ、アスベストの含有調査を行ったところ、建築部材の一部にアスベストが含まれているという状況が確認されたということで、除却と、さらには廃棄の処分をするためということで600万の補正をさせていただきました。補正後の額につきましては、工事請負費といたしましては1,852万3,000円という形での工事のほうの発注を考えているところでございます。

あと、墓地の関係でございますけれども、墓地につきましては、今回、関連事業費を上げさせていただいております。979万8,000円ということでございます。こちらの用地費につきましては、前回の全員協議会の中でもご説明させていただきました。その中で、鑑定士のほうの調査を行いながら単価を決定したという状況もございます。設計等につきましても、やはりこれはこれから改めて設計を始めるということで、境界測量であったり、現地測量、こういったものを行わなければ、やはり墓地のほうの現状のほうの設計が作れないということもございますので、今回、設計の委託業務も併せて計上させていただくというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） 11番議員の質疑にご答弁申し上げます。

議員さんのご質問の中で、29ページの老人福祉センター解体工事設計業務委託費440万と、次のページ、31ページのこれにつきましては、保健センターの解体工事でございます。ですから、全く違う工事名でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） 新型コロナ定期接種についてお伺いしていきたいと思います。少々長くなるんですけども、ちょっとお付き合いくださいませ。大事な話ですので。

コロナワクチンにつきまして、VERSUS11報という資料がございます。こちらは、厚生労働省が補助金をつけて、正式に国内のコロナワクチンの臨床研究を行っているものでございます。長崎大学熱帯医学研究所が中心となり、全国の医療機関の協力の下、2021年から、ワクチンを打った人、打たなかった人がどうなったのかを調べ、ワクチンの国内の効果を研究しているものであります。

さて、報告が出続けて、これで11報目ということですが、この11報に大変興味深い情報が載っておりました。この11報は、オミクロン対応1価ワクチンの発症予防効果と入院予防効果を調べております。様々な条件で調べているんですけども、この中で、こういう項目と結果がございました。XBB.1.5、いわゆるオミクロン対応1価ワクチンの発症予防の有効性は、16歳から64歳において、接種完了後90日以上でマイナス18%、さらに、65歳以上のXBB.1.5、オミクロン対応1価ワクチンの新型コロナワクチン未接種と比較した場合の有効性は、接種完了7日以上でマイナス11.1%でした。一方で、XBB.1.5、オミクロン

対応1価ワクチンの入院予防に対する有効性は、44.7%となっております。こちらは、60歳以上に限定して調べたものです。入院予防の有効性が44.7%、決して高いとは言えませんが、効果があるということは分かりました。しかしながら、XBB.1.5の発症予防効果は、あろうことか、ときにマイナスになります。マイナスになるということは、一般的に考えて、コロナワクチン未接種の人よりもコロナにかかっていることを示していると思います。具合の悪い人がちょっと増えますが、入院予防は少しできます。つまり、あまりひどいことにはなりませんということなんでしょうか。

さて、ここで質問です。

新型コロナは、令和5年5月から5類感染症へ移行したと思いますが、同じく5類であるインフルエンザの予防接種も、具合の悪い人を少し増やすんでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

〔健康環境課長 大木寿実 登壇〕

○健康環境課長（大木寿実） 2番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

令和5年5月8日から、2類から5類に移行されたということでございます。今後、ワクチン等、この10月から定期接種が始まります。この定期接種につきましては、予防接種法のB類疾病に位置づけられて定期接種という形になってございますので、これにつきましては、もちろん国のほうで季節性のインフルエンザと同様の接種を行うということでございますので、患者数を増やすのかどうかという部分につきましては、これは私も専門的な部分ではございませんのでお答えできないということで、この辺にはご了承いただきたいと思いますが、あくまでもこの定期接種といいますのは予防接種ということになりますので、やはり発症の予防、さらには重症化の予防、さらには蔓延の防止ということも含めた中での趣旨であるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 中島議員に申し上げます。

議会規則第50条で、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならないということになっておりますので、その辺をまず注意申し上げます。

あと、ただいまの質問ですか、それとも反対討論なんでしょうか、その辺をはっきりしてください。今のは反対討論ですか、質問ですか。

〔「今のは質疑です」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑ですね。

2番、中島議員。

中島議員の再質問を認めます。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） 健康環境課さんのほうから内容については分からないとは言われたんですけども、厚生労働省の資料に載っていたものであります。前回に私がこのワクチンは本当に効くのかということを議会で聞いたときに、厚生労働省のホームページに資料があるからご覧くださいと健康環境課さんのほうに言われて、厚生労働省にいきましたら載っていた資料でございますので、なかなか分からないと言われるのはしんどいかなという気はするんですけども、なお、質疑をもう1つお願いいたします。

このXBB.1.5、オミクロン対応1価ワクチンを打ち、発症予防の有効性が下がってしまった人は、やはり同意書に確認して、自分でサインをして打ったものですから、これはやはり自己責任ということになるのでしょうか。あるいは、救済することならば、どのようにして救済が可能なのでしょう。休業補償などになるのでしょうか。しかしながら、やはりインフォームド・コンセントはしっかり行われたはずですから、人々から不満は出ないということになるのでしょうか。いずれになるのでしょうか。

○議長（角田真美） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

〔健康環境課長 大木寿実 登壇〕

○健康環境課長（大木寿実） 2番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

XBB.1.5ワクチンにつきましての自己責任かどうかというところにつきましては、やはりこれにつきましては、強制での接種ではなかったということでございます。あくまでも自己判断の中で接種をしていただいているという状況もございますので、それにつきましては国のほうでも、先ほど込山議員のお話もありましたが、予防接種後の健康被害救済制度というものがございます。こちらのほうに制度のほうございますので、もしその接種後、体調が悪くなったとかという状況があれば、申請をしていただいで、国のほうで第3機関の中で審査をした中で認定されるということになります。ですので、こちら、もしそういった方がいらっしゃるんであれば、やはりかかりつけ医にまずご相談していただいで、そこでどういう状況かということも判断していただいた中で、こういった制度のほうを活用していただきたいというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかにございますか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） まず初めに、この場をお借りしてですが、私の新型コロナ感染に伴って、多くの方々にご迷惑をおかけいたしましたことを心からおわび申し上げます。

それでは、議員としての仕事をさせていただきますが、質疑に入ります。

補正予算26ページ、27ページでございまして、ここから、5つ、6つほど質疑の段階でおただしをさせていただきたいことがございますから、順次申し上げてまいりたいというふうに思います。

26ページ、上段のほうにあります、レンタサイクル管理業務委託ということで13万2,000円が計上されているわけでございますけれども、この事業の内容、委託ということでありますけれども、その内容はどのようにして行われていくものなのか、簡潔にご説明願いたいというふうに思っております。

その下のほうになります、公共施設等Wi-Fi整備事業でございます。

既に町内にも何箇所か、いわゆる無料Wi-Fiのアクセスポイントが設置されておるかというふうに思うんですが、これまで何箇所にあるのか。そして、今回整備ということでございますけれども、そういったところが増えるのかどうか、その整備事業の内容をたださせていただくものでございます。

さらに、28ページ、29ページに移りまして、中段にございます、健康福祉センター維持管理事業ということで、健康福祉センター防犯灯設置工事ということで143万計上されております。既に健康センターの周囲には、明かり、照明が、夜間も必要数照らされていると思うんですが、今回どこに追加するのか、幾つ、なぜ今回このような追加工事を行うことにしたのかという根拠をお尋ねいたします。

次の30ページ、31ページに移りまして、先ほどから込山議員、中畠議員から質疑が相次いでおりますが、新型コロナワクチンの定期接種が10月1日から間もなく開始されることになろうかなと思います。なかなか今回の事業が、いわゆる町としては、その在り方というのが、スタンスが今までとは違うと。これまででは町が主導でやってきたものを、今度からは、町はあくまでも情報提供、あるいは、制度上の問題について各医療機関にお知らせするような立場にあるんだというふうな形で、今回からは変わりがあったというふうに私は認識しておるんです。

そういう中であって、私どもも、町内の各医療機関では10月1日から行われることになるかと思うんですが、今のところ私どもの医療機関のほうにも、まだその具体的な内容が、情報が提供されてきておりませんので、その辺の情報周知の時期等についてのめどが立っているかどうか、お尋ねをしたいというふうに思います。

32ページ、33ページでございまして、中段下にあります、岡ノ内池下排水路改修工事でございます、この岡ノ内の池の1、2という形であって、震災以降、あるいはその後の余震、あるいは様々な地震のときから、あのところの土砂崩れというか、それがちょっとひどくて、私も近隣住民から相談をされて、二、三年前からずっと言われて、一応町の当局にも

お願いをしたりして、このような形でどんどん整備してもらっているわけですが、実際、その着工するまでにもかなり時間がかかって、ようやくここに来て、数年間にわたって急速にこうやって進められていただいているのは本当ありがたいなど、これ地域住民の声でございます。安心して住めるようになったというふうに言うておられましたので。ちょっと私も最近見に行っていないんですが、これまでどのような形であの部分がこのように改修工事を経て、災害防止の対策としてやってきたのか。そして、今ちょっとどういう状況にあるのか、私見えていませんが、今の状況をちょっと教えていただいて、この排水路工事を、改修工事を行うことによって今後どうなるんだろうというふうな展望を教えてください。これで終わりなのか、あるいは、さらにこの後も予定しているものがあるのかどうかということでございます。

その下でございます、町道舗装修繕工事ということで、説明資料6か所ということで承っておりますが、臨時全協ではお尋ねしませんでしたけれども、この補正予算4,600万で、6か所ほど町道舗装されるということですが、その箇所を教えてくださいということでございます。

34ページ、35ページに移りまして、中学校の学校管理費の件について2つほどおただしさせていただきます。

1点目が中学校野球用ベンチ増設工事でございます、これにつきましては、先般の臨時全協の中でも私の考えをお示ししたりしながら、質疑、意見の中で話をしましたし、執行のお考えもよく聞いたところでございます。そしてまた、一般質問の中においては、今年のバックネット裏のベンチについての経緯、設置までの経緯についても詳しく教えていただいたところでございました。

そして今般、新たに1塁側、3塁側に合計443万円のお金を投資してベンチを作るということでございますが、その内容について幾つかお尋ねしておきます。

1点でございますが、このベンチについては、固定式のものなのか、可動式のものなのか。もし固定式だとすれば、それが固定されることによって、諸般の行事、あるいは、他の部活動、あるいは、他の目的等に邪魔になるものにならないかどうかということをお尋ねをいたしたいというふうに思いますし、そして、バックネット裏のベンチが、今申し上げたとおり1,000万ほどかかっていますよね。そして、今回443万ということで、合計1,500万弱のお金がこの野球部の部活動に、いわゆるお金を町としてはかけるということでございます。

もちろん教育にかけるお金、これは大事でございます、それについては反対するものではないんですが、野球部の活動に町は1,500万を投ずるということになったわけです。去年と今年でなるわけです。ベンチを作って1,500万。そうしますと、他の部活動、例えば、屋外ではサッカーとか、ソフトボールはなくなっちゃったということなんで、サッカーがあり

ますし、屋内は、バスケットボール、バレーボール、剣道、卓球等といろいろあると思うんですが、その辺への支援というものも、やはり均衡を、バランスを考えた上では考えていかなくちゃならないと。ハードの面での設備、今回はハードの面での投資ということになります。ハードだけではなくてソフトの面での支援も、ほかの部活に対してもやっぱりバランスよく考えていかなくちゃならないということもありますから、昨年、例えば中体連の出場権とかというのは、これ軒並みやっているんでしょうけれども、他の部活動への支援というのも、できれば今年度中に考えていかないと、去年と野球部に1,500万もかけていけば、もうそろそろほかの部活の方々からも声が上がってくるんじゃないかという気持ちになります。

これは、ちょっと執行の方々のことを危惧して私は申し上げておりますから、その辺の考えがあるのかどうか、均衡バランスを保って予算取りをしたのかどうかということでございます。

プール解体工事、その下についてお尋ねいたしますが、これについては、私の聞き漏らしがあるかもしれませんが、更地になるまでの経費、次の目的にすぐ使えるようになるまでの経費、簡単に言うと、きれいにしてもらうまでの経費、それまで全て含まれているのかどうかということをお尋ねをしたいということでございます。

これについても、私は内容としては賛成なので、それをできるだけ安くやってもらいたい。そして、またすぐ更地にしたらば、次の目的に使うという町の考えも既にあるようですから、その辺、まず金額の面をお尋ねをいたしたいというふうに思います。

以上、何点かになりますが、質疑の段階でお尋ねをいたしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（角田真美） ここで、換気のため、11時5分まで休議いたします。

休議 午前10時58分

開議 午前11時03分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

ただいまの吉田議員に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

レンタサイクル管理業務委託でございます。

この事業につきましては、鏡石駅にレンタサイクルを設置するという事業でございます。そのレンタサイクルの管理をしていただく業務となつてございまして、これにつきましては、かんかんてらすのほうへ業務委託をしまして、貸出し業務をしていただきたいということで

計上させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 企画財政副課長。

〔企画財政副課長 村岡廣隆 登壇〕

○企画財政副課長（村岡廣隆） ただいまの9番議員の質問にご答弁申し上げます。

公衆Wi-Fiの設置箇所ということでしたが、既存Wi-Fiにつきましては9か所ございます。今回の図書館につきましては、既存Wi-Fiの拡張、更新拡張ということとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員の質疑にご答弁申し上げます。

私のほうからは、29ページの健康福祉センター防犯灯設置工事143万円の内容について申し上げます。

健康福祉センターは、北側及び西側に、防犯灯、街路灯、全くございません。それで、もう本当に夜間になると暗いというような状況でございます。西側の道路に関しましては、今年度補正予算で、街路灯管理組合の街路灯3基分、そちらを設置する予定になっております。それで、北側、センターの敷地と北側に調整池ありますけれども、そこが全く街灯等がなく、真っ暗い状況で、職員の駐車場があそこに一律に並んでいるものですから、大変不便を来しているというような状況で、あそこにソーラー型のLED防犯灯5基を設置する予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 健康環境課長。

〔健康環境課長 大木寿実 登壇〕

○健康環境課長（大木寿実） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

31ページ目の新型コロナワクチン定期接種でございますが、こちらにつきましては、自治体向けの担当者の説明会が9月24日に開催されることとなっております。こちらの説明会の中で、今後の定期接種についての内容のご説明があるかというふうに考えてございます。

さらには、須賀川医師会のほうでございますが、こちらのほうでも情報等を持ってございまして、今現在、その10月1日から行われる定期接種に関する、取り扱っていただける医療機関のほうを取りまとめているという状況等もございまして、そういった情報につきましても随時町のほうには報告をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（角田真美） 都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず1点目でございますが、岡ノ内地域につきましては、ご質問のあったとおりに、震災後、幾つかの災害復旧工事を行ったところございます。最終的には、岡ノ内1と2という2つの池がありまして、その2池について埋立てをして、完了したところでございます。

今回の補正ですが、こちらにつきましては、高速道路をまたいだ西側に水田がございます。そちら排水が流れておりまして、そちらの排水路が一部水田に越水するという状況でございますので、その修繕のための補正予算となりますので、ご理解いただけたらと思います。

2点目の舗装工事の内容でございます。

全部で6か所となります。1か所目が、久来石地内の4号線のスタンドでございますが、そちらの久来石蓮池・行方線のガソリンスタンドの北側、大分傷んできていますので、そちらの一部。さらには、旧県道、豊郷地内になりますが、その旧県道から北側に入った道、これも大分傷んでおりますので、そちらの箇所が2か所目。3か所目が、東部工業団地ですが、こちら成田運輸の周辺、こちら也大分傷んできていますので、舗装の修繕を行う。4か所目が堀米線になりますが、こちらの農免道路から藤島牧場に入ったところが大分よれてきているという状況ですので、そちらのよれも大きくなっていますので、その修繕を行うということです。5点目が、こちら役場前の交差点、ご存じのように、ちょっと大分傷んできております。その修繕工事を行いたいというように考えています。最後、6か所目でございますが、こちらは、鏡石スマートインターチェンジ下り線から県道までのところ。こちら、以前、ご質問ももらったところでございますが、そちらをちょっと修繕したいということで、計6か所を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） それでは、9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

34ページ、35ページでございます。

中学校費の学校管理費でございます。

まずは、中学校野球用ベンチ増設工事の内容でございますが、お尋ねのベンチにつきましては、まず固定式というふうに考えてございます。それで、こちらにつきましては、以前にもご説明をいたしました。今現在使っているU字溝の関わりに設置をしていくものということで、大きさ的にも同じような大きさになりますので、現在の中学校の学校生活上ではちょっと邪魔にはならないかなというふうには考えてございます。

また、他の部活動への支援というふうなお話でしたが、こちらにつきましても、当然学校との協議を進めながら、ほかの部活動につきましても、今までどおり、また、これからも支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

それでは、最後にプールの解体工事でございます。

今回の解体工事の内容につきましては、主にはプールを更地にしていくというふうなものでございまして、まずは、そのプール本体の解体と、そのほか、そこには更衣室、トイレ、またポンプ室などがございますので、こちらにつきましても解体をしてまいります。あと、プールですので、若干その埋め戻しをさせていただきまして、それで今回の解体工事につきましては終了と。引き続き今後は利活用というところで、今現在は学校の駐車場といったところをちょっと考えてはございますが、こちらにつきまして必要な工事につきましては、次年度以降というふうな中で検討してまいりたいというふうに考えているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員の再質疑を認めます。

なお、発言の内容ですけれども、全て発言は簡明にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 簡明にお尋ねしましょう。

では、レンタサイクル管理業務委託ということですが、貸出し業務かんかんてらす、何台を、1人当たり、時間単位なんでしょうけれども、どのぐらいの料金でお貸しするような形で預けるのか。そういったことも全部含めて、かんかんてらすというか、ほかのところに委託するのかどうか、それをお尋ねをしたいというふうに思います。

あとは、先ほどの健康福祉センターの防犯灯の件については、これ実は、私もよく今思い返せばそのとおりだなと思って、西側、北側、本当に暗いです。特に北側真っ暗で、私もこの前犬を連れて散歩していたんですけれども、これも数日前ですけれども、真っ暗で、そこを歩いている人に対してうちの犬がほえるものですから、かえってスタッフの方に迷惑をかけてしまったと思って申し訳なく思っています。防犯灯もつけば、さらによくなるんじゃないかなと思っています。

すみません、お尋ねするところは、町道の補修6か所説明いただいて、6か所目は、私が一般質問で言っていたところを実現するということだと思うんですけれども、これはいいとして、独り言です。

34、35ページ、中学校野球用ベンチ、重ねてお尋ねをしますが、固定式のベンチ、U字溝に代わるものを造るんだということでございます。確かにU字溝、私も見てきましたけれども、U字溝を使ってベンチにしていると、ベンチ代わりにしているということですよ。

これは本当に、私はこれではいけないという気持ちは、そのとおり理解できました。

実際、ベンチが必要なんだということになったときに、私もほかの中学校をちょっとちらっと見てきたり、あと、ほかの野球の行事とかちょっと見てきたりして、あと、ほかの野球関係者にいろいろ聞いたんですけれども、例えば、こういうものは鏡石中学校の野球部グラウンドにできるんだという話をしたらば、いろんないいんじゃないのという声もありましたし、ちょっと少しお金のかけ過ぎなんじゃないかと。固定式でなくて、可動式で逆にそういったものを必要に応じて使うのが現実的なんじゃないのかなんていう話もあったりしました。極端な話をすれば、ちょっとやはりお金の問題を心配しているような方もいました。

テントとか、タープというんでしょうか、そういったものを使っているところが結構多いようなので、可動式のベンチ、プラス、テントないしはタープ。要するに風、突風対策のものをついたものをつけるのが大多数というか、多くそういうのが使われているようなんです、野球のイベント。ですから、中学校の部活動のレベルではそれぐらいがいいんじゃないのかなというのが現実的なんだと思うんですが、あえてその固定式で、私から言わせれば、そこにある意味球場を造るような形に考えてしまっているんですけれども、その辺について検討されなかったのかどうか、お尋ねをしたいことでございます。

以上、お尋ねをいたします。よろしくお願いいいたします。

○議長（角田真美） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の再質疑にご答弁を申し上げます。

レンタサイクル事業でございますが、考えておりますのが、スポーツタイプのクロスバイク、これを5台、あと、一般的なシティーサイクルと言われているものを、大人用と子供用と2台ということで考えてございます。

貸出し場所が鏡石町コミュニティーセンターということで、かんかんてらすということでございます。

貸出し時間でございますが、かんかんてらすの営業時間内に合わせていただきまして、午前9時から午後7時までと考えてございまして、貸出し料につきましては、今のところ無料ということで考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

そのテント、タープといったものは検討はしなかったのかというふうなご意見かと思いま

す。

今回設置しますのは、学校のほうで常時使っていくものというふうを考えてございます。そうした場合ですと、可動式といったものにつきましては、やはり安全性の確保がちょっとできないかなというふうなところを考えてございますので、あくまで固定式のものを設置していきたいというふうな考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員の再々質疑を認めます。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 再々質疑でございます。最後の発言でございますけれども、これは町長に最後お尋ねをしたいというふうに思っております。

先ほど来から私、中学校の野球部に対して今回は443万7,000円の、これはある意味、子供たちへの投資ですよね。そして、昨年ベンチ関係については1,000万ということで、これは前の遠藤町長の頃から話があったなんてことで、この前説明があつて、実際、昨年完成を見たわけでございますけれども、実際ここ2年ぐらいで1,500万のお金がかかることになるというのが現実的、この補正予算が通れば、なるわけです。

そしてまた、先ほど申し上げましたように、他の部活への支援もやっぱり同じように考えていかなくちゃならないということで、いずれにしてもそういうものを合わせると、子供たちへの投資、未来を担う子供たちへの投資ということで、これはある意味、町長の英断であるし、逆に大決断でもあると思うんです。今回の補正予算の全体で見たときに、あるいは、先ほど見た、私決算はお休みさせてもらいましたけれども、ここ2年ぐらいのやつ見たときに、この子供たちへの思いというのが伝わるような、この今回の補正予算、この内容だというふうに私は思っているんです。

ですから、これまで全協等でも説明いただいたんですけれども、その子供たちへの思いというものをもう少し強く言っていただければ、私もこの補正予算には賛成できる。逆にちょっと今の状況という、それがちょっと弱いかなと、逆に説明不足かなという部分もあるので。そしてこれは逆に、町長はこういうふうにしたいんだということでの決断の表われだと、決意の表れだと思つて、子供に対する思い、これからの将来を担う子供にかける思いというのを聞かせていただければ、私の自分の賛成、反対の参考にしたいと思いますので、ぜひそれをお尋ねいたしたいと思つています。

以上です。

○議長（角田真美） 吉田議員の再々質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 9番議員の再々質問にご答弁を申し上げたいというふうに思います。

いわゆる子供たちへの思いというふうなご質問でございますけれども、子供たちは、私は常々、町の宝であり、町の未来だというふうに思っています。子供たちに投資するお金については、子供が生存する限り残っているわけでありまして、鏡石町で育ち、大人になり社会に貢献していくというふうなことであれば、そちらにけるお金というのは無駄ではないのかなというふうに思っています。

そんな関係から、鏡石町に育ち、そして、社会に行く、ここに住むというふうな子供たちもおりますし、それから、ここから育って、いわゆる中央に行く子供さんもいますし、全国に行きます。でも、鏡石町出身というのは変わりありませんので、鏡石町で育ち、そして、教育できたというふうなことは残っていくのかなというふうにも思っておりますので、そういう部分では、予算については非常に貴重な予算ではありますけれども、かけるものは無駄ではないというふうに私は考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質問ございませんか。

小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） まず、27ページでございますが、これの10目情報政策費の説明の中の管理備品なんですけれども、これの中身をお願いしたいと思います。もし、これが増設というか、増額みたいであれば、全体で幾らなるのか、数です。

それから、33ページです。

これの4目地域農政活動費の説明で、新嘗祭関係の補助金が増額になってはいますが、これの増額の理由です。

それから、下になりますけれども、公共施設等適正管理推進事業の町道街路灯更新工事、これは何箇所なのかと、どの辺なのか。

それから、その下にありますが、道路区画線補修工事、これも同じです。場所はどの辺なのか。

以上でございます。

○議長（角田真美） 小林議員の質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政副課長。

〔企画財政副課長 村岡廣隆 登壇〕

○企画財政副課長（村岡廣隆） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

情報政策費の経常行政経費、管理備品についての内容でしたが、こちらはパソコンの購入費になります。台数としては1台でございますが、こちらは、町の広報紙を作成するパソコ

ン、非常に現在古いものになっておりまして、こちらを更新するものでございます。広報紙を作成するパソコンは特殊なパソコンでございまして、非常にあれだけで町の広報紙を作っているものですから、ハイスペックなパソコンを準備する必要があるということで、こちらのほうの金額になっているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 産業課長。

〔産業課長 吉田光則 登壇〕

○産業課長（吉田光則） 10番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

私のほうからは、33ページ、新嘗祭献穀米事業補助金の増額ということです。

こちら、この経費に関しましては、9月30日に予定をされております抜穂式の係る経費、それから、皇居のほうへ献穀というふうな形で、圃場の成田の添田さんが行かれますが、こちらの皇居に行かれる経費の助成というふうなものが内容という形になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） 10番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず1点目でございますが、街路灯の更新箇所でございます。こちらは、県道高架橋下、南側が1か所、あとは、図書館向かいのところは1か所、合計2か所となります。

続きまして、区画線の補修でございますが、こちらは、県道高架橋下から熊野神社までの両側の外側線、こちらを引くものでございます。

以上、ご質疑に対してご答弁申し上げます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

小林議員の再質疑を認めます。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） すみません、先ほど1ページちょっと抜けたんで、31ページでございます。

その一番上、国民健康保険関係のその他繰出金3,000万ですけれども、これの内訳です。どういうものに充てるのか。

それから、その下で、食育推進奨励金支給事業27万4,000円。これ増額になるんですか、その詳細と、総額的には幾らになるのか。

それから、一番下、一般廃棄物収集業務委託料、これちょっと前に聞いたかなと思うんですけども、この800万円の減額です。これはどのようなものかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 小林議員の再質疑に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） 10番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

31ページのその他繰出金3,000万円でございますが、こちらにつきましては、健康福祉センターの建設事業の精算に伴いましての一般会計からの繰出金ということになります。こちらのほうにつきましては、国保基金のほうに積み立てていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 10番議員のご質疑に対しまして答弁申し上げます。

31ページの食育推進奨励金支給事業27万4,000円の補正増でございますが、今般の物価高騰に伴いまして給食費の食材が高騰しているということで、国の補助単価が4,700円から4,800円に100円アップになりました。それに伴いまして、幼児228名分の1年分ということで補正増をするものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 健康環境課長。

〔健康環境課長 大木寿実 登壇〕

○健康環境課長（大木寿実） 10番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

一般廃棄物収集業務委託料の800万減でございますが、こちらにつきましては、令和6年6月から新たに3年間の長期継続の契約を締結したことから、令和6年度分の委託料につきまして、契約の実績に伴いまして減額するものでございます。当初予算が4,050万に対しまして、契約額が3,242万2,500円となっておりまして、800万の減額という形にさせていただいたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、討論がある場合は、原案に反対の発言を許します。

2番、中畠伸子議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） すみません、また少々話が長くなるんですけども、大事な話なので聞いていただきたく思います。

今回の一般補正予算には、新型コロナワクチンの助成金が含まれています。新型コロナは、私が先ほど質疑で述べたとおり、ただいま2類相当ではなく5類であります。であるにもかかわらず、学校等では、最近またコロナがはやってきたとあって、子供たちにマスクをするよう言っているようです。新型コロナが5類になって以降、文部科学省では、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの7ページ目において、教職員がマスクを着用する、または、児童生徒に着用を促す場合でも、推奨はしても着用を強いることにはないようにとっております。しかしながら、現実的には先生が、持ってくるように、マスクをしましょうという言葉で、児童たちは強要と受け取っていると思います。そのことについても、次の機会には教育委員会及び教育課の皆様にご伺いできればならないと思いますが、まず、今回はワクチンについてであります。

インフルエンザワクチンとコロナワクチンの予防接種の健康被害救済制度の申請状況は、全く次元が異なっております。毎年数千万人が接種しているインフルエンザワクチンの健康被害の審査件数は年100件前後ですが、新型コロナワクチン接種は、2024年1月末までで、申請だけで1万件を超えています。新型コロナワクチンが日本で承認を受けたのは、2021年2月であったはずですが、その間、1万件以上の申請があり、今年1月時点で6,000人以上が健康被害を認定され、約3,000人が審査中です。2024年1月時点で、新型コロナワクチンの健康被害の申請は、接種した人間の1万人に1人が行っている計算になります。

しかしながら、これでさえ氷山の一角と言われております。なぜなら、この健康被害の認定には、医師の診断書をはじめ、書類を多く提出しなくてはならず、その書類の全ては、被害者自身が、あるいは、被害者が亡くなっていれば亡くなった方のご遺族が、自分でかき集めなくてはならないからです。病院の受診記録を医者からもらい、診断書をもらい、医療費の領収書をかき集め、請求書を添付して町へ送付しなくてはなりません。亡くなった方のご遺族は、もちろん死亡診断書も必要です。予防接種を受ける前に健康だったことを証明するカルテも必要です。これだけそろえて町に提出して、町村や病状によっては、もっと書類が必要だそうです。それで、やっと申請できるんです。もしかして予防接種の後から調子が悪いんじゃないかとうっすら思っているだけの人は、申請もしていません。この人たちは、永久に闇の中です。数字には表れておりません。

なお、公的データから算出しましても、65歳以上の新型コロナの致死率は確かに低下しているものの、65歳未満の致死率は、未接種で0.04%、1回接種者で0.06%、2回接種者で0.08%と、2回まで打つごとに死亡率が上昇しており、当時新型コロナが2類相当だった

ことを考慮してもまだ、認可してもいいワクチンとは思えるものでありません。

これを、お年寄りはまだしも、日本小児科学会が生後6か月からワクチン接種をいまだに推奨しておりますことが私にはいまだに理解できないわけではありますが、2回接種以降、接種者の死亡率がどうなったのかということについては、厚労省は、この後急に接種者とコロナ死者のデータの発表をやめたため、誰も計算できなくなっていました。

このことについて、コロナ禍以降にワクチン問題研究会という学術団体を立ち上げました福島政典京都大学名誉教授が、現在厚労省を提訴し、ワクチン接種者と未接種者における重症化率と致死率のデータ開示を求めて争っております。新型コロナから国民を守るために、厚労省と政府は、つい最近まで誰も打っていなかったすばらしい次世代のワクチンを導入したはずです。そして、それをワクチン接種推進担当大臣という役職までつくり、ユーチューブタレントとコラボまでし、全国民に打つことを勧めました。その華々しい成果は、大きく公表されるべきではないでしょうか。なぜ厚生労働省は、このデータを訴訟に持ち込まれてまでも開示したくないのでしょうか。

なお、先ほど私は、65歳以上の致死率の改善については効果があると述べていますが、これはデータ上事実であります。しかし、それはコロナでは致死率は改善しているという話であります。なぜコロナでは致死率は改善しているというのか。それは、ワクチンが始まった2021年と2022年で、日本では大幅な超過死亡を出しているからです。超過死亡とは、毎年の死亡者数を基に、今年はこれくらい亡くなるだろうと考えられる値よりも多く亡くなってしまった人々のことを指します。日本が行動宣言をした2020年、超過死亡はマイナスでした。ところが、2021年は超過死亡は5万人となり、2022年は約10万人が超過死亡となっています。これについて、小島勢二東京理科大学名誉教授は、人口500万人以上の39か国を対象に、重回帰分析を用いてデータを解析した結果、ワクチンの追加接種が多い国ほど超過死亡が多いという事実を突き止めました。これが、2023年4月26日、アゴラ言論プラットフォームに載っています。

ちなみに、2023年ですが、超過死亡は起きておりません。なぜかというところ、厚生労働省は、2021年から2022年のデータを踏まえ、死亡予測を上方修正したからです。なぜ急に厚生労働省は死亡予測を上方修正しなくてはならないほど2021年と2022年に死者数が増えたのかについて、コロナの死者が増えたためと述べていますが、2022年の時点でコロナ肺炎は激減し、コロナ病床は空いており、病床使用率は最大でも50%しかありませんでした。さらに、これらの人工呼吸の実施率は10%未満でした。

○議長（角田真美） 中島議員に申し上げます。

あとどのくらいかかりますか。

○2番（中島伸子） あと4ページです。

○議長（角田真美） 第50条に書かれています。発言は全て簡明に、発言は。言うなどは言うておりません。簡明にお願いいたします。

○2番（中島伸子） 次に、武見厚生労働大臣は、近年の急激な死亡者数の増加は、高齢化によるものであると発言しました。これについても、前述の小島勢二氏が、アゴラ言論プラットフォームで検証しています。タイトルはそのまま、「武見大臣発言「日本の超過死亡の原因が高齢化にあることは明白だ」は本当か」です。検証結果は恐ろしいものでありました。厚労省が急ごしらえした死亡予測ではなく、コロナ禍前の平均値から算出した超過死亡数によると、日本のコロナ禍4年間の超過死亡の総数は約60万5,000人であり、2021年以降、お年寄りだけでなく、10歳以上の年代で、全年代で超過死亡となっているのです。特に10歳代から50歳代の超過死亡率は2023年に最も高く、10歳代から30歳代に至っては、60歳以上の超過死亡率を超えます。もちろん60歳代以上も普通に大量に超過死亡しています。ワクチンでコロナの重症化は少し防げましたが、別の何かでこれだけコロナ禍前より亡くなっているんです。

小島勢二氏は、この検証の中でこう締めくくっています。幾つか挙げられている超過死亡の原因に対して、即座に取り得る唯一の処方は、これ以上ワクチンを接種しないことであると。私は、このワクチンがはまだ認可されており、お金を払えば誰でもが打てるということに驚愕をしておりますが、それは、私には残念ながら止める権限はございません。しかしながら、今回、一般補正予算で上がってきましたワクチンへの助成金、これを認めないことはできません。助成をすれば、打つ人が増えるでしょう。そうすれば、犠牲者は増える一方であります。

皆様はB型肝炎という病気をご存じでしょうか。B型肝炎は、ウイルス性肝炎であります。そのほとんどが身内からの感染です。発症し、直らなければ、いずれ肝硬変や肝臓がんを引き起し、命を落とすことも珍しくありません。B型肝炎の致死率は約1%と言われております。

昔、私の住んでいた町の近くに注射器の使い回しが下で薬害を起こした病院がございました。その病院のある町村の人も、私と同じ職場に何人も勤めていました。隣の課の少し年上の方が、その町村出身でした。いつも明るく冗談ばかり言っていました。突然身内に不幸があり、まだ若いのに家業を継ぐことになりました。私が職場でひっそりと、あの町村のところ、若いのにこういう人多くないですかとぼつりと言いましたら、たまたま隣の課から来ていた女性が間髪を入れずに言いました。昔、薬害があったから。B型肝炎訴訟です。そして、こう続けました。私だっていつB型肝炎になるか分からないんだから。その女性も、その町村の出身でありました。私よりやはり少しばかり上でした。独身でした。たまに彼女がうちの課に来ると、よく友達の結婚式に来ていくドレスの心配をしていました。彼女は一度

も、自分の結婚式で着るかもしれない理想のウェディングドレスの話を私たちにしたことはありませんでした。

B型肝炎訴訟が起こったのは1989年です。この話が2016年頃です。私は、その職場を妊娠とともに離れたため、彼女がどういう気持ちで、どういったわけで独身を貫いていたのか、今も独身なのか分かりませんが、薬害というものが及ぼす影響は、当人だけではないのです。何世代にもわたって周りの人たちの運命に暗く影を落としていくものであります。

そして、今助成金をつけようとしているワクチンは、mRNA、いわゆる遺伝子操作型ワクチンであります。那須市烏山、七合診療所の本間真二郎所長は現在55歳ですが、RSウイルスに関する論文が世界的に有名になり、米国立衛生研に招聘され、そこでワクチンの研究をなさっていたこともある感染学とワクチン学の専門家であります。彼は、このワクチンの危険性について、自身のフェイスブックでこう述べています。もしも遺伝子に影響を与えた場合、その影響は、未来にわたって、世代を超えて永続的に続くことになる。

○議長（角田真美） 中島議員にお尋ねします。

あとどのくらいかかりますか。

○2番（中島伸子） あと2ページです。

○議長（角田真美） 1ページは何分ぐらいかかりますか。

○2番（中島伸子） 3分ぐらい。

○議長（角田真美） 第52条に、議長は、必要があるときは発言時間を制限できるとなっているんです。ですから、あと何分ですか。

○2番（中島伸子） 5分ぐらい。

○議長（角田真美） 反対討論はいいんですけども、1回休議します。

休議 午前11時46分

開議 午前11時47分

○議長（角田真美） それでは、休議前に引き続き会議を開きます。

○2番（中島伸子） すみませんでした。

新型コロナの知見は集まってきていますが、ワクチンに関する知見はいまだ十分とは言えません。mRNAに関する全てのワクチンは、人類には時期尚早と思います。私は、この一般補正予算には賛成することはできません。

以上です。

○議長（角田真美） 次に、賛成者の討論を認めます。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 私は、一般会計歳入歳出補正予算（第3号）に、賛成の立場から討論申し上げたいというふうに思います。

今回の補正予算であります。まず感じたこと。今の時代のニーズに合って、なおかつ町民、各議員、各機関等の意見や要望等を広く聞き、それについて十分検討された内容であるというふうに私は認識をいたしました。

これまでの執行側の説明、そして、本日もそうですが、質疑応答を繰り返す中で真摯な答弁をいただいたこと、そして、その内容についてさらに内容を深められたことに対して、まず感謝を申し上げますし、それがまず賛成の理由の1つでございます。

先ほど私が質問しましたことは、実は、これまで議員の方々からも意見、要望があったことでありまして、レンタサイクルにつきましては、町島議員や熊倉議員等が意見、要望等をしたものかなというふうに思いますし、私もあるといいなと思ったもの、これが実現することは、素晴らしいことだというふうに思います。無料で貸し出す、いいことだというふうに思います。

健康福祉センターについても、先ほど答弁いただきましたように、いわゆる適材適所という言葉がございますが、これは人にも物にも使えますが、まさしくそれが当てはまる事業ではないのかなというふうに認識をしております。

また、ワクチン関係につきましても、先ほど中畠議員から反対討論がありました。確かに世の中の方の中には、ワクチンに対する反対の声は様々ございます。あるいは、反対までいなくても、危惧している声というのは町民の中にはたくさんあるんだということは、これは認識をしていただきたいことではあります。ワクチンそのものについては、先ほどこれは中畠議員の討論の説明にもありましたように、ある意味国策で進められてきたと。そして、先ほど私が確認をいたしましたけれども、今回からは、これまでは国・県、そして市町村、いわゆる自治体が主管となってといいますか、その主体となってやってきた部分があると思うんですが、今回からは民間の医療機関にある意味委ねると。その情報提供だけを町はしっかりやるということになっていきますので、この予算取り関係ももちろんそうでございますけれども、そういったところをこれから十分検討した上で、各医療機関への周知活動をされると思いますから、いわゆるそのレプリコンワクチン等への不安等も含めて、そういったことを含めて、しっかり広報活動、周知活動していただきたいというふうに思います。

あと、町道補修箇所につきまして6か所ほど説明いただきまして、先ほど申し上げました6か所目、鏡石スマートICインターチェンジ下り線から県道まで抜ける道路、これについては、私も一般質問の中で、前々回だったと思うんですが、要望させていただきました。多くの方々が、いわゆる町の玄関口の1つとしてここをしっかりと整備していただきたいということを、町外、県外の方おっしゃっていたものですから、そこを実現することを、きれいに

なって鏡石町にお招きをできるということは本当に素晴らしいことだと思いますので、よろしくお願いをしたいと思いますし、その下の県道高架橋から熊野神社までのセンターライン引き、これは以前に東議員が一般質問の中で質問したことだというふうに私は認識もしましたけれども、これについても本当に危険箇所だというふうに私は認識しておりましたので、これも実現するというので、私は安堵いたしておるところであります。

また、中学校野球用ベンチにつきましても、先ほど町長から、将来を担う、我が町を担う、鏡石町を担う子供たちにかかる思いということで、強い思いを聞くことができました。そしてまた、先ほど、バランスよく他の部活動へという話もお願いしましたが、いずれにしてもそういう思いであれば、今後も、補正予算、当初予算等々で、全ての子供たちに対しての支援をしていただけるというふうに私は納得をいたしましたので、賛成するものでございます。

また、中学校プール解体、そして、本予算にはありました老人福祉センターの解体関係、保健センター解体関係ということで、これは、ここ数年のうちにやらなければならない町の喫緊課題だったというふうに思う中で、今回の補正予算の中でこういった事業が前に進むということは、これは本当に迅速な対応であり、いわゆる町長がおっしゃっておられる3つのSのスピードに相当する事業だというふうに私は認識をいたしました。

以上のことをもちまして、今回の補正予算に賛成の立場から討論申し上げさせていただきます。ご賛同賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（角田真美） ほかに討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第94号 令和6年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（角田真美） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休議いたします。

休議 午前 11時52分

開議 午後 1時00分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第95号及び議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第3、議案第95号 令和6年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び日程第4、議案第96号 令和6年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） ただいま一括上程されました議案第95号 令和6年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第96号 令和6年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案書の36ページをお願いいたします。

初めに、議案第95号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、健康福祉センター建設事業の清算による繰入れ及び令和5年度会計の決算に伴う繰越金の確定等による補正であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,032万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,932万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、42ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（根本大志） 46ページをお願いいたします。

続きまして、議案第96号 令和6年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、令和5年度会計の決算に伴う繰越金の確定等による補正であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,532万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、52ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（根本大志） 以上、一括上程されました議案第95号 令和6年度鏡石町国民

健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第96号 令和6年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由をご説明申し上げました。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第95号 令和6年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第95号 令和6年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号 令和6年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第96号 令和6年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第5、議案第97号 令和6年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました議案第97号 令和6年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案書の56ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、令和5年度会計の決算に伴う繰越金及び令和5年度介護給付費確定による国・県補助金の返還等に係る費用などの補正予算でありまして、第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,143万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,843万1,000円とするものです。

内容につきましては、62ページ、63ページからの事項別明細書により説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 以上、議案第97号につきまして提案理由をご説明申し上げます。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第97号 令和6年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第6、議案第98号 令和6年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長 吉田光則 登壇〕

○産業課長（吉田光則） ただいま上程されました議案第98号 令和6年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。

議案書66ページをお開き願います。

このたびの補正につきましては、令和5年度会計の決算繰越金及び南部工業団地土地使用料が財源となるような補正予算となります。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,536万8,000円といたすものであります。

詳細内容につきましては、69ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○産業課長（吉田光則） 以上、議案第98号 令和6年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を終了いたします。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 質疑です。

南部工業団地のイオンリテールとの再契約、坪単価当たり4円減ということで説明受けて

いました。それについて、幾らから幾らへの4円減だったかという説明を本会議場で説明いただいております。議事録に残す関係でお願いいたします。

もう一点は、北部工業団地関係の環境整備ということであったんですが、私も最近、北部工業団地から横山工業団地、ヤマト運輸ですね、あの辺りまで行く用事があつたりして、北部工業団地は町がこうやって一生懸命管理しているわけですけれども、北部工業団地と、いわゆる横山工業団地の境というか、これはどの辺なのかですね、あと北部工業団地には、実際、要するに町内ということでしょうけれども、何企業ぐらい今、立地しているのか、その辺教えてもらえばということですのでよろしくお願いします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 吉田光則 登壇〕

○産業課長（吉田光則） ただいまの9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず、1点目、土地使用料の坪単価についてです。

こちら、これまでは坪234円の坪単価での契約になってございました。ここから坪4円減額し、新しい単価が230円となっております。

2点目、北部工業団地の横山工業団地との境目というふうなところのお話ですが、表現が難しいんですが、ここ横山工業団地に向かって坂を上がっていく途中の辺りといいますか、その辺が境目というふうなところになってございます。

工業団地の立地数ですが、ちょっと正確なところ、現在ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、こちら後日ご報告させていただきたいと、このように思います。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第98号 令和6年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第7、議案第99号 令和6年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） ただいま上程されました議案第99号 令和6年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書76ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、令和5年度会計の決算に伴う補正と保留地処分金第3工区管理設計変更案作成業務委託に係る増額補正でございます。第1条では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,130万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,430万3,000円とするものでございます。

歳入歳出の詳細につきましては、82ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（根本 博） 以上、議案第99号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第99号 令和6年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(角田真美) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第100号及び議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(角田真美) 日程第8、議案第100号 令和6年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第1号)及び日程第9、議案第101号 令和6年度鏡石町下水道事業会計補正予算(第1号)の2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(角田真美) 異議なしと認めます。

したがって、議案2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 圓谷康誠 登壇〕

○上下水道課長(圓谷康誠) ただいま一括上程されました議案第100号 令和6年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第1号)及び議案第101号 令和6年度鏡石町下水道事業会計補正予算(第1号)の2議案について提案理由の説明を申し上げます。

議案書86ページをお願いいたします。

初めに、議案第100号 令和6年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第1号)について説明いたします。

このたびの補正予算については、令和6年度の消費税の納付予定額を増額する補正予算であります。第2条、収益的収入及び支出において、支出、第1款水道事業費用、第2項営業外費用の既決予定額に590万円を増額し、4,923万6,000円とするものです。

内容については、88ページの事項別明細書で説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長(圓谷康誠) 続きまして、議案書90ページをお開きください。

議案第101号 令和6年度鏡石町下水道事業会計補正予算(第1号)について説明いたし

ます。

こちらの補正予算につきましては、公共下水道事業の管路施設補修工事及び農業集落排水事業の公共汚水ます設置工事費を増額するものです。第2条、収益的収入及び支出において、支出、第1款公共下水道事業費用、第1項営業費用の既決予定額に150万円を増額し、3億911万2,000円とするものです。第3条、資本的収入及び支出において、予算、第4条本文括弧書き中、資本的収入が資本的支出に対し不足する額5,047万4,000円は当年度分損益勘定留保資金5,047万4,000円を、資本的収入が資本的支出に対し不足する額5,067万4,000円は当年度分損益勘定留保資金5,067万4,000円に改め、第2款農業集落排水事業資本的支出、第1項建設改良費の既決予定額に20万円を増額し、70万円とするものです。

内容については、92ページ以降の事項別明細書で説明します。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（圓谷康誠） 以上、一括上程されました議案第100号及び議案第101号の2議案の提案理由の説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第100号 令和6年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第100号 令和6年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号 令和6年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第101号 令和6年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎産業厚生常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 次に、日程第10、請願・陳情についての件を議題といたします。

初めに、産業厚生常任委員会に付託しました請願第1号について委員長の報告を求めます。
10番、小林政次議員。

〔産業厚生常任委員長 小林政次 登壇〕

○10番（産業厚生常任委員長 小林政次） それでは、報告いたします。

令和6年9月18日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

産業厚生常任委員会委員長、小林政次。

請願審査報告書。

本委員会は、令和6年9月4日に付託された請願を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和6年9月9日。開議時刻、午前9時27分。閉会時刻、午後3時38分。出席者、委員全員。開催場所、第1会議室。

説明者、紹介議員、吉田孝司、福祉こども課、菊地課長、真壁副課長、小林副課長、健康環境課、大木課長、館川副課長、岩橋総括主任保健師、税務町民課、根本課長、須賀主幹兼

副課長、灘山副課長、北畠副課長、教育課、大河原課長、富岡指導主事、圓谷副課長。

付託件名、請願第1号 鏡石町健康福祉センター「ほがらかん」における保健・医療・福祉・介護に関する行政事務手続きの一元化を求める請願書。

審査結果、請願第1号は、不採択とすべきものと決した。

審査経過、請願第1号については、紹介議員及び担当課の意見・説明を求め審査した結果、賛成多数で不採択とすべきものと決した。

意見、なし。

以上でございます。

○議長（角田真美） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 11番の円谷ですが、ただいまの審査報告に対してお尋ねをいたします。

今回の請願は、非常に町民の要望にかなっていないのではないかというふうに私は思うんですね。せっかくたくさんのお金をかけて、あの施設を造って、それが町民に不便をもたらすようなものであってはならない、こういうふうな考えであります。そして今、世の中まさにデジタル化の流れで、国のほうでもデジタル担当大臣まで置いてデジタル課を進めようとしているわけでございます。このデジタル化というものを活用すれば、この請願の趣旨に合ったような方向性が可能ではないかというふうに思うんですが、その辺について議論があったのかどうかをお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する委員長の答弁を求めます。

10番、小林議員。

〔産業厚生常任委員長 小林政次 登壇〕

○10番（産業厚生常任委員長 小林政次） 委員会の審議の中では、そういうこともありました。

以上でございます。

○議長（角田真美） ほかにございませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 請願第1号につきましての委員長の報告に対する質疑でございます。

審査結果、審査経過、意見等がこちらに記載をされておりますが、経過、これ結果の内容詳細だと思いますが、賛成多数で不採択とすべきものと決したというのが委員会の結論だというふうに認識いたします。

賛成多数とありますが、実際何対何で、どの委員が賛成、どの委員が反対なのか、そちらを明らかにお願いしたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

10番、小林議員。

〔産業厚生常任委員長 小林政次 登壇〕

○10番（産業厚生常任委員長 小林政次） 賛成多数ということでございますので、3人以上の賛成者がございました。それから、名前ということでございますが、休議中の中で協議しておりますので、それらは会議録には記載されておられませんし、表決に当たっては賛成か反対かとか、不採択だけですので、名前までは申し上げることができません。

以上でございます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員の再質疑を認めます。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま委員長の答弁の中で、これはゆゆしき発言があったと私は認識をいたしました。

休議中の中でどうのこうのという話でしたが、休議中の中の云々というのは、実際には関係ありません。要するに、ここに挙がってくる正式な報告書というのは、会議された状態の中で決められたことを報告するのであり、休議中については、それこそ皆様方ご存じのように、いろんな話が出ますね。そういったことが、もしここで逆にこれ出てきたら、おかしい話になると。ですから、休議中云々なんて話は、これはここで答えるべきことではないし、まして休議中に、確かに採決の方法や意見調整をする場合が実際ございますけれども、その件と私が質疑をした内容についての答えが、これが食い違っていると私は認識いたします。実際に何対何でという数のお話をいたしましたけれども、誰が賛成をし、誰が反対をしたのかというのは、これは公開されるべき事実であります。

先ほど我々本会議においても、起立、不起立ということで明らかに意思を表示いたしましたけれども、委員会の中におきましても、挙手ないしは起立等で恐らく採決をしておるわけです。今回はどのような手法をもって採決をしたのか。もし起立ないしは挙手をもって採決をしたのであれば、誰が挙手をし、誰が挙手をしなかったのか、起立、起立しなかったかとなりますが、それは明らかであり、それはむしろ委員会の委員長報告の中でも本来であればすべきことであり、しかし今回記載はありませんが、話を受けた場合にはそれは答弁せざるを得ない公開すべき事実にあたると私は認識いたします。

もしそうでなければ、委員会も本会議と同じく公開が原則でありますから、公開が原則であるものを秘密にするということは、それは果たしていいのかどうか、その件についても、

しっかりとともとの段階に遡って考えなければならないことですから、委員長のご判断でそれは秘密にするということにしたのか、その辺はもう一度よく答弁いただきたいと思います。気をつけて答弁してください。

○議長（角田真美） ただいまの吉田議員の再質疑に対する小林委員長の答弁を求めます。
小林議員。

〔産業厚生常任委員長 小林政次 登壇〕

○10番（産業厚生常任委員長 小林政次） 今の質問に対する答弁でございますが、採決の場合には、本件についての不採択とすることに賛成の方は挙手願いますと挙手で行いました。それで、挙手によりまして不採択とする方が3人以上いたということでございます。そして、会議録には氏名は記載されておられません。

以上でございます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員の再々質疑を認めます。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 再々質疑ですが、最後になりますから。

委員会の重みということ、常任委員会、特別委員会ありますが、私も特別委員会の委員長をやったことがあるから分かりますけれども、誰が賛成をしたのか、誰が反対をしたのか、これ、例えば本会議で異議あり、それは大体異議なしということが予想されるから、そういうふうなことで議長は聞くわけですよ。しかし、先ほどのように大きく割れる場合には、起立、あるいは挙手という形で誰が手を挙げたのか、そしてそれが数で幾らあるのかというのが、これが採決の仕方なんです。これは議員規定に書いてあります。そして、私が先輩に申し上げるのも失礼ですけども、これは逆にみんなが分かっているくちやいけない常識なことでもあります。

そういう中で今回、3挙手、3人以上いたということで不採択となったということですが、議事録には恐らく載らないことだと思うんです、これは。しかし、委員長として誰が賛成したのかということをご自分で認識をしておかなければ、これは委員長としての役割、私は、言い方悪いですけども、失格だと思います。誰が、そして何人が賛成して、結局このような不採択とした結果になったのか、それをはっきりしてもらわないといけない。というのは、委員会で採択、不採択を決めますが、最終的な判断は、請願・陳情を決めるのは、この本会議なんです。

ですから、例えば、その議員が委員会の中で反対したといっても、本会議で採決をするまでにもしかしたらば、その議員にしっかり私が説明して、あるいはほかの議員が説明して翻意にすることもできるんですよ。委員会の中では反対しちゃったけれども、本会議ではちゃんと説明聞いたらば、私は賛成に回るなんてこともあるんです。過去においても、前申し上げ

げたように、委員会の判断と本会議での判断がひっくり返ったことも実はあるんです。それは皆さん方、先輩方の議員は見ていて分かったと思いますが、そういうこともあるんですよ。ですから、どの議員が賛成しどの議員が反対したかというのは、これはそれをしっかり記録し、あるいは報告することも大事ですが、そのほかの意味もあるんだということが今、申し上げたとおりなんです。

いずれにしても、私はそこをしっかりと明らかにしてもらいたい。そうでなければ、例えば記録課として町職員の方、わざわざ1名おいでいただいていますね、若手職員の方に同席してもらって記録してもらっています。記録している人というのは、ただ記録しているだけじゃなくて恐らく録音し、場合によっては必要によっては画像も取るでしょう。誰が賛成したかというのは、これ、1人の目撃証人でありますよね。だから、そういうものまで含めて、実際に記録課の人にはお願いをしなくちゃならないわけだと思うんです。もし、例えば委員長がその場で、あるいは事務局がその場で見落とすなんてことも、これ人間ですから、あり得ますから。しかし、誰かが見ていて、この人とこの人とこの人が賛成して何人なんだというのは、これは客観的事実として残しておかなければ。実際、誰が賛成したんですが、3人とは。その3人が明らかでないのに、3人以上と言うことが果たして本当なのかということになっていくんですよ。

ですから、この挙手3人以上が誰なのか、誰と誰と誰が賛成したから、あるいは逆に反対でもいいです。反対の人がこの人、継続審査と言ったのはこの人。ですから、その辺のことをちゃんとしっかりと明らかにしていただかないと、委員会でせっかく慎重審議したとしても最後の結果のところでは不明瞭なところが出てしまっただけでは、議論した意味がないじゃないですか。ですから、そういったところをしっかりと報告していただきたいと、それが私は委員長の報告だと思います。中身については聞けませんから。私がここで聞けるのは、この審査結果、そして審査経過についてのおただしであって、それについては聞けますけれども、それ以上のことは聞けませんので、しかしその結果、経過について疑義がある場合には、私は今申し上げたとおり、先ほど来から聞いているわけです。ですから、明らかにしてください。これは委員長の義務だと思います。

以上です。

○議長（角田真美）　ここで、一時休議いたします。

休議　午後　1時49分

開議　午後　1時50分

○議長（角田真美）　休議前に引き続き会議を開きます。

吉田議員の再々質疑に対する答弁を求めます。

10番、小林議員。

〔産業厚生常任委員長 小林政次 登壇〕

○10番（産業厚生常任委員長 小林政次） それでは、ご答弁申し上げます。

私が考えたのは、固有名詞ですか、それは出さなくても、3人以上いたということで分かるのかなと思っておりましてけれども、実際は本会議の中でいろんなやつがありますけれども、賛成多数だけで名前は言えませんよね。だから、私はそのつもりでございました。ただ、話しします。

第1号につきましては不採択ということで、中畠委員、畑委員、稲田委員の3人でございます。私は採決に、賛成多数が3対2なんで、混ざっておりません。

以上でございます。

○議長（角田真美） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（角田真美） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の意見を許します。

9番、吉田議員。

〔発言する者あり〕

○議長（角田真美） 委員長の報告に対して反対ですね。

原案に対して反対の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（角田真美） 原案に賛成の発言を許します。

〔「原案というのは何ですか」の声あり〕

○議長（角田真美） 原案というのは……。

休議いたします。

休議 午後 1時53分

開議 午後 1時53分

○議長（角田真美） 会議を再開いたします。

委員長報告に対しての反対の討論でいいですね。

吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 請願第1号 鏡石町健康福祉センター「ほがらかん」における保健・医

療・福祉・介護に関する行政事務手続きの一元化を求める請願書の委員長報告に対する反対討論を申し上げます。

そもそもこの請願は、私が紹介議員となり提出させていただいたものでございます。委員会の中におきましても、説明を求められ、説明に対して真摯にお答えを申し上げました。そしてまた、委員会の中においては委員長の指揮の下、慎重審議がされたものとして認識をしておりますし、この点については深く感謝を申し上げます。

さて、結論としましては、委員会の中では不採択とすべきものであったということで、挙手として3人以上の反対が、不採択とすべきということに対する意見が多かったということでございます。

これについては、この後も本会議でもう一度、採択、不採択を決めていくようなことになるわけですが、先ほど円谷議員から話がありましたとおり、今はデジタル化の時代。今、デジタル化をさらに超えまして、デジタルトランスフォーメーション、デジタル化というのは英語ではデジタルイゼーションというふうに言うんですけれども、今はデジタルトランスフォーメーション、DXというふうにさらに進歩をしております、これについては、以前の磐梯町の講演の中で説明がいろいろ詳しくありました。そして今、ICTなども活用し、いわゆるインターネット、あるいはデータの共有、そういったもので、これは横のつながりが幾らでも増やせる時代になってきているという中で、先ほど円谷議員のおたじだつたんじゃないかと私は認識をしておるんですが、まさしく私もそのように思っております。

建物がほがらかんで、保健、医療、福祉、介護に関する手続が全て行われること、これはもしかしたらば、この健康福祉センターがもともと本来できる目的の一つであったのかもしれない、あるいはそういったものを望んだからこそ町民やその当時の議員が賛成したのかもという気持ちもあると思います。

しかし、現実においては、ご説明いただいた福祉こども課と健康環境課の2課が、そして外郭団体等が入居するところであり、それ以外の、例えば同席説明いただきました税務町民課は、そちらには入居していない、こちらの役場本庁舎の中にあるような状況であります。しかし、ご説明したとおり、例えば健康保険、あるいはそういったもので税務町民課さんのほうに行かなければならない、そういうことがございます。しかし、一元的に、いわゆるワンストップ化でほがらかんのほうでやってもらえたら、それこそこの健康福祉センターということで、いわゆる保健、医療、福祉、介護の一体化を目的とした、いわゆる地域包括ケアの中核施設であるこのほがらかんでありますから、そこで名実ともにその機能が果たせるのではないかというのが、この請願者、そして私の考えであったわけです。

言葉、選ぶのはちょっと失礼かもしれませんが、今の状態では、あの場所は残念ながら地域包括ケアの中核施設とはまだまだ言えない状況にあるのではないかと思います。もちろん

その取っかかりという、これからなのかもしれませんが、これからやっていただけるという、そういうふうなことも含めて、執行に検討していただけるということも含めて、私はこの請願を挙げたつもりでございました。

今すぐ、例えばあの場所に全ての課が入って、あの場所でそれこそもう一つ役場のような組織みたいにして、あそこで全部できたらいいんじゃないかということもそれもありますが、それは逆にむしろ非現実的で、そうでなくて、今できること、そしてこれからこういったことが、それこそ円谷議員おっしゃったようなデジタル化、DX、ICT、そういったものを活用しながら、そして以前から執行から説明ある横のつながりも生かしていただきながらやっていただけるものだと思って、提案したものです。

また、一般質問でも申し上げたとおり、健康福祉センターにも、例えば総合窓口を置いていただきたいとか、あるいは委員会の中で私は1つの提案をしたんですが、これ町長、参考にしていただきたいと思って今、お話ししますけれども、こちらの本庁と向こうの課の兼務のような形で職員を置いてはどうかと。要するに、こっちの仕事もできる、あっちの仕事もできる、そういうふうな人を置いていただければ、こちらと向こうの取次ぎがよりやりやすくなるのではないのかなど。要するに、データの共有ということも大事ですが、人を共有、あるいは人をシェア、ワークシェアリングという表現がありますが、これには1人の人に多くの機能を持って、その人に働いてもらうということもできるのではないかということで、これは委員会の中でも委員会の皆さんにも説明をしたところでございました。

いずれにしても、手法はともかく、この健康福祉センターにおいて、行政事務手続が一元化、要するにワンストップでできることに対して私は強く望んでおりますので、委員会の判断である不採択ということには断固反対し、討論とさせていただきます。本会議においては、皆様方、もう一度リセットされた状態で皆様方のご賛同を賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上であります。

○議長（角田真美） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

請願第1号 鏡石町健康福祉センター「ほがらかん」における保健・医療・福祉・介護に関する行政事務手続きの一元化を求める請願書について、本件に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

本件を委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（角田真美） 起立多数であります。

したがいまして、本件は不採択とすることに決しました。

次に、請願第2号について委員長の報告を求めます。

10番、小林政次議員。

〔産業厚生常任委員長 小林政次 登壇〕

○10番（産業厚生常任委員長 小林政次） それでは、報告申し上げます。

令和6年9月18日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

産業厚生常任委員会委員長、小林政次。

請願審査報告書。

本委員会は、令和6年9月4日に付託された請願を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和6年9月9日。開議時刻、午前9時27分。閉会時刻、午後3時38分。出席者、委員全員。開催場所、第1会議室。

説明者、紹介議員、吉田孝司、福祉こども課、菊地課長、真壁副課長、小林副課長、健康環境課、大木課長、館川副課長、岩橋総括主任保健師、税務町民課、根本課長、須賀主幹兼副課長、灘山副課長、北畠副課長、教育課、大河原課長、富岡指導主事、圓谷副課長。

付託件名、請願第2号 鏡石町健康福祉センター「ほがらかん」における子ども・子育てに関する行政事務手続きの一元化を求める請願書。

審査結果、請願第2号は、不採択とすべきものと決した。

審査経過、請願第2号については、紹介議員及び担当課の意見・説明を求め審査した結果、賛成多数で不採択とすべきものと決した。

意見、なし。

以上でございます。

○議長（角田真美） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 請願第2号についての委員長報告がありました。先ほどと同じでございますが、請願第2号について賛成多数で不採択となったということでございます。委員のそ

それぞれの賛否、どのような状況であったのかお尋ねをしたいというふうに思いますので、ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

10番、小林議員。

〔産業厚生常任委員長 小林政次 登壇〕

○10番（産業厚生常任委員長 小林政次） お答えいたします。

請願第2号につきましても、第1号と同じで不採択に賛成の方ということで、畑委員、中島委員、稲田委員の3名がございましたので、賛成多数ということで採決いたしました。

以上でございます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございますか。

吉田議員の再質疑を認めます。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 請願第1号のときは再々質疑でしたから、それ以上私、お尋ねできませんでしたが、再質疑の中でこの賛成の方にお尋ねいたします。

先ほどと同じくということですから、今回の不採択とすべきものとしたのは、順序よく言うと畑委員、中島委員、稲田委員の3名ということで間違いなく。そうすると、残りは、委員長を除きますから、熊倉委員と込山委員ということで、熊倉委員と込山委員は賛成、採択とすべきとしたのかどうか。こちら、ほかの、不採択とすべき方は分かったんですが、そうでない方々の表示、どのようだったのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 再質疑に対する委員長の答弁を求めます。

小林政次議員。

〔産業厚生常任委員長 小林政次 登壇〕

○10番（産業厚生常任委員長 小林政次） それでは、お答え申し上げます。

一応、特別委員会の中での採決でありますので、そのほかの2名の方につきましては、継続審査ということございました。

以上でございます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 11番の円谷です。

請願権というのは、憲法16条で保障された国民の基本的な権利ですね。これは軽々しく挙手するべきものではないわけです。保障というのは、例えば執行においても、この国民の権利でありますから、これに対して誠実に対応するとき、そういう責任も負っているわけです。

ね。ですから、委員会としても、そのことを踏まえて執行に対して、そういう表明の可否があるんだけど、どういうふうにしてこれは対応することができるのかということ、もっと真摯に議論を深めなければならないんですね。それを軽々しく、不採択とすべきと簡単にこれを否定することは許されない。こういうことをこれからも認識をして、町民の請願・陳情の審議に当たっていただきたい。

非常に残念な結果だということで、委員長に、本当にそういう今のデジタル化に対応したものも、前の項で言いましたけれども、そういう深みのある議論をしたのかどうなのか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する委員長の答弁を求めます。

10番、小林議員。

〔産業厚生常任委員長 小林政次 登壇〕

○10番（産業厚生常任委員長 小林政次） ご答弁申し上げます。

一応、委員会の中では、時間をかけまして慎重審議いたしました。その慎重審議の中で出たのが今回の結論でございます。

以上でございます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

円谷議員の再質問を認めます。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 再質問いたします。

委員長は報告の中で、そういう議論があったというだけの報告ですが、具体的に、この請願に対する対応をどうすべきかという議論の中身についてもっと詳しく報告いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（角田真美） 再質疑に対する委員長の答弁を求めます。

10番、小林議員。

〔産業厚生常任委員長 小林政次 登壇〕

○10番（産業厚生常任委員長 小林政次） 今の質疑に対する答弁をいたします。

先ほども申し上げましたとおりに……。

〔「聞けてねえ」の声あり〕

○10番（産業厚生常任委員長 小林政次） じゃ、答弁をよく聞いてください。

○議長（角田真美） 私語は禁止いたします。ご静粛に願います。

○10番（産業厚生常任委員長 小林政次） 一応、委員6人の中で慎重審議、審査いたしました。それと、紹介議員に対する質疑、それから町執行部に対する質疑も数点ありました。

そういうことから、最終的には、先ほど言いましたように不採択が3名、それから継続審査が2名ということになりましたので、答弁いたします。

[発言する者あり]

○議長（角田真美） 静粛に願います。

ほかにございますか。

[「ちゃんとやれ」の声あり]

○議長（角田真美） 私語は禁止いたします。

[「何を言ってんだ」「本会議ですよ」の声あり]

○議長（角田真美） 静粛に願います。静粛に願います。発言中でありましたから、静粛に願います。

質疑に関して、あとございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

まず、委員長報告に対して反対の発言を許します。

9番、吉田議員。

[9番 吉田孝司 登壇]

○9番（吉田孝司） 請願第2号 鏡石町健康福祉センター「ほがらかん」における子ども・子育てに関する行政事務手続きの一元化を求める請願書に対する委員長報告は、不採択とすべきものでございました。それに対して、反対の立場からの意見を申し上げます。

この請願につきましては、子どもを育てながら、豊郷地区でキュウリをつくっている農家の方からの請願の意思を受け、私が紹介議員として出したものでございます。ご自身の経験において、この方は、話を聞きますと、もともとじいちゃん、ばあちゃん、あるいはお母さんは鏡石出身で、自分たちは須賀川に住んでいたようなんですが、町内に移住をすると。そして、移住の過程で様々な手続、それはご自身ばかりではなく子供たちの手続ということで、ご自身の経験を生かして今回のような請願に至ったということでございます。

子供を育てながら、あるいは子供を連れながら、その手続をいろいろ行うことは大変でございます。私自身も過去においてそういう経験はありますが、子供をだっこするのも大変、子供をベビーカーに乗せて押したり引っ張ったりするのも大変、おんぶするのも大変でございます。特にこの暑い温暖化の中、ただいだけで大変だという中で、移動する困難さというのは極めてその困難さを増しているのはご存じだと思います。確かに、健康福祉センターほがらかんで子ども・子育てに関する手続が1か所でワンストップでできることは、これは

本当に夢のような話かもしれませんが、しかし、それを町民は多くの方が望んでいると思っております。

子供の場合、先ほど説明者の中にありましたが、先ほどから出ています福祉こども課、健康環境課、税務町民課のほかに教育関係で、学校関係、幼稚園関係、あるいは保育園関係、そういったものも含めて教育・保育に関する手続等もさらに増えるということで、先ほどの請願第1号よりもさらにまた別な意味で広範にわたる手続が必要になります。確かに、ほがらかんの近くには町公民館、教育委員会もございますから、そういったところにはある意味近いところもございますけれども、しかし、役場庁舎内の、先ほど申し上げた税務町民課においても手続をしなければならないこともございます。

ということで、やはりこの辺も、先ほど来と同じですが、ICT、DX、そういった時代において、そういったことを、もちろん議会としても考えなければなりません、執行にこれから考えていただかなければならないことだと思いますし、そしてまた、先ほども申し述べ忘れましたが、いわゆるDXを推進するということの1つの題材にもなる内容であるということはお酌み取りいただきたいと思います。DXってどうするの、DXってどうするの。コンピューターを配置する、インターネット環境を配置する、データ共有の機能を持たせる、それだけがDXではありません。しっかりそれが住民サービスに現実的な形になって跳ね返ってこなければ、DXをやったという意味がありません。ただの自己満足になってしまいますから、逆にこういうふうな要望をしっかり承っていただいて、DXを実際に初歩からでもいいんで、こういったものから始めていただくということで、私はその1つの題材になるのではないのかなというふうに提案をしておきたいと思います。

いずれにしましても、この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものということでございまして、それに反対いたします。ぜひ、子ども・子育ての手続がほがらかんで一元化してできるようにお願いしたいなと思いますので、皆様方、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（角田真美） ほかに討論ありませんか。

委員長報告に賛成の発言を許します。

2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） この請願第1号、第2号ともに、同じく行政事務手続の一元化を求めるということで、双方まとめて産業厚生常任委員会のほうで協議いたしました。様々な質問とか出たんですけれども、その中で、最終的にあくまで私として導き出しました答えが行政事務手続の一元化、この言葉が非常に抽象的であり、どこからどこまで含むのか分から

ない。よって、予算とか、そういうものをどれだけつけばいいのか分からないということですね、ここに帰結いたしました。

職員の対応の問題、例えば兼務できないかということも、吉田議員に来て説明をしていただきました。そして、職員の皆様方に聞いて、かなりやはり課が違う中でやり取りするというのは難しいと、そういうようなことも聞きました。それから、保健師さんは兼務でやっているのではないかと吉田議員がおっしゃいましたので、この件についても職員の皆さんに、どうなんだと、実際できそうですかというふうに聞いたら、保健師さんの方が、やりたくて兼務していないと、人材不足であると、そういうふうに答えておりました。そもそも人がいないと。

そのような中で、行政事務手続の一元化といっても職員はどうしても増やさなくてはならないだろうということで、やはりこれは最終的には予算の問題に帰結するかなと。それで、行政事務手続の一元化という言葉がやはりどこからどこまで予算をつけるんだという話になりまして、これはやはりそう簡単には認められないと。もう少し範囲を絞って、ここだよとか、ここを何とかしてくれとか、そういうふうにならないと、これではちょっと範囲が広過ぎるだろうということ。

それから、職員に聞き取りましたときに、やはり現状、あっちに行ったりこっちに行ったりというような面倒くさいことになってしまうような人は、聞き取りの上きちんと職員が現状、対応していると、そしてそういう面倒くさい手続を町の皆様にやらなくて済むように職員が手配しているということもお聞きしました。というわけで、最低限の一元化は達されているとみなし、今回の件は不採択といたしました。

以上、一委員から報告いたします。

○議長（角田真美） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

請願第2号 鏡石町健康福祉センター「ほがらかん」における子ども・子育てに関する行政事務手続の一元化を求める請願書について、本件に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

本件を委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（角田真美） 起立多数であります。

したがいまして、本件は不採択とすることに決しました。

次に、請願第3号について委員長の報告を求めます。

10番、小林政次議員。

〔産業厚生常任委員長 小林政次 登壇〕

○10番（産業厚生常任委員長 小林政次） それでは、報告いたします。

令和6年9月18日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

産業厚生常任委員会委員長、小林政次。

請願審査報告書。

本委員会は、令和6年9月4日に付託された請願を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和6年9月9日。開議時刻、午前9時27分。閉会時刻、午後3時38分。出席者、委員全員。開催場所、第1会議室。

説明者、紹介議員、吉田孝司、健康環境課、大木課長、舘川副課長、岩橋総括主任保健師。

付託件名、請願第3号 鏡石町における小児医療の充実を求める請願書。

審査結果、請願第3号は、継続審査とすべきものと決した。

審査経過、請願第3号については、紹介議員及び担当課の意見・説明を求め審査した結果、賛成多数で継続審査とすべきものと決した。

意見、なし。

以上でございます。

○議長（角田真美） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 請願第3号 鏡石町における小児医療の充実を求める請願書に対する委員長報告は、継続審査とすべきものだったという報告を承りました。委員会報告の委員長報告で継続審査となり、本会議で同じく継続審査となれば、次の議会に持ち越しになるものだというふうに認識しておりますので、その辺も理解していました。

その中で、1点、担当課、健康環境課さんをお呼びして、ご説明いただいたというふうに思うんです。その中で、私もまだその委員会の議事録とか見せてもらっていませんから、分かりませんが、これ、私も一般質問でやりましたけれども、町が小児医療の充実を求めるといふことに対して、現状でどのような政策を行っているから、あるいは今後、どういうふう

なことを行うんだとかという説明があったんだろうというふうに思うんです。その辺についてどのようにお考えか、お尋ねをいたしたいと思うんです。

それにつきましては、これは委員長、今報告に対する質疑でございますから、その質疑、答えるかどうかということは考えていただいて答えていただきたいですし、この実現の可否については、議案、請願も含めてだと思っておりますが、執行側に質疑することもできないわけではないという形になっておりますので、その辺、重ねて執行から説明いただいても構いませんが、ご答弁賜りたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（角田真美） ここで、休議いたします。

休議 午後 2時29分

開議 午後 2時30分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

吉田議員の質疑に対して委員長の答弁を求めます。

10番、小林議員。

〔産業厚生常任委員長 小林政次 登壇〕

○10番（産業厚生常任委員長 小林政次） 答弁申し上げます。

ただいまの執行に対する意見ですか、質疑ということもありましたので、それにつきましては、産業厚生常任委員会ではお答えできません。ただ、一応うちのほうの質疑の中では、小児科がなくなったことについて町としてどう考えているのか、どうしていきたいか、現状何をしているかについて教えてくださいという、そういう質疑がございました。

以上でございます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

請願第3号 鏡石町における小児医療の充実を求める請願書について、本件に対する委員

長の報告は継続審査であります。

お諮りいたします。

本件を委員長の報告のとおり継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、委員長から申出のとおり継続審査とすることに決しました。

◎総務文教常任委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（角田真美） 日程第11、総務文教常任委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎産業厚生常任委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（角田真美） 日程第12、産業厚生常任委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎広報広聴常任委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（角田真美） 日程第13、広報広聴常任委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました閉会中の継続調査の申

出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（角田真美） 日程第14、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉議の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（角田真美） ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、去る9月4日から本日までの15日間にわたり、全21議案につきまして慎重にご審議をいただき、全議案を原案どおり承認、同意、議決を賜りました。

ここに厚く御礼を申し上げますとともに、衷心より感謝の意を表する次第であります。

今定例会は、決算議会と言われるように、令和5年度決算審査が特別委員会において行われたところであり、決算審査はもとより、本会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重して対応してまいりたいと考えております。また、議決いただきました今年度各会計補正予算につきましても、迅速な執行に努めてまいりたいと思

います。

最後になりますが、議員各位にはご多忙のところとは存じますが、ご自愛をいただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（角田真美） これにて第5回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時37分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 角 田 真 美

署 名 議 員 込 山 靖 子

署 名 議 員 吉 田 孝 司

署 名 議 員 小 林 政 次